ことも園のしおり

重要事項説明書



社会福祉法人 旭東愛児会

めぐみ幼保連携型認定こども園

TEL:086-942-5263 FAX:086-942-5289

めぐみ第二幼保連携型認定こども園

TEL:086-944-4316 FAX:086-944-4325

I	社会福祉法人 旭東愛児会 概要	1
1	1 法人の概略	1
2	2 社会福祉法人旭東愛児会沿革	2
3	3 施設の概略	6
	(1)めぐみ幼保連携型認定こども園	6
	(2)めぐみ第二幼保連携型認定こども園	6
4	4 めぐみ幼保連携型認定こども園 運営規程	7
5	5 めぐみ第二幼保連携型認定こども園 運営規程	16
6	6 園歌	25
7	7 周辺地図	26
8	3 施設の平面図	27
	(1)めぐみ幼保連携型認定こども園平面図	27
	(2)めぐみ第二幼保連携型認定こども園平面図	28
П	教育・保育の内容	29
1	1 入園受付にあたって	29
2	2 教育・保育の理念	32
	教育・保育の基本方針	32
3	3 教育と保育の目標・方針	33
	(1)教育•保育目標	33
	(2)教育•保育方針	33
4	4 行事	34
	(1)一年間の行事	34
	(2) 一年を通して定期的に行われる行事	35
	(3)教育・保育内容に関する行事	36
	(4)その他の行事	37
5	5 子供さんの一日	37
	(1)めぐみ幼保連携型認定こども園の1日の流れ	38
	(2)めぐみ第二幼保連携型認定こども園の1日の流れ	39
6	6 登降園について	40
	(1)登園の時には	40
	(2)登降園時の手順	41
	(3)駐車場について	42
	(4)毎日のお当番活動	43
7	7 食事と離乳食	44

(1)食事は保育の柱です	44
(2)食事の提供	45
(3)幼児食	45
(4)おやつに「自家製飲むヨーグルト」を出しています。	46
(5)1 日のエネルギー配分は?	47
(6)離乳食	47
離乳食のめやす A	48
離乳食のめやす B	49
(7)アレルギーの完全除去食はたいへん困難です	50
(8)こども園におけるアレルギーの対応について	53
(9)関連書類の書式	55
①「生活管理指導表」-1	55
②「生活管理指導表」-2	56
③「アレルギー児状況調査票」	57
④「家庭での除去の内容」	58
⑤「除去解除申請書・めぐみ」	59
⑥「除去解除申請書・第二」	60
(10)給食室の設備	61
Ⅲ 防災と安全管理	62
1 子供さんを災害から守る為に	62
(1)防災訓練計画	62
(2)火災報知器・通報専用電話・消火器設置場所図・避難経路図	63
(3) 災害時の避難場所はここです!	64
(4) 気象警報発令時・災害時の対応について	65
①風水害について	65
②地震について	66
(5) 万が一に備えて	67
IV 保健と健康管理	68
1 登園時の注意事項	68
(1)病気や、身体に異常がある時は、お休みして下さい	68
(2)ご家庭では変りなかったでしょうか?	68
(3)保育中に発熱・発病した場合	68
(4)薬について	68
(5)持病のある子供さんは	69
(6)予防接種について	69
2 伝染性疾患について	70

	(1)出席停止の伝染性疾患について70
	(2)学級閉鎖について70
	(3)感染症の登園基準71
	(4)健康観察記録表について72
	①インフルエンザ罹患時の再登園までの流れ72
	②健康観察記録表記入例72
	③健康観察記録表73
3	3 仕事を休むことが無理な時は、病児保育を利用しましょう74
4	
5	5 主に利用している病院リスト75
6	5 誤って異物を飲んでしまったら
	(1)誤飲の手当て早見表77
7	7 乳幼児突然死症候群(SIDS)から赤ちゃんを守る為に
	(1)こども園ではこのように気をつけています78
	(2)お母さん気をつけて!
8	3 備品の紹介79
	①保育室79
	②衛生面79
	③セキュリティ面79
V	家庭との連携
1	保護者の方々へのお願い80
2	2 教育・保育時間80
	(1)めぐみ幼保連携型認定こども園80
	(2)めぐみ第二幼保連携型認定こども園
3	8 日本スポーツ振興センターへの加入
۷	
5	5 園への連絡 Web サービス82
	①園への連絡ページの表示82
	②フォームの入力
	③登録後の表示
6	
	(1)掲示・お便りでお知らせします84
	(2)ご家庭と園をつなぐファイル通信84
	(3) 園だより一冊あれば
	(4)毎日の写真を公開しています85
	「デジタルピクチャー」サイトについて86

		目次	
		(5)ホームページの保護者ページをご活用ください。	86
	7	緊急連絡の方法	87
		(1)緊急の時に必要です	87
		(2)職場への電話連絡は?	87
		(3)このような時、手続きは・・・?	87
		「メールアドレス」登録について	88
		(4)原則、保護者以外にはお渡ししません	88
		(5)メールでの連絡	88
	8	提出物について	88
	9	苦情解決について	89
		(1)こども園に対してのご意見・ご要望をお述べになる機会	89
		(2)今までにいただいた「ご意見・ご要望」	89
		(3)要望・苦情等に関する窓口	90
		虐待防止のための措置に関する事項	90
	10	利用の終了に関して	90
	11	職員の研修	91
	12	個人情報保護に関して	91
		(1)基本方針	91
		(2)個人情報保護に関するお問い合わせ窓口	91
VI	消	準備物の案内	92
	1	入園にあたって	92
		入園にあたり提出して頂く書類	92
	2	ご用意下さい	98
		0~1歳児	98
		2~3歳児	98
		4~5歳児	99
		園で使用する衣類について	100
	3	衣服の保管場所について	101
	4	名前はここへ	101
	5	園外保育の服装・準備物	102
	6	衣類について	102
		(1)制 服	102
		(2)活動しやすいものを	102
		(3)汚れてもよい服で	102
		(4) 着脱を習慣づけるために	103
		(5)安全を心がけましょう	103

7	お昼寝について	103
8	用品の販売・注文について	104
	(1)園で購入頂ける用品	104
	(2)制服の販売(インターネット販売)	104
	取扱い通販サイト・アプリについて	105
	(3) ぞうり	105
	布団リースのご案内	106
VII参	考資料	107
1	パーセンタイル(身体発育線グラフ)	107
2	日本スポーツ振興センターへの加入について	108
3	延長保育のご案内・申込書	109
	めぐみ幼保連携型認定こども園用	109
	めぐみ第二幼保連携型認定こども園用	110
4	一時保育のご案内	111
	①一時保育のご案内	111
	②利用料金表	112
	③一時保育利用申込書	113
5	登園許可書 <めぐみ幼保連携型認定こども園園長宛>	114
	<めぐみ第二幼保連携型認定こども園園長宛>	115
6	登録事項変更届	116
	登録事項変更届<こども園提出用>	116
	変更届<市提出用>	117
7	入園時にご記入頂く書類	118
	○個人情報使用同意書	118
	○重要事項説明に関する同意書	119

I 社会福祉法人 旭東愛児会 概要

1 法人の概略

1. 法人事務所所在地 岡山市東区久保 408-1

社会福祉法人 旭東愛児会

TEL 086-942-5263

FAX 086-942-5289

2. 経営 ①めぐみ幼保連携型認定こども園

②めぐみ第二幼保連携型認定こども園

③豊こども園

3. 代表者 理事長 小村 治子

4. 法人設立 財団法人旭東愛児会 昭和44年4月(認可 昭和44年2月1日)

(厚生省番号岡山県指令婦児第926)

社会福祉法人旭東愛児会 昭和50年10月(岡山県指令児第24号)



左より めぐみ第二幼保連携型認定こども園 ・ めぐみ幼保連携型認定こども園

2 社会福祉法人旭東愛児会沿革

昭和43年4月。若い共働きの家庭が急増し、保育に欠ける乳幼児が増加する一方、地域には0歳児を受け入れる保育所は全くなく市民は大変不便を感じていた。そのような社会情勢のなか、日本キリスト教団旭東教会の有志は乳児保育所設置の責任を覚え、旧栗原小児科医院跡の建物を改造し無認可保育所「めぐみ保育園」を開設したのが創始である。

やがて、岡山県における小規模保育所第1号として認可され、次いで財団法人旭東愛児会を設立し、設置経営主体が同法人に移された。この法人名は、「旭東教会」の旭東と、先に昭和2年に旭東キリスト教会会員が創設した保育所「愛児園」の愛児をとって「旭東愛児会」と名づけたものである。

その後、共同募金会の配分金をはじめ有志らの寄付により諸設備も整備され、また伊原敏雄氏より園庭用の土地の無償借用もうけ保育事業も徐々に軌道にのってきた。しかし園舎は建設労組西大寺支部の方々のたびたびの労力奉仕にもかかわらず老朽化は年々進んでいった。やがて設置経営主体を財団法人から社会福祉法人に改め移転新築の用地買収にとりかかり、昭和52年12月新園舎の着工のはこびとなった。0歳児から5歳児までの 60 名定員となっての保育事業は、年を経るに従って、保育室の改造、又運動場の造成など子供達にとってよりよい保育環境を求め続けて整え、時代の変化、社会の要求に応えてきた。以下年表に社会福祉事業の増進に努力してきた足跡を記す。

設置目的

就学前の子どもの教育、保育に関する法律に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして乳幼児の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図れるよう明るく衛生的な環境において、その心身の発達を助長するとともに、保護者と地域に対する子育ての支援を行うことを目的とします。

当園は、教育基本法(平成18年法律第120号)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)その他の関係法令を遵守して運営します。

昭和43年 4月 西大寺市西大寺166番地に無認可保育園を開園する。 敷地面積161.98㎡木造瓦葺2階建 (定員18人)

昭和44年 2月 小規模保育園として認可を受ける (定員30人)

昭和44年 4月 財団法人旭東愛児会を設立。園の経営主体が財団法人旭東愛児会に 移される

昭和50年 10月 社会福祉法人旭東愛児会を設立。園の経営主体が社会福祉法人・旭東 愛児会に移される。

昭和50年	12月	園舎老朽化に伴い、移転新築のため岡山市久保411番の6の用地を		
177手中にり左:	0. 🗆	買収。 昭和52年12月15日着工。		
昭和53年	3月	日本自転車振興会及び岡山市より補助金を受け事業完了。		
IIII THE CAT	4 🖽	落成式举行		
昭和53年	4月	岡山市久保411番の6に施設変更認可を受ける。定員60人で新園舎		
TITE OF	10 0	にて保育開始。		
昭和60年	10月	運動場造成工事。		
昭和63年	11月	めぐみ創立20周年記念式挙行		
平成 4年	4月	一時保育事業開始		
平成 8年	4月	めぐみ保育園定員90人に変更。		
平成 9年	11月	乳児室・ホール床板部分の張替えをする。		
平成12年	10月	給食室の改築		
平成12年	11月	めぐみ第二保育園・岡山市久保411番の1に夜間保育園として認可を		
		受け定員30人で開園。		
平成14年	3月	運動場に屋外便所を設置する。		
平成14年	7月	山岡哲雄氏所有の田を駐車場として賃貸借契約する。		
平成14年	8月	めぐみ保育園園舎老朽化に伴い久保408番の1に新築工事開始。		
平成15年	2月	めぐみ保育園新園舎完成。		
平成15年	2月	セコムを導入。各部屋及び園舎外にセキュリティカメラを設置。		
平成15年	4月	定員120人で保育開始。		
平成18年	6月	園児管理ソフト導入する。		
平成20年	7月	プールに遮光カーテン設置。		
平成20年	12月	保護者用駐車場整備(コンクリートの橋をかける)。		
平成21年	4月	岡山市の政令都市移行に伴い住所が岡山市東区久保408番の1に		
		変わる。		
平成21年	6月	登降園センサーを設置。		
平成21年	12月	運動場の鉄棒を全て新しくする。		
平成22年	2月	おしぼり殺菌庫とミルク温度計を購入。		
平成22年	4月	園庭にクライミングウォールを設置。		
平成22年	4月	グリストラップにオゾンを導入。		
平成22年	7月	運動場のフェンス取替設置工事。		
平成23年	2月	めぐみ保育園園舎裏の下水道工事を行う。		
平成23年	3月	オリオン 1、カシオペア、はくちょう、ペガサスの保育室に		
		サーキュレーターを設置。		
平成23年	6月	運動場に遮光テント設置。		

平成23年	10月	運動場にレストハウス建設。	
		(おかやまの木でつくる快適環境整備促進事業)	
平成24年	2月	次亜塩素酸水溶液霧化機を各部屋に1台導入。	
平成24年	3月	運動場にタイヤ遊具を設置。	
平成24年	4月	めぐみ保育園及びめぐみ第二保育園の園舎外壁塗装工事。	
平成24年	5月	職員駐車場の舗装工事。	
平成24年	12月	職員駐車場に赤外線防犯カメラ設置。	
平成25年	4月	浄化槽ポンプの交換。	
平成25年	5月	足底圧分布測定機・フットルック導入。	
平成25年	5月	第二保育園のデッキ屋根及び遮光テントの交換工事。	
平成25年	7月	保育室の照明をLEDに取替。	
平成25年	8月	給食室の配管修繕工事。	
平成25年	11月	アンドロメダ組の部屋に木製の個人机と椅子を各30脚購入。	
		(おかやまの木でつくる快適環境整備促進事業)	
平成25年	12月	避難車2台購入。(保育所施設機能強化推進費)	
平成26年	3月	各保育室及び園舎外のセキュリティカメラを高性能の物に交換設置。	
平成26年	10月	アンドロメダ組の部屋に70インチの液晶テレビ、及びその移動式設置台	
		を購入。	
平成26年	12月	職員室入口横の廊下に写真展示用タッチパネルモニターを設置。	
平成27年	3月	運動場に雲梯を設置。	
平成27年	6月	園庭の飼育小屋の撤去、倉庫の移設とそれに伴う園庭の整備工事。	
平成27年	8月	保護者駐車場の舗装工事。	
平成27年	12月	自動炊飯器・ライスロボ、グラスウォッシャーを給食室に導入・設置。	
平成28年	1月	「めぐみ保育園」「めぐみ第二保育園」各園舎に自動体外式除細動器	
		(AED)を各1台設置。	
平成28年	1月	第二保育園の保育室に沐浴用シャワー台設置	
平成28年	4月	「めぐみ保育園」「めぐみ第二保育園」共に幼保連携型認定こども園へ	
		移行。施設名称を「めぐみ幼保連携型認定こども園」及び「めぐみ第二	
		幼保連携型認定こども園」に改称、認可定員が「めぐみ幼保連携型認定	
		こども園」は135名、「めぐみ第二幼保連携型認定こども園」は45名とな	
		న <u>ి</u> .	
平成28年	7月	新型のスチームコンベクションオーブンを給食室に導入、それに伴う改	
		装工事。	
平成28年	7月	アンドロメダ組・ペガサス組・ランチルームに給水器を各1台設置。	
平成29年	4月	評議員会を設置。	

令和元年	5月	園庭の園舎側に足洗い場を設置。足洗い場周辺にエコロックを設置。
		それに伴い従来の掲揚ポールを撤去し、新たなポールを設置。
令和元年	6月	各保育室、園児用トイレ、ランチルームの床板張替え工事
令和元年	8月	めぐみ幼保連携型認定こども園園舎の雨漏り修繕と屋根の補修工事
令和元年	11月	室内空調更新工事
令和2年	4月	セキュリティカメラ増設工事
令和2年	5月	めぐみ幼保連携型認定こども園園舎の屋根葺替え工事
令和2年	10月	保護者駐車場照明の水銀灯撤去及び LED 照明の設置工事
令和3年	1月	園庭正門の老朽化による撤去及び改修工事
令和3年	1月	園庭西側倉庫の老朽化による撤去及び倉庫の新増設工事と、
		それに伴う園庭西門の撤去とフェンス設置工事
令和3年	2 月	保護者駐車場の追加架橋工事
令和3年	5月	運動場北側に隣接する田の購入及び運動場拡張工事
令和3年	6月	園庭デッキ前に保護者送迎場所用の屋根新設工事
令和3年	9月	運動場防球ネット設置工事
令和3年	11月	園庭の固定遊具撤去および築山設置工事
令和4年	2月	園庭の保護者送迎用通路整備工事
令和4年	4月	めぐみ幼保連携型認定こども園園舎、職員用トイレ増設工事
令和4年	7月	カシオペア組及びはくちょう組保育室の物置設置工事
令和4年	7月	園庭の園看板とクライミングウォールの改修及び照明設置工事
令和4年	11月	園西側の職員通用口の門扉改修及びフェンス拡張工事
令和4年	11月	運動場出入り口の門扉改修工事
令和5年	7月	保護者用駐輪場設置工事
令和6年	4月	「豊こども園」認可定員 105 名で開園。

3 施設の概略

(1) 施設名 めぐみ幼保連携型認定こども園

開設 平成28年4月1日

①所在地 〒704-8102 岡山市東区久保 408-1

TEL:086-942-5263 FAX:086-942-5289

E-mail: megumihoikuen@river.ocn.ne.jp

②管理者 園長 岡本 里紗

③定 員 135名 生後6ヶ月から満6歳11ヶ月までの乳幼児

④規 模 敷地面積 2,939.68 m²

園庭面積 2,142.68㎡ 延床面積 783.40㎡

(2) 施設名 めぐみ第二幼保連携型認定こども園

開設 平成28年4月1日

①所在地 〒704-8102 岡山市東区久保 411-1

TEL:086-944-4316 FAX:086-944-4325

E-mail: megumihoikuen@river.ocn.ne.jp

②管理者 園長 日向 葵

③定 員 45名 生後6ヶ月から満6歳11ヶ月までの乳幼児

④規 模 敷地面積 452.00㎡

園庭面積 991.68㎡ 延床面積 211.00㎡

4 めぐみ幼保連携型認定こども園 園則(運営規程)

第1条 社会福祉法人旭東愛児会が設置するこの認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 めぐみ幼保連携型認定こども園
- (2) 所在地 岡山市東区久保408-1

(施設の目的及び運営方針)

第2条 めぐみ幼保連携型認定こども園(以下「当園」という。)は、就学前の子供の教育、保育に関する法律に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして乳幼児の子供に対する教育並びに保育を必要とする子供に対する保育を一体的に行い、これらの子供の健やかな成長が図れるよう明る〈衛生的な環境において、その心身の発達を助長するとともに、保護者と地域に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

2. 当園は、教育基本法(平成18年法律第120号)、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)その他の関係法令を遵守して運営する。

(認可定員及び学級の編制)

第3条 当園の認可定員は、135人とし、満3歳以上の子供については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

- 2. 1学級の子供の数は、35人以下を原則とする。
- 3. 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある子供で編制することを原則とする。

(教育・保育年限)

第4条 当園の教育・保育年限は1年、2年、3年、4年、5年、6年及び7年未満とする。

(子供の区分ごとの利用定員)

第5条 当園の子供・子育て支援法第31条第1項の利用定員は、次のとおりとする。

(1) 教育標準時間の認定を受けた子供(1号認定)

15人

(2) 保育時間の認定を受けた子供のうち満3歳以上の子供(2号認定)

70人

(3) 保育時間の認定を受けた子供のうち満3歳未満の子供(3号認定)

50人

(入園資格)

第6条 当園の入園できるものは、次のとおりとする。

(1)満3歳以上の子供。(1号認定)

- (2)以下のいずれかの要件に当てはまり、「保育に欠ける」証明を有する、生後6ヵ月~満6歳 11カ月までの子供(2号・3号認定)
 - ・保護者の居宅外就労
 - ・保護者の居宅内労働(自営・内職など)
 - ·産前産後
 - ・保護者の傷病または心身障害
 - ・同居親族の介護

(提供する教育・保育等の内容)

- 第7条 当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)に基づき、以下に掲げる教育・保育その他の便宜の提供を行う。
 - (1) 特定教育・保育(第8条に規定する時間において提供する教育・保育をいう。以下同じ。)
 - (2) 食事の提供
 - (3) 子育て支援事業
 - (4) 延長保育事業
 - (5) 一時預かり事業
 - (6) その他 子供の生活全体が豊かになるための便宜の提供

(教育課程)

第8条 当園の教育課程は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、編成する。

(教育・保育を行う時間等)

第9条 当園の教育・保育を行う時間は、次のとおりとする。

- 1. 教育標準時間認定(1号認定)に係る教育・保育時間
 - (1) 教育時間 9:00~13:00
 - (2) 預かり保育 上記以外の時間において、7:00~8:59、13:01~18:00までの 範囲で預かり保育、18:01~19:00で預かり保育の延長を提供する。
- 2. 保育標準時間認定(2号.3号認定)に係る保育時間

7:00~18:00までの範囲内で、保育を必要とする時間とする。 上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、 18:01~19:00までの範囲内で延長保育を提供する。

3. 保育短時間認定(2号.3号認定)に係る保育時間

8:30~16:30までの範囲内で、保育を必要とする時間とする。 上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、 7:00~8:29、及び16:31~19:00までの範囲内で、延長保育を提供する。

1 号 認 定	預かり保育料	通常保育時間の範囲外の預かり保育 をご利用の場合、預かり保育料が発生 します。	月額 5,000円 預かり保育の時間: 7:00~8:59 13:01~18:00 ※18:01~19:00 は、月額の預かり保育料 とは別に 500 円の利用料が発生します
2 号 · 3 号 認	延長保育料 (標準時間保育)	標準時間及び短時間保育の範囲 外の保育をご利用の場合、自動的 に延長保育となり、延長保育料が 発生します。	1時間 500円 月額 3,500円 標準時間保育の延長: 18:01~19:00 ※19 時以降も延長をご利用の場合は、 <u>月額利用</u> されている方は1時間毎に 200 円の料金が別 途発生致します。 <u>月額利用されていない方</u> は1 時間 500 円です。
定	延長保育料 (短時間保育)		1時間 200円 短時間保育の延長: 前延長/7:00~8:29 後延長/16:31~18:00 ※18:01 以降は1時間 500 円

(学年及び学期)

第10条 当園の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

- 2. 1年を次の3学期に分ける。
 - (1)第1学期 4月 1日~ 7月31日
 - (2) 第2学期 8月 1日~12月31日
 - (3)第3学期 1月 1日~ 3月31日

(休園日)

第11条 当園の休園日は次のとおりとする。

- 1. 1号認定の子供
 - (1) 土曜日、日曜日
 - (2) 年末年始(12月29日から1月3日)
 - (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- 2. 2号・3号認定の子供
 - (1) 日曜日
 - (2) 年末年始(12月29日から1月3日)
 - (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- 3. 保育上必要がある又はやむを得ない理由があるとき、園長は前項に規定する休園日のほかに休園日を設け、又は休園日に保育を行うことがある。

(教育及び保育を行う日時数)

第12条 当園の教育及び保育日数は次のとおりとする。

- (1) 保育を必要としない子供の教育日数は週5日、1日当たりの教育時間は 4時間とし、年間39週を下回らない。
- (2) 保育を必要とする子供の教育及び保育日数は週6日、1日当たりの教育及び保育時間は原則として8時間とする。

(子育て支援事業の実施)

第13条 当園は幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、子育て支援事業を行う。内容については、次のとおりとする。

- (1) 子育てに関する保護者、地域の方からの相談に応じる。
- (2) 「園だより」「子育て支援だより」等の配布、ならびに「子育て講演会」等の開催により、子育てに必要な情報を提供する。
- (3) 園庭・運動場の開放を行い、保護者、地域の方の交流を図るとともに、親子の触れ合いの場を提供する。
- (4) 保護者、地域の方に絵本の貸し出しを行い、親子が相互に交流できる場所を 開設する。

(一時預かり事業)

第14条 当園は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼児に対して一時的に保育を実施する。ただし、受け入れ態勢や子どもの状況などにより、受け入れが困難な場合はこの限りではない。

(入園)

第15条 当園の入園は、1号認定は選考のうえ園長が許可、2・3号認定は岡山市によって許可される。

2. 入園の時期は、原則として学年の初めとする。(途中入所も可とする。)

(入園申込手続及び選考方法)

第16条 当園に入園(転入園及び再入園を含む。以下同じ)を志望する子供は、所定の入園願書(申込書)を園長に提出しなければならない。なお、教育標準時間認定(1号認定)を受けた子供は園に、保育時間の認定(2号・3号認定)を受けた子供は居住市町村に申し込むものとする。

- 2. 利用の申込みのあった教育標準時間の認定(1号認定)を受けた子供と、現に当園を利用している教育標準時間の認定(2号・3号認定)を受けた子供の総数が利用定員の総数を超える場合については、岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年9月30日岡山市条例第122号)第6条第2項により、当園の教育理念に基づく選考等、事前に園長が定めて明示した公正な方法により選考する。
- 3. 利用申込のあった保育時間の認定(1号認定)を受けた子供と現に当園を利用している保育時間の認定(2号・3号認定)を受けた子供の総数が利用定員の総数を超える場合については、利用調整基準に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子供が優先的に利用できるよう、選考するものとする。
- 4. 前項の選考の方法その他入園に必要な手続は、毎年度、募集要項を定めて明示する。
- 5. 当園は、保育時間の認定(2号・3号認定)を受けた子供の利用について市町村が行う利用の調整及び要請に対し、岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年9月30日岡山市条例第122号)第7条各項により、できる限り協力する。
- 6. 本条第2項及び第3項の規定に関わらず、在園する子供の支給認定区分変更に伴う園内 の異動については、園長が決定する。

(入園手続)

第17条 当園に入園を許可された子供の保護者は、当該入園許可の日から指定の期日に入園手続を行わなければならない。

(入園の取り消し、出席停止、入園・退園・継続利用の可否)

第18条 当園に入園を許可された子供、および当園を利用中の子供は、以下の場合において入園許可の取り消し、出席停止、入園・退園・継続利用の可否を園が決定することがある。

- ・ 本園、および岡山市が子供への予防接種を勧奨しても頑なに拒否される世帯に対し、 一時保育の利用、入園許可の取り消し、退園を決定することがある。
- ・ 入園決定にあたり、本園の求める必要な「利用契約書」等を期限内に提出されない 場合は、入園許可を取り消すことがある。
- ・ 入園日に理由なく登園しない子供について、入園許可を取り消すことがある。
- ・ 子供が、疾病等の理由により出席することが適さないと判断した際は、出席の停止を 命じることがある。
- ・ 在園中に利用料等の未納が3ヵ月以上に及んだ子供について、登園を停止し、なお、引き 続き利用料を納付しないときは、岡山市長と協議の上、退園させることができる。当園は 退園後も未納分の保育料を請求することができるものとする。
- ・本園の敷地内や駐車場、また本園の所有する土地にて「物品販売やパンフレット等の配布」「建物に掲示すること」「演説」「保護者や職員に対しての寄付の強要」 「職員や他の保護者への宗教等の布教活動」等を含めての勧誘が行われた時は、場合によっては退園させることがある。
- ・ 職員や他の子供に対しての「個人情報の詮索」「SNSによる個人情報の流出による 拡散」「情報拡散による混乱」「プライバシーの侵害」「暴言」「大声での叱咤」 「セクシャルハラスメント行為」等のトラブルが起きた場合は、園長の権限によって 退園させることがある。
- ・ 本園の送迎の駐車場の利用規則や禁煙、また本園の敷地内に限らず、本園の駐車場から登園、降園する距離範囲内での禁煙に対して、本園からの助言や忠告に従ってもらえない場合は、退園させることがある。
- ・子供が小学校就学の始期に達したときは「教育・保育」の利用は終了となる。 加えて、保育利用の子供が、2号又は3号の支給認定の対象外となったとき、または、 児童福祉法による措置が解除された場合は、継続利用できないこととなる。

(退園、転園及び休園)

第19条 当園を退園、転園及び休園しようとする子供は、あらかじめ、その旨を園長に届け出なければならない。

(修了証書の授与)

第20条 園長は、当園の教育・保育課程を修了した者に修了証書を授与するものとする。 (賞 罰)

第21条 園長は、心身の発達が著しい園児又は他の模範となる園児を表彰する事ができる。

2. 他の園児に対し、教育上好ましくないと思われるものは、これを1週間以内の登園停止とすることがある。(1号認定)

(保育料等)

第22条 当園においては、岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年9月30日岡山市条例第122号)第13条第1項により、子供の居住する市町村が定める額の基本保育料を保護者から徴収する。

- 2. 当園においては、岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例第13条第3項により、次のとおり実費を徴収する。
- (1) 給食食材費
 - 教育時間の認定(1号認定)を受けた子供 主食費、副食費 保育時間の認定を受けた子供のうち満3歳以上(2号認定)の子供 主食費、副食費
- (2) その他当園の利用において通常必要とされるものに係る費用で、保護者に負担させること が適当と認められるもの、園長が徴収金額を定める
- (3) 教育時間の認定を受け、かつ施設等利用給付認定(新2号・新3号認定)を受けた子供は 預かり保育料を毎月園に支払い、3ヶ月毎に岡山市へ申請を行ったのち、支払い分が 返金される

		内皮 在机头上以7把4.T71日的	<i>∧ 45</i> 5
	Z.I. Project	内容、負担を求める理由及び目的	金額
	利用料		すべての子供が無償
1	給食費	主食費	1,800円
号		副食費	3, 700円
認定	預かり保育料	通常保育時間の範囲外の預かり保育 をご利用の場合、預かり保育料が発生 します。	月額 5,000円 預かり保育の時間: 7:00~8:59 13:01~18:00 ※18:01~19:00 は、月額の預かり保育料 とは別に500円の利用料が発生します
	利用料		すべての子供が無償
	給食費	主食費	1,800円
		副食費 (年収360万円未満相当の世帯と、第 3子以降の子供は免除があります。)	4, 500円
2 号 認 定	延長保育料 (標準時間保育)	標準時間及び短時間保育の範囲 外の保育をご利用の場合、自動的 に延長保育となり、延長保育料が 発生します。	1時間 500円 月額 3,500円 標準時間保育の延長: 18:01~19:00 ※19 時以降も延長をご利用の場合は、 <u>月額利用</u> <u>されている方</u> は1時間毎に 200 円の料金が別 途発生致します。 <u>月額利用されていない方</u> は 1時間 500 円です。
	延長保育料 (短時間保育)		1時間 200円 短時間保育の延長: 前延長/ 7:00~8:29 後延長/16:31~18:00 ※18:01 以降は1時間 500 円
	利用料		所得、児童の年齢、就労状況等に応じて、 岡山市が決定 (住民税非課税世帯は無償です) 月額 0円~55,700円
	延長保育料	標準時間及び短時間保育の範囲	1時間 500円
3 号 認 定	(標準時間保育)	外の保育をご利用の場合、自動的 に延長保育となり、延長保育料が 発生します。	月額 3,500円 標準時間保育の延長: 18:01~19:00 ※19 時以降も延長をご利用の場合は、 <u>月額利用</u> されている方は1時間毎に 200 円の料金が別 途発生致します。 <u>月額利用されていない方</u> は 1時間 500 円です。
	延長保育料		1時間 200円
	(短時間保育)		短時間保育の延長: 前延長/ 7:00~8:29 後延長/16:31~18:00 ※18:01 以降は1時間 500 円
共	日本スポーツ振興	こども園の管理下で、幼児の災害が発	
通	センター災害共済金	生した時に、災害共済給付を行う、国・こども園・保護者の三者の負担による	
		互助共済制度に係る費用	年間 200円

その他、教材費・制服・帽子購入費等に関しては必要に応じて実費負担頂きます。

(利用料などの納付方法等)

第23条 当園に在園する者は、毎年その月分の利用料を指定の期日までに納付しなければならない。

2. 口座振替日に残高不足によって引き落としができなかった場合は、振替月の翌月10日までに、当園の口座**に振り込みをする。 振込手数料は自己負担とする。なお未納期間が3ヵ月以上の場合は、園則第25条の適用対象となる。

※銀行名:中国銀行 支店名:西大寺支店 普通 口座番号:820580

口座名義:社会福祉法人 旭東愛児会 理事 小村 治子

(利用料等の返金制限)

第24条 既納の利用料等は返金しない。ただし、前払い費用に該当するものを除く。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第25条 教育・保育の実施に当たり配置する職員の職種及び員数は、平成28年4月1日現在次のとおりとする。ただし、利用乳幼児の受け入れ状況等により、員数が変動する場合が有り得る。

- (1) 園 長 1名
- (2) 副園長 1名
- (3) 主幹保育教諭 3名
- (4) 保育教諭 22名
- (5) 事務職員 3名
- (6) 調理員·栄養士 5名
- 2. 前項の職員のほか、その他必要な職員を置くことがある。
- 3. 本条に定める職員の職務は、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の 推進に関する法律その他の関係法令の定めるところによる。

(園医等)

第26条 当園に園医、園歯科医、園薬剤師を置く。

(緊急時における対応方法及び非常災害対策)

第27条 当園においては、子供の安全の確保を図るため、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条において準用する学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第27条の規定により学校安全計画を策定し実施するとともに、同法第29条第1項の規定により緊急時における対応マニュアルを作成し、訓練等を行う。

2. 当園は、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 27条において準用する学校保健安全法及び岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型 保育事業の運営に関する基準を定める条例第18条に従って、市町村、保護者等への 連絡、警察署その他の関係機関との連携を図る。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第28条 当園は、岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を 定める条例第3条4項に従って子供に対する人権の擁護及び虐待を防止するため、教職員に対 する研修を定期的に行う。

(小学校との連携)

第29条 教育・保育の提供の終了に際しては、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、その他の機関との連携に努めるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第30条 当園は、以下の場合に教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 子供が小学校就学の始期に達したとき
- (2)保育時間の認定を受けた子供の保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき(1号認定)
- (3) その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき。
- 2. 当園が定める所定の教育・保育課程を修了した子どもには、修了証書を授与する。

(付則)

- この規程は平成28年4月1日より施行する。
- この規程は平成29年10月1日より施行する。
- この規程は令和元年10月8日より施行する。

5 めぐみ第二幼保連携型認定こども園 園則(運営規程)

第1条 社会福祉法人旭東愛児会が設置するこの認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 めぐみ第二幼保連携型認定こども園
- (2) 所在地 岡山市東区久保411-1

(施設の目的及び運営方針)

第2条 めぐみ幼保連携型認定こども園(以下「当園」という。)は、就学前の子供の教育、保育に関する法律に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして乳幼児の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子供に対する教育・保育を一体的に行い、これらの子供の健やかな成長が図れるよう明る〈衛生的な環境において、その心身の発達を助長するとともに、保護者と地域に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

2. 当園は、教育基本法(平成18年法律第120号)、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)及び子供・子育て支援法(平成24年法律第65号)その他の関係法令を遵守して運営する。

(認可定員及び学級の編制)

第3条 当園の認可定員は、45人とし、満3歳以上の子供については、教育課程に基づく教育を 行うため、学級を編制するものとする。

- 2. 1学級の子供の数は、35人以下を原則とする。
- 3. 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある子供で編制することを原則と する。

(教育・保育年限)

第4条 当園の教育・保育年限は1年、2年、3年、4年、5年、6年及び7年未満とする。

(子供の区分ごとの利用定員)

第5条 当園の子供・子育て支援法第31条第1項の利用定員は、次のとおりとする。

(1) 教育標準時間の認定を受けた子供(1号認定)

- 15人
- (2) 保育時間の認定を受けた子供のうち満3歳以上の子供(2号認定)
- 20人
- (3) 保育時間の認定を受けた子供のうち満3歳未満の子供(3号認定)
- 10人

(入園資格)

第6条 当園の入園できるものは、次のとおりとする。

- (1)満3歳以上の子供(1号認定)
- (2)以下のいずれかの要件に当てはまり、「保育に欠ける」証明を有する、生後6ヵ月~満6歳 11カ月までの子供(2号・3号認定)
 - ・保護者の居宅外就労
 - ·保護者の居宅内労働(自営・内職など)

- ·産前産後
- ・保護者の傷病または心身障害
- ・同居親族の介護

(提供する教育・保育等の内容)

第7条 当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)に基づき、以下に掲げる教育・保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育(第8条に規定する時間において提供する教育・保育をいう。以下同じ。)
- (2) 食事の提供
- (3) 子育て支援事業
- (4) 延長保育事業
- (5) その他 子供の生活全体が豊かになるための便宜の提供

(教育課程)

第8条 当園の教育課程は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、編成する。

(教育・保育を行う時間等)

第9条 当園の教育・保育を行う時間は、次のとおりとする。

- 1. 教育標準時間認定(1号認定)に係る教育・保育時間
 - (1) 教育時間 11:00~15:00
 - (2) 預かり保育 上記以外の時間において、7:00~10:59、15:01~19:00までの範囲内で 預かり保育を提供する。
- 2. 保育標準時間認定(2号.3号認定)に係る保育時間

11:00~22:00までの範囲内で、保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7:00~10:59までの範囲内で延長保育を提供する。

3. 保育短時間認定(2号.3号認定)に係る保育時間

11:30~19:30までの範囲内で、保育を必要とする時間とする。 なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、 7:00~11:29、及び19:31~22:00までの範囲内で、延長保育を提供する。

1 号 認	預かり保育料	通常保育時間の範囲外の預かり保育 をご利用の場合、預かり保育料が発生 します。	月額 5,000円 預かり保育の時間: 7:00~10:59 15:01~19:00
定			
2	延長保育料	標準時間及び短時間保育の範囲	1時間 500円
号	(標準時間保育)	外の保育をご利用の場合、自動的	月額 3,500円
		に延長保育となり、延長保育料が	標準時間保育の延長:7:00~10:59
3	延長保育料	発生します。	短時間保育の延長:
号	(短時間保育)		前延長/7:00~11:29 1時間 500円
認			後延長/19:31~22:00 1時間 200円
定			

(学年及び学期)

第10条 当園の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

- 2. 1年を次の3学期に分ける。
 - (1) 第1学期 4月 1日~ 7月31日
 - (2)第2学期 8月 1日~12月31日
 - (3)第3学期 1月 1日~ 3月31日

(休園日)

第11条 当園の休園日は次のとおりとする。

- 1. 1号認定の子供
 - (1) 土曜日、日曜日
 - (2) 年末年始(12月29日から1月3日)
 - (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- 2. 2号・3号認定の子供
 - (1) 日曜日
 - (2) 年末年始(12月29日から1月3日)
 - (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- 3. 保育上必要がある又はやむを得ない理由があるときは園長は前項に規定する休園日のほかに休園日を設け、又は休園日に保育を行うことがある。

(教育及び保育を行う日時数)

第12条 当園の教育及び保育日数は次のとおりとする。

- (1) 保育を必要としない子供の教育日数は週5日、1日当たりの教育時間は 4時間とし、年間39週を下回らない。
- (2) 保育を必要とする子供の教育及び保育日数は週6日、1日当たりの教育及び保育時間は原則として8時間とする。

(子育て支援事業の実施)

第13条 当園は幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、子育て支援事業を行う。内容については、次のとおりとする。

- (1) 子育てに関する保護者、地域の方からの相談に応じる。
- (2) 「園だより」「子育て支援だより」等の配布、ならびに「子育て講演会」等の開催により、子育てに必要な情報を提供する。
- (3) 園庭・運動場の開放を行い、保護者、地域の方の交流を図るとともに、親子の触れ合いの場を提供する。
- (4) 保護者、地域の方に絵本の貸し出しを行い、親子が相互に交流できる場所を 開設する。

(一時預かり事業)

第14条 当園は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼児に対して一時的に保育を実施する。ただし、受け入れ態勢や子供の状況などにより、受け入れが困難な場合はこの限りではない。

(入園)

第15条 当園の入園は、1号認定は選考のうえ園長が許可、2・3号認定は岡山市によって許可する。

2. 入園の時期は、原則として学年の初めとする。(途中入所も可とする。)

(入園申込手続及び選考方法)

第16条 当園に入園(転入園及び再入園を含む。以下同じ)を志望する子供は、所定の入園願書 (申込書)を園長に提出しなければならない。なお、教育標準時間認定(1号認定)を受けた子供は園に、保育時間の認定(2号・3号認定)を受けた子供は居住市町村に申し込むものとする。

- 2. 利用の申込みのあった教育標準時間の認定(1号認定)を受けた子供と、現に当園を利用している教育標準時間の認定(2号・3号認定)を受けた子供の総数が利用定員の総数を超える場合については、岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年9月30日岡山市条例第122号)第6条第2項により、当園の教育理念に基づく選考等、事前に園長が定めて明示した公正な方法により選考する。
- 3. 利用申込のあった保育時間の認定(1号認定)を受けた子供と現に当園を利用している 保育時間の認定(2号・3号認定)を受けた子供の総数が利用定員の総数を超える場合に ついては、利用調整基準に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育 を受ける必要性が高いと認められる子供が優先的に利用できるよう、選考するものとする。
- 4. 前項の選考の方法その他入園に必要な手続は、毎年度、募集要項を定めて明示する。
- 5. 当園は、保育時間の認定(2号・3号認定)を受けた子供の利用について市町村が行う利用の調整及び要請に対し、岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年9月30日岡山市条例第122号)第7条各項により、できる限り協力する。
- 6. 本条第2項及び第3項の規定に関わらず、在園する子供の支給認定区分変更に伴う園内 の異動については、園長が決定する。

(入園手続)

第17条 当園に入園を許可された子供は、当該入園許可の日から指定の期日に入園手続を行わなければならない。

(入園の取り消し、出席停止、入園・退園・継続利用の可否)

第18条 当園に入園を許可された子供、および当園を利用中の子供は、以下の場合において入園許可の取り消し、出席停止、入園・退園・継続利用の可否を園が決定することがある。

- ・ 本園、および岡山市が子供への予防接種を勧奨しても頑なに拒否される世帯に対し、 一時保育の利用、入園許可の取り消し、退園を決定することがある。
- ・ 入園決定にあたり、本園の求める必要な「利用契約書」等を期限内に提出されない 場合は、入園許可を取り消すことがある。
- ・ 入園日に理由なく登園しない子供について、入園許可を取り消すことがある。
- ・ 子供が、疾病等の理由により出席することが適さないと判断した際は、出席の停止を 命じることがある。
- ・ 在園中に利用料等の未納が3ヵ月以上に及んだ子供について、登園を停止し、なお、引き 続き利用料を納付しないときは、岡山市長と協議の上、退園させることができる。当園は 退園後も未納分の保育料を請求することができるものとする。
- ・本園の敷地内や駐車場、また本園の所有する土地にて「物品販売やパンフレット等の配布」「建物に掲示すること」「演説」「保護者や職員に対しての寄付の強要」 「職員や他の保護者への宗教等の布教活動」等を含めての勧誘が行われた時は、場合によっては退園させることがある。
- ・ 職員や他の子供に対しての「個人情報の詮索」「SNSによる個人情報の流出による 拡散」「情報拡散による混乱」「プライバシーの侵害」「暴言」「大声での叱咤」 「セクシャルハラスメント行為」等のトラブルが起きた場合は、園長の権限によって 退園させることがある。
- ・ 本園の送迎の駐車場の利用規則や禁煙、また本園の敷地内に限らず、本園の駐車場から登園、降園する距離範囲内での禁煙に対して、本園からの助言や忠告に従ってもらえない場合は、退園させることがある。
- ・子供が小学校就学の始期に達したときは「教育・保育」の利用は終了となる。 加えて、保育利用の子供が、2号又は3号の支給認定の対象外となったとき、または、 児童福祉法による措置が解除された場合は、継続利用できないこととなる。

(退園、転園及び休園)

第19条 当園を退園、転園及び休園しようとする子供は、あらかじめ、その旨を園長に届け出なければならない。

(修了証書の授与)

第20条 園長は、当園の教育・保育課程を修了した者に修了証書を授与するものとする。

(賞 罰)

第21条 園長は、心身の発達が著しい園児又は他の模範となる園児を表彰する事ができる。

2. 他の園児に対し、教育上好ましくないと思われるものは、これを1週間以内の登園停止とすることがある。(1号認定)

(保育料等)

第22条 当園においては、岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年9月30日岡山市条例第122号)第13条第1項により、子供の居住する市町村が定める額の基本保育料を保護者から徴収する。

- 2. 当園においては、岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例第13条第3項により、次のとおり実費を徴収する。
- (1) 給食食材費
 - 教育時間の認定(1号認定)を受けた子供 保育時間の認定を受けた子供のうち満3歳以上(2号認定)の子供 主食費、副食費 主食費、副食費
- (2) その他当園の利用において通常必要とされるものに係る費用で、保護者に負担させること が適当と認められるもの、園長が徴収金額を定める
- (3) 教育時間の認定を受け、かつ施設等利用給付認定(新2号・新3号認定)を受けた子供は 預かり保育料を毎月園に支払い、3ヶ月毎に岡山市へ申請を行ったのち、支払い分が 返金される

		内容、負担を求める理由及び目的	金額(第二)
	利用料		すべての子供が無償
1	給食費用	主食費	1,800円
号		副食費	3, 700円
認定	預かり保育料	通常保育時間の範囲外の預かり保育 をご利用の場合、預かり保育料が発生 します。	月額 5,000円 預かり保育の時間 7:00~10:59 15:01~22:00
	利用料		すべての子供が無償
	給食費	主食費	1,800円
2 号		副食費 (年収360万円未満相当の世帯と、第 3子以降の子供は免除があります。)	4, 500円
認	延長保育料	標準時間及び短時間保育の範囲	1 時間 500円
定	(標準時間保育)	外の保育をご利用の場合、自動的 に延長保育となり、延長保育料が	月額 3,500円 標準時間保育の延長: 7:00~10:59
	延長保育料	発生します。	短時間保育の延長:
	(短時間保育)		前延長/7:00~11:29 1時間 500円 後延長/19:31~22:00 1時間 200円
	利用料		所得、児童の年齢、就労状況等に応じて、
			岡山市が決定
3			(住民税非課税世帯は無償です) 月額 0円~55,700円
号			
認	延長保育料	標準時間及び短時間保育の範囲 外の保育をご利用の場合、自動的	1時間 500円
定	(標準時間保育)	に延長保育となり、延長保育料が	月額 3,500円 標準時間保育の延長: 7:00~10:59
	延長保育料	発生します。	短時間保育の延長:
	(短時間保育)		前延長/7:00~11:29 1時間 500円 後延長/19:31~22:00 1時間 200円
共	日本スポーツ振興	こども園の管理下で、幼児の災害が発	
通	センター災害共済金	生した時に、災害共済給付を行う、国・こども園・保護者の三者の負担による	
		互助共済制度に係る費用	年間 200円

その他、教材費・制服・帽子購入費等に関しては必要に応じて実費負担頂きます。

(利用料などの納付方法等)

第23条 当園に在園する者は、毎月その月分の利用料を指定の期日までに納付しなければならない。

2. 口座振替日に残高不足によって引き落としができなかった場合は、振替月の翌月 10日までに、当園の口座*に振り込みをする。 振込手数料は自己負担とする。 なお未納期間が3ヵ月以上の場合は、園則第25条の適用対象となる。

※銀行名:中国銀行 支店名:西大寺支店 普通 口座番号:820580

口座名義:社会福祉法人 旭東愛児会 理事 小村 治子

(利用料等の返金制限)

第24条 既納の利用料等は返金しない。ただし、前払い費用に該当するものを除く。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第25条 教育・保育の実施に当たり配置する職員の職種及び員数は、平成28年4月1日現在次のとおりとする。ただし、利用乳幼児の受け入れ状況等により、員数が変動する場合が有り得る。

 (1) 園 長
 1名

 (2) 副園長
 1名

(3) 主幹保育教諭(4) 保育教諭7名

(5) 事務職員 1名

(6) 調理員・栄養士 1名

- 2. 前項の職員のほか、その他必要な職員を置くことがある。
- 3. 本条に定める職員の職務は、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律その他の関係法令の定めるところによる。

(園医等)

第26条 当園に園医、園歯科医、園薬剤師を置く。

(緊急時における対応方法及び非常災害対策)

第27条 当園においては、子供の安全の確保を図るため、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条において準用する学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第27条の規定により学校安全計画を策定し実施するとともに、同法第29条第1項の規定により緊急時における対応マニュアルを作成し、訓練等を行う。

2. 当園は、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 27条において準用する学校保健安全法及び岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型 保育事業の運営に関する基準を定める条例第18条に従って、市町村、保護者等への 連絡、警察署その他の関係機関との連携を図る。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第28条 当園は、岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を 定める条例第3条4項に従って子供に対する人権の擁護及び虐待を防止するため、教職員に対 する研修を定期的に行う。

(小学校との連携)

第29条 教育・保育の提供の終了に際しては、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子供・子育て支援事業を行う者、その他の機関との連携に努めるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第30条 当園は、以下の場合に教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 子供が小学校就学の始期に達したとき
- (2)保育時間の認定を受けた子供の保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき(1号認定)
- (3) その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき
- 2. 当園が定める所定の教育・保育課程を修了した子供には、修了証書を授与する。

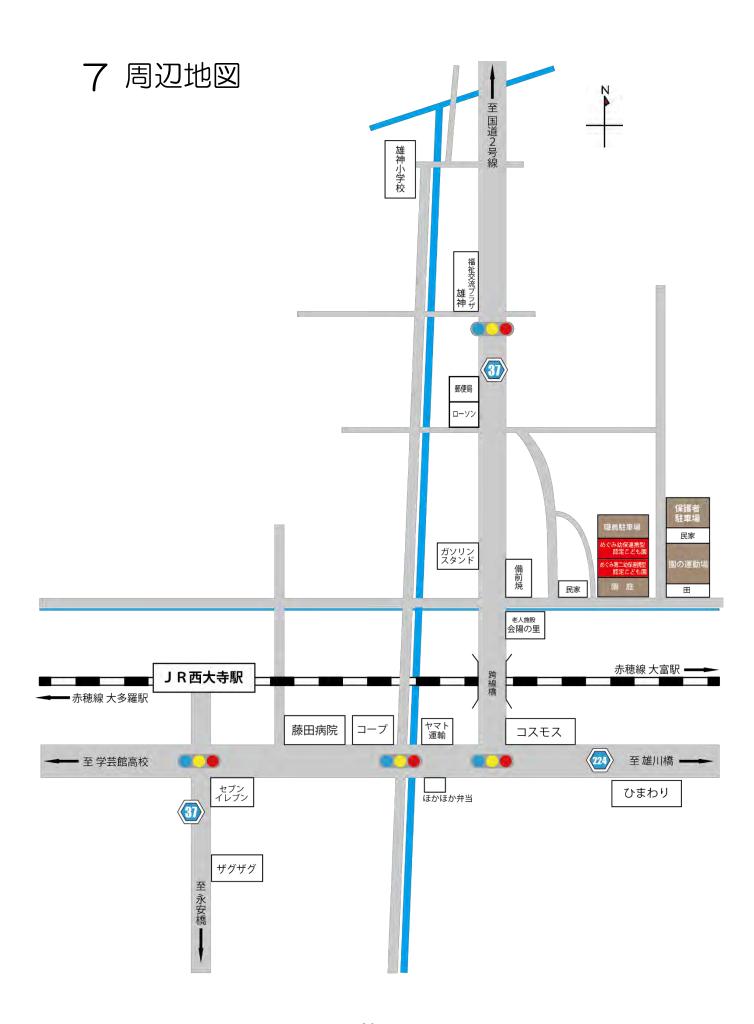
(付則)

- この規程は平成28年4月1日より施行する。
- この規程は平成29年10月1日より施行する。
- この規程は令和元年10月8日より施行する。

6めぐみ幼保連携型認定こども園園歌



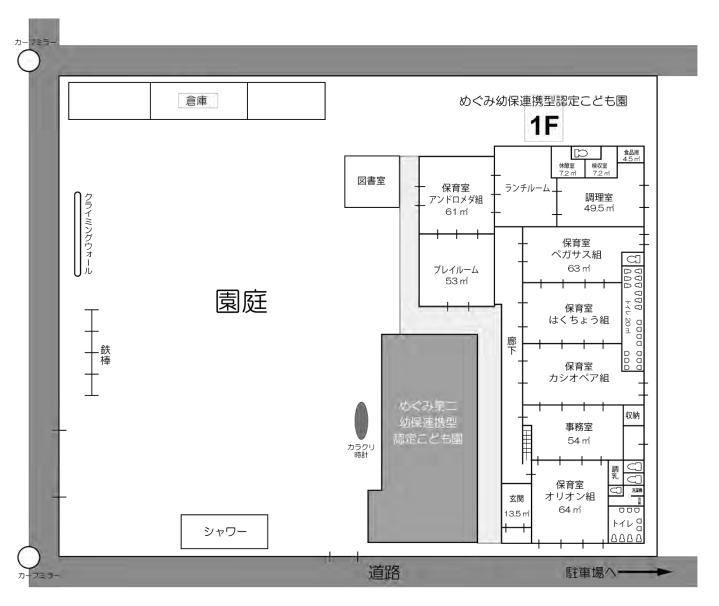
園歌を印刷しているハンカチを 入園時にお祝いに贈ります。



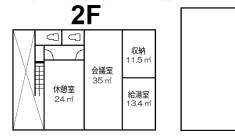
8施設の平面図

(1)めぐみ幼保連携型認定こども園平面図

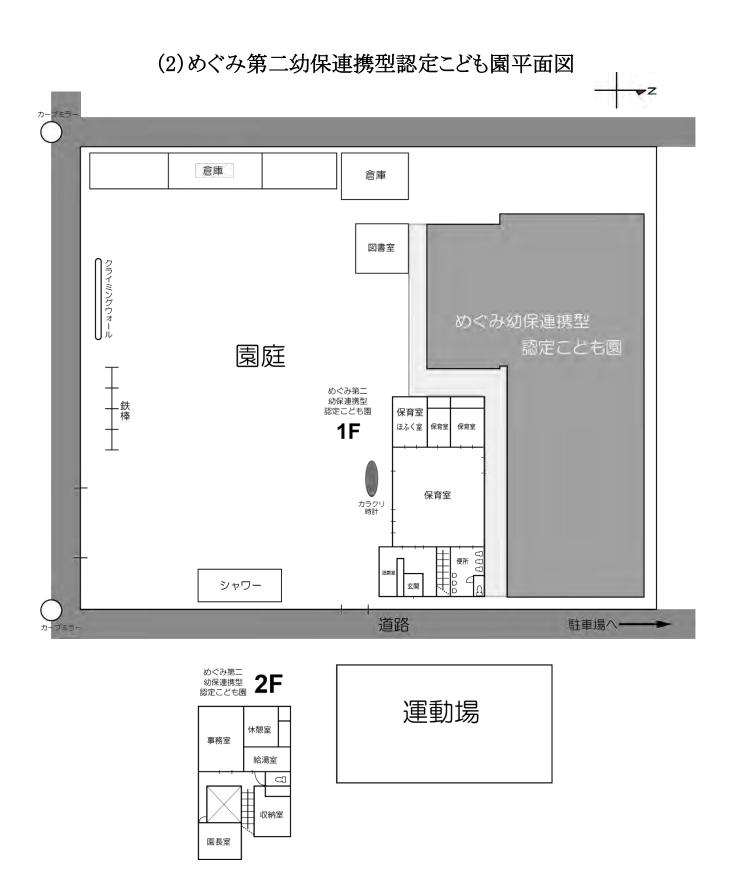




めぐみ幼保連携型認定こども園



運動場



Ⅱ 教育・保育の内容

1 入園受付にあたって

社会福祉法人 旭東愛児会 めぐみ幼保連携型認定こども園 園長 岡本 里紗 めぐみ第二幼保連携型認定こども園 園長 日向 葵

- 子供はこども園を選べない -

こども園が子供に果たす役割の一つに、子供たちの健全な発達を保障することはいうまでもなく、発達段階≪年齢に応じた心身の機能成長≫に応じて「生きる力」(人として持っている生命力)を引き出していくことにあると信じています。

そして保護者も子供の成長をとおして子供と喜びや幸せを共感しつつ、「親として子供にしてあげることは何か」という役割に気づいてもらえるならば、無上の喜びです。

本園では「生きる力」をしっかりと持った「逞しい子供」を育てるためには、何といっても第一義には健康であり、そのために「よく遊び、よく食べ、十分な休息をとる」という好循環が極めて重要です。

「健康はすべてを優先する」という保育の基本理念に基づき、特に「遊び」では「運動遊び」に力を入れていますが、「運動遊び」の根源は、何といっても食事内容の充実であり、躾の基本となる「食育」にも十分に力を注いでいなければなりません。

本園の運動会をご覧になった保護者の皆様から、子供たちの逞しく育っている姿に「感動を覚えた」「涙が出た」と多くの評価をいただきますが、あのような運動遊びの成功は特訓や一朝一夕に実るものでもありません。

乳児期の「オリオン0組」からの成長・発達段階に合わせた日々の保育内容と活動 のひとつひとつの積み重ねによって、ようやく年長児の「アンドロメダ組」になって花開 くのです。

運動遊びは、当然のことながら事故や怪我に遭遇する確率は高くなります。このため、本園では園庭の遊具の下にエコロック(ゴム材)を設置し、衝突したときの緩和策として、リスクを減殺するために最善の努力をしています。また万が一の事故に備えて賠償責任保険や傷害保険にも加入しています。このように保育の実際においては、「事故を起こしてはならない」という決意で職員一同、心をひとつにして臨んでいても「打撲」や「すり傷」、「手にマメやタコ」等々は生じるものです。

皆さんご存知の「ヘレン・ケラー」女史は、2歳の時に高熱の影響で聴力、視力、言葉を失い、話すことさえ出来なくなり3重の苦しみを持ちながら、見事88歳の生涯を閉じました。この女史が遺してくれた名言があります。

『危険を回避することが、危険にさらすことより安全であるという保証は、長い目で見た時にはあり得ません』と遺したのです。

つまり、「安全とは思い込みにすぎない場合が多いのです。現実には安全というものは存在せず、子供たちも、誰一人として安全とは言えません。危険を避けるのも、危険に身をさらすのと同じくらい危険なのです。人生は危険に満ちた冒険か、もしくは無か」と言っているのです。

私どもは、入園受付にあたり、当初から安全への言い訳をするつもりは毛頭ありませんが「事故・怪我を完全に防ぐことは不可能である」ということをご理解いただきたいと存じます。

運動遊びや園外保育は、子供達に多くのものを与えてくれています。

私どもの保育科学の研究によって明らかになっていることは、①身体を発達させ健康になる。②運動に興味がわき運動能力を自ら発達させる力がつく。③想像力、考える力がつく。④情緒の安定を図ることができる。そして⑤友達と一緒にあそぶことで社会性が身につく。ということです。

そして、さらに重要なことは、⑥「バランス感覚を身に付けることで、事故を起こさない 様な反射的な反応【神経】が育つ」という特性があることです。

近年では「運動あそび」によって、大脳神経は刺激を受け知能指数も高まることも明らかになりました。「自己顕示欲」である「負けん気」、「優越感」、「自負心」、「競争意識」が表れる4歳から5歳はまさに「運動遊び」の幅は大きく拡がります。

ところが、同時に「喧嘩」、「ねたみ」、「そねみ」の心が生れるときであり、この時こそが教育の動機づけとしての「やる気を起こす」絶好の機会なのです。私どもは、その感情をうまく利用することで「運動遊び」の導入と成功への道へとつながることを知って教育をしているのです。

本園では、これからも事故や怪我には細心の注意を払いながら、「運動遊び」と「食育」「十分な休息」を通して「逞しい子供」を育成する使命感のもとに子供達のよりよい教育をめざすことに変わりはありません。

岡山市内には、認定こども園が70箇所、認可保育園が90箇所、小規模保育園が2 8箇所、事業所内保育園が9箇所、企業主導型保育園が52箇所、特認登録保育園 が14箇所、その他の認可外保育園が26箇所、あります。

当園は私立の認定こども園です。独自の保育方針のもと、特色のある保育を目指して努力しています。入園した後に「こんなはずではなかった。」「イメージと違った。」「以前通っていた園とルールが違う。」等々、施設側に変わることを求められる方がおられますが、対応は難しいと思ってください。

そのためにも、入園を希望される保護者の皆様には、入園申請を出される前に、園の見学をお願いしています。

認定こども園や保育園は、大切なお子さんの命をお預かりする施設です。<u>園児達が過ごす実際の様子をご覧になりながら、納得した上で申請書を提出してください。</u>なお、一度入園した後の転園には、一旦退園等の手続きが必要です。ご注意ください。

保育施設を選ばれる際は、子供さんが選ぶことはできませんので、以上述べました ような理念で教育・保育を実践する本園が、他のこども園や保育園と比べて「子供さん にとってふさわしいかどうか」をお考えください。

2 教育・保育の理念

社会福祉法人旭東愛児会の運営するこども園は、子供・子育て支援法に基づき「保育に欠ける」乳幼児の養護・教育・保育を行うにあたっては、子供の人権や主体性を尊重し、児童の最善の幸福のために日夜、保護者や地域社会と力を合わせ、児童の福祉を積極的に増進し、あわせて地域における家族援助を行う。

なお、**児童の福祉を積極的に進める**ために、職員は豊かな愛情を持って接し、児童の処遇 向上のため知識の習得と技術の向上に努める。又、家族援助のために常に社会性と良識に 磨きをかけ相互に啓発する。

教育・保育の基本方針

教育及び保育方針は、文部科学省刊行「幼稚園教育要領」及び厚生省刊行「保育所保育指針」に依拠して、職員が保育に臨む基本的姿勢にあっては、子供や家庭に対してわけへだてなく保育を行い、人権を尊重し、プライバシーを保護することを第一義とする。又、常に児童の最善の幸福を願うために保護者から意見や要望があれば真摯に傾聴し、不明なところがあれば平易に説明をして、よりよい保育のために努力研鑚することを基本とする。

- (1) 子供の健康と安全を基本にして保護者の協力の下に家庭養育の補完を行う。
- (2) 子供が健康安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動できるようにすることにより、健全な心身の発達を図る。
- (3) 豊かな人間性を持った子供を育成する。
- (4) 乳幼児などの保育に関する要望や意見、相談に際しては、解りやすい用語で説明して、公的施設としての社会的責任を果たす。

3 教育と保育の目標・方針

(1)教育·保育目標

明るく 健やかに みんなと仲良くあそべる子 つよいからだ ありがとうといえる子

現在をよりよく生き、望ましい未来を担う力の基礎づくりを

家庭と地域の人たちとともにつちかう。

(2)教育·保育方針

自然に恵まれた環境を十分に生かし、その中で自主的、自発的な活動意欲を高めながら 全面発達を促していく。

- ○理想とする子供像

 - ・ 心身ともに強い子・ 感謝の気持ちが持てる子

○教育・保育指導の重点

- ・ 周囲の環境を十分に生かした教育・保育。
- 個々の発達を十分把握しながら、何事も身体ごと毎日の遊びの中で経験させる。
- ・ 教育・保育方針、形態に柔軟性を持たせながら、異年齢児との望ましい交流活動 経験の中から自主自立の芽生えを促すよう、保育活動を考慮していく。
- ・ 地域の実態把握に努め、地域の中のこども園としての教育保育内容を考え実践 する。

4 行 事

(1)一年間の行事(年間行事予定表をご参照下さい)

	園内行事		園外行事	保育内容		
	保護者参加の行事	衛生関係の行事	行事・クラス			
4月	保育方針説明会	身体計測(全クラス)	水源池探検(は・ペ・ア) 小鳥の森遠足(ペ・ア)	春がきた お花見 鯉のぼり作り・吹き流し・染め物		
5月		身体計測(全クラス)		子どもの日 母の日プレゼント作り		
6月		身体計測(全クラス) 内科検診(全クラス) 歯科検診(全クラス)	幼年消防クラブ入団式(ア) 会陽の里との交流 (ジャガイモ堀り)	梅雨		
7月		身体計測(全クラス)		夏だ プールあそび・紙すき		
8月		身体計測(全クラス)		七夕まつり		
9月		身体計測(全クラス)	池田動物園遠足(は)ライフパーク倉敷遠足(ペ・ア)	お月見 敬老の日		
10 月	運動会	身体計測(全クラス)	会陽の里との交流(運動会) お泊り保育(ア)	秋 さつま芋掘り 運動会		
11 月		身体計測(全クラス)	七五三参り	七五三祝会 収穫祭		
12 月		身体計測(全クラス) 内科検診(全クラス) 歯科検診(全クラス)		クリスマス会 お飾り作り 大掃除		
1月	鏡開き とんど焼き	身体計測(全クラス)	七草摘み(全クラス) 初詣[窪之宮]	七草調べ・七草粥 お正月あそび (コマ・かるた・お手玉・凧揚げ)		
2月	参観日(オ0·オ1·カ) 生活発表会 (は・ペ・ア)	身体計測(全クラス)		豆まき はだかまつりごっこ 新入児健康診断		
3月	卒園式(アの保護者)	身体計測(全クラス)		ひなまつり 新入園児保護者対象に 「子育ての基本」の講演会		

※「保育方針説明会」は、年度の初めに開かれる「しおり」や行事の変更点、1年間の教育・保育の 方針についての大事な説明会です。必ずご参加いただきますようお願い致します

(2) 一年を通して定期的に行われる行事

毎月初めにお配りする**月行事予定表、**および**こども園だより**にて、詳しい日程をお知らせ致します。 (年間行事予定表を参照)

① 健康管理に関する行事

<身体計測>

毎月10日(但し、10日が土・日の場合は翌平日に行います。)

身長・体重・胸囲を計測し、親子手帳より抜粋したパーセンタイル(身体発育線グラフ)を印刷し、家庭と園の連絡用ファイルノートに毎月挟んでお渡しします。

※0歳児クラスは、ファイルノートに貼りつけてお渡し致します。

(参考資料:84、107ページ参照)

<嘱託医による定期健康診断>

○内科検診

6月・12月の年に2回 12時30分から行います。

嘱託医の栗原信先生による内科検診を全クラスが受けます。

検診の結果、異常のあった方は個別にお知らせします。気になることがありましたら、 検診前日か当日朝に設置致します「お尋ねBOX」に入れてお申し出下さい。

○歯科検診

6月の年に1回 12時30分から行います。

嘱託医の田中由紀子先生による歯科検診を全クラスが受けます。

検診の結果、むし歯の疑いやその他の異常があった場合は、個別にお知らせしま す。また、子供向けの歯科衛生についてのお話、歯みがき指導をして頂きます。

※欠席等の事由により、園での検診を受診できなかった場合は、園の所定の用紙を お渡ししますので、嘱託医の医院にて検診を受けて下さい。

(嘱託医以外の医院でも検診を受けることはできますが、料金が発生する場合がありますので、ご了承下さい。)

<視力検査・聴力検査> ※アンドロメダ組のみ

就学前の園児が受けます。検査結果は、就学予定の各小学校へ送付されます。 異常があった場合は個別にお知らせしますので、病院で再度検査を受けて下さい。

② 防災に関する行事

<災害避難訓練>

毎月20日(但し、20日が土・日の場合は翌平日に行います。)

火災や地震を想定して避難訓練を行い、災害の怖さや避難方法を知らせます。 また、保育教諭による消火訓練も行います。

(3) 教育・保育内容に関する行事

毎月初めにお配りする月行事予定表、およびこども園だよりにて、詳しい日程をお知らせ致します。

① 習い事

<英語で遊ぼう>

毎月第2水曜日(アンドロメダ組)午前9時30分より

専門講師による、歌やゲームを通して英語にふれる教育・保育を受けます。 2つのグループに分かれて、それぞれ30分間行われます。

<すまいるキッズ>

毎月第3火曜日(アンドロメダ組)午前10時00分より

元ファジアーノ岡山の高瀬敦之さんによる、サッカーを中心に運動を通して行う教育・ 保育を受けます。

<音楽指導>

毎月第4木曜日(全クラス)※先生のご都合で変更になる場合もあります。 子供達と保育教諭が、安達雅彦先生による器楽合奏・歌唱の指導を受けます。

<剣道>

毎月1回(実施日不定)午後1時(アンドロメダ組)

剣道を学びながら、安全・健康に留意しつつ人間形成の道を見出す指導に努めています。

<お茶>

毎月第2火曜日 午後1時より(アンドロメダ組)

<お花>

毎月第4水曜日 午後1時より(アンドロメダ組)

子供なりに日本文化を体験する為に、簡単な礼儀作法やお花に親しめるよう、楽しませながら指導して下さいます。

- ※以上の行事は、先生のご都合により実施日が変更になる場合もあります。日程に変更が生じた場合は、事前にお知らせ致します。
- ※外部講師による体験保育については、園で負担いたしますので料金の徴収は致しません。

園では、以上のような遊びや行事を予定・実施しています。お時間のある方は、 ご都合がつくようでしたら、いつでもご遠慮なく参観にお越しください。 そして、子供さんの園での様子をしっかりご覧下さい。

② 園外保育(遠足など)

はくちょう組・ペガサス組・アンドロメダ組は、以下の通り遠足などの園外保育を行います。

・はくちょう組: 池田動物園遠足(9月)

・ペガサス組: 小鳥の森遠足(4月)/ライフパーク倉敷遠足(9月)・アンドロメダ組: 小鳥の森遠足(4月)/ライフパーク倉敷遠足(9月)

お泊り保育(10月)

- ※以上の行事は、天候などの理由により延期・変更・中止になる場合があります。
- ※貸し切りバスを利用する行事は、バス会社からの請求を参加人数(園児、および引率者)で割った額を、引き落とし集金させて頂きます。

(4) その他の行事

<個人懇談>

在園児保護者の皆様を対象に、小村理事長による個人懇談を行います。 実施日時につきましては、その都度お声かけ致します。

<講演・イベント等>

不定期に在園児保護者の皆様を対象に、ゲストの方をお招きして子育てに関する講演やイベントを行います。詳細につきましては、決まり次第ご案内致します。

5 子供さんの一日

子供さんの教育・保育は、ご家庭と連携をとり、その日の体調や状況に応じて対応していきます。特に 0歳児、1歳児や、入園間もない子供さんにつきましては、未熟で個人差があり、病気に対する抵抗力も弱いので、1人ひとりの生活(ミルク・離乳食・昼寝・排泄・あそび)を十分考慮して教育・保育をしています。各ご家庭での生活から、少しずつ友だちと楽しみながら、園での生活リズムに慣れることができるようにしていきます。

(1) めぐみ幼保連携型認定こども園の1日の流れ

	1号原用			2号園児		3号園児	
3・4・5 無用(教育利用)				3・4・5 歳児	O・1・2歳児		
	7:0	0		開園・標準時間保	育開始		
	登園時	0	帰宅後から	し、登園時刻を登録する。 今朝の、お子さんの様子を職員に伝えて頂き せ(おしめからバンツに履き替えて)から、		友達とあそぶ。	
領かり呆音	順次登園 ・靴を靴箱に入れる ・職員や他の保護者に「おはようございます」の挨拶をして、お家の人と体温を測る ・検温後は保護者と別れ、自分で持ち物の片付けをする ・排泄を済ませ、保育士とあそぶ ・ <u>当番</u> はお天気調べや飼育動物の世話をする	越長報音 《風所川別音》		順次登園 ・靴を靴箱に入れる ・職員や他の保護者に「おはようございます」の 挨拶をして、お家の人と体温を測る ・検温後は保護者と別れ、自分で持ち物の 片付けをする ・排泄を済ませ、保育土とあそぶ ・当番		順次登園 ・靴を靴箱に入れる ・「おはようございます」の挨拶をして、お家の人と体温を測る ・持ち物の片付けをする(保護者にしてもらったり、出来ることは自分でする)	
9:00	保育開始	П	9:00	短時間保育開	始		
9:00 \$	クラス保育 ・各クラスでのあそびや行事に参加 して過ごす ・万歩計をつけてあそぶ	Ī	9:00	クラス保育 ・各クラスでのあそびや行事に参加して過ごす ・万歩計をつけてあそぶ	9:00	クラス保育 ・排泄し、おやつを食べて各クラスでの あそびや行事に参加して過ごす	
常 12:00 育 13:00	昼食 ・排泄・手洗いを済ませ、椅子の用意をする ・ 当番は配膳の用意をする ・ 食事をする ・ 4・5歳児の当番はお天気やその日 の事を全クラスに放送で知らせる ・ 片付け ・ 歯磨き (3歳児以上)	標準時間保育短時間保育	12:00	昼食 ・排泄・手洗いを済ませ、椅子の用意をする・ ・	11:30 13:00 \$	・排泄・手洗いを済ませ給食の準備を待ち 食事を食べさせてもらったり一人で食べる 昼寝の準備 ・お話を聞いたり歌を歌ったりして準備を 待つ	
預 か り 保 育	手洗い ・当番は配膳の用意をする。 ・おやつを食べる。 ・片付け・掃除をする。 ・当番は片付けや掃除(室内外)を保育士と一緒にする(4・5歳児)。 保育士や友だちと室内や		15:00	おやつ ・手洗い ・ 当当は配膳の用意をする。 ・ おやつを食べる。 ・ 片付け・掃除をする。 ・ 片付け・掃除をする。 ・ 当当は片付けや掃除 (室内外)を保育士と一緒にする (4・5歳児)。 保育士や友だちと室内や 運動場であそぶ		おやつ 手洗いおやつを食べる片付け 保育士や友だちと室内や運動場であそぶ	
	運動場であそぶ 順次降園	П	16:30	短時間保育網	冬了		
	・「さようなら」の挨拶をして帰る。	001 SEED		・排泄・保育士や年長児とお迎えまであそぶ。順次降園・「さようなら」の挨拶をして帰る。		・排泄・保育士や年長児とお迎えまであそぶ。順次降園・「さようなら」の挨拶をして帰る。	
18:00	閉園		18:00	標準時間保育經	を了・閉	園	
		延長保育		保育士や友だちと室内や 運動場であそぶ 順次降園 ・「さょうなら」の挨拶をして帰る。		保育士や友だちと室内や 運動場であそぶ 順次降園 ・「さようなら」の挨拶をして帰る。	
			19:00	標準時間保育網	を了・閉	園	
	お迎え時			し、降園時刻を登録する。 子さんの様子や伝達事項をお伝えします。			

※めぐみこども園、めぐみ第二こども園ともに年齢でクラス別けしています。保育内容・行事等は一緒に実施・参加します。

(2) めぐみ第二幼保連携型認定こども園の1日の流れ

昼間の子供さんと同様に、特に夕食後はゆっくりと友だちと過ごして規則的な生活リズムに気をつけ、ご家庭と連携をとり、子供さんの24時間を把握しながらひとりひとりの生活(ミルク・離乳食・昼寝・排泄・あそび)を十分考慮して保育をしています。新入園児の場合は、ご家庭での生活から少しずつ友だちと楽しみながらこども園の生活リズムに慣れることができるようにしていきます

	1 号世界			2号園児		3号園児
3・4・5歳児(教育利用)				3・4・5 歳児		0・1・2歳児
	7:0	0		開園		
	登園時	01	帚宅後から	し、登園時刻を登録する。 今朝の、お子さんの様子を職員に伝えて頂き せ(おしめからハンツに履き替えて)から、		友達とあそぶ。
項 か ソ	順次登園 ・靴を靴箱に入れる ・職員や他の保護者に「おはようございます」の挨拶をして、お家の人と体温を測る ・検温後は保護者と別れ、自分で持ち物の片付けをする ・排泄を済ませ、保育士とあそぶ ・当番はお天気調べや飼育動物の世話をする	延長保		順次登園 ・靴を靴箱に入れる ・職員や他の保護者に「おはようございます」の 挨拶をして、お家の人と体温を測る ・検温後は保護者と別れ、自分で持ち物の 片付けをする ・排泄を済ませ、保育士とあそぶ ・当番はお天気調べや飼育動物の世話をする		順次登園 ・靴を発稿に入れる ・「おはようございます」の挨拶を して、お家の人と体温を測る ・持ち物の片付けをする(保護者に してもらったり、出来ることは自分でする)
果 9:00 育 \	クラス保育 ・各クラスでのあそびや行事に参加 して過ごす ・万歩計をつけてあそぶ	育	9:00	クラス保育 ・各クラスでのあそびや行事に参加して過ごす ・万歩計をつけてあそぶ	9:00	クラス保育 ・排泄し、おやつを食べて各クラスでなるそびや行事に参加して過ごす
11:00	保育開始		11:00	標準・短時間	保育開始	台
12:00	・排泄・手洗いを済ませ、椅子の用意をする ・ <u>当</u> 圏は配膳の用意をする ・食事をする ・4・5歳児の当番はお天気やその日 の事を全クラスに放送で知らせる ・片付け		12:00	昼食 ・排泄・手洗いを済ませ、椅子の用意をする ・ <u>当番</u> は配膳の用意をする ・食事をする ・4・5歳児の当番はお天気やその日の事を 全クラスに放送で知らせる ・片付け	11:30	昼食 ・排泄・手洗いを済ませ給食の準備を待食事を食べさせてもらったり一人で食べ 昼寝の準備 ・お話を聞いたり歌を歌ったりして準備 待つ
	・歯磨き (3歳児以上) 昼寝 (3歳児) 保育士や友だちとあそぶ(4・5歳児) ※4・5歳児はお昼寝しません	短瞬		・歯磨き (3歳児以上) 昼寝 (3歳児) 保育士や友だちとあそぶ(4・5歳児) ※4・5歳児はお昼寝しません	13:00	昼寝 ・静かに音楽やお話を聞きながら眠るめざめ ・排泄を済ませ、保育士と一緒に布団片付けたり、服を着る。
15:00 質 か	おやつ ・手洗い ・	標準時間保育	15:00	おやつ ・手洗い ・	15:00	おやつ ・手洗い ・おやつを食べる ・片付け
<i>)</i> 呆	保育士や友だちと室内や運動場であそぶ	間保育		保育士や友だちと室内や 運動場であそぶ	15:30	保育士や友だちと室内や 運動場であそぶ
育	順次降園 ・「さようなら」の挨拶をして帰る。		18:00	夕食 手洗い・<u>当番</u>は配膳の用意をする。 ・夕食を食べる。・片付け・掃除をする。 	18:00	夕食 ・排泄・手洗い・食事の準備 ・夕食を食べさせて貰ったり、一人で食べる
19:00	閉園		19:00	短時間保護	育終了	
		延長程置 玩時川们實		室内あそび ・年小児や友だちとあそぶ。 季節に応じて夜空の観察 (月の継続観察・星の観察・花火) 順次降園 ・「さようなら」の挨拶をして帰る。		室内あそび ・保育士や年長児とお迎えまであそぶ 午睡(場合に応じて実施) 順次降園 ・「さようなら」の挨拶をして帰る。

お迎え時 ○ タグをかざし、降園時刻を登録する。 ○ その日のお子さんの様子や伝達事項をお伝えします。

OCCUPANT PARENCE OCCUPANT PARENCE OCCUPANT OCCUPANT

※めぐみこども園、めぐみ第二こども園ともに年齢でクラス別けしています。保育内容・行事等は一緒に実施・参加します。

6 登降園について

(1)登園の時には

「おはようございます」のあいさつをしましょう

子供たちはみんなともだちです。 お父さん、お母さん方も友だちになりましょう。

駐車場から園舎までは子供さんが一人で走り出したりしないよう、十分気をつけて、

子供さんとは、手をつないで一緒に行動致しましょう。子供さんと手をつながないということは、 子供の命に危険が生じるということを忘れないで下さい。毎日の繰り返しの中で、よい習慣を 身につけていくよう続けてしてください。

雨の日には園児は「カッパ」を!

子供用の小さな力サを持つと、気をとられてふらついたり、前が見えなかったりと、とても**危険です**。園舎までの道は公道ですので、一般車両の迷惑行為にもなると考え、めぐみ・めぐみ第二幼保連携型認定こども園では「子供に力サをささせない」決まりにしています。子供用カッパを用意して安全に歩けるようにして下さい。

【登降園時の手順】◎登園されたら、お子さんと一緒に次の手順でお願いします。

	時間	流れ・場所	手順	注意点			
登園の	7時~9時	園庭出入口 ◆ デッキ ◆ カシオペアの部屋	①めぐみ第二こども園玄関横の園庭出入口より園庭に入場します。 ②園庭通路では、デッキに向かう際は、赤の通路を。退出の際は、青の通路をご通行下さい。 ③デッキから園舎内に入り、カシオペア組の部屋で朝の検診を行います。	門扉開閉の際は、必ず留め金をかけて下さい。また、 お子さんにはさせないで下さい。 ※園への入場時は、必ず名札をつけてください。 ※くつは、ペガサス組前のデッキ前に置いて入ってください。			
手順	9時以降 土	めぐみこども園正面玄関 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	めぐみこども園正面玄関より お入りいただき、職員室で朝の 検診を行います。めぐみこども園正面玄関より	・めぐみこども園園舎の扉はオートロックです。インターホンを押して頂き、職員が応答しお名前をお伺いしたあと、職員が解錠しドアが開きます。 ※園への入場時は、必ず名札をつけてください。			
	曜日	◆ カシオペアの部屋	お入りいただき、カシオペア組 の部屋で朝の検診を行います。				
登園時	7時~9時	カシオペアの部屋	・職員にお子さんの健康状態や 前日降園後から登園までの 様子などをお伝え下さい。 パソコンに入力し、日々の	※ファイルノートに記入頂くこと・熱・排便の有無・家での様子・当日の連絡先・降園時間			
0	9時以降	職員室	状態を記録します。 (個人情報は絶対外部に洩れないように保管しています) 「※検診の場所が変わっても、	・健康観察記録表 ※熱性けいれんのお子さんは、その場で体温を測定します。 ※朝の熱が37℃以上あった子も、その場で体温を測定します ・ファイルノートには、ご家庭での様子として、体調の変化やケガについてなどの他、病院受診した場合は、「病院名」「診断名」「薬を何日分処方」など、詳しくご記入下さい。 ・登園の受付後、お子さんを朝あそびの場(保育室または屋外)までお送り下さい。			
	土曜日	カシオペアの部屋	お伝え頂く手順・内容は同じです。				
	16 時まで	めぐみこども園正面玄関 ▼ 職員室	・めぐみこども園正面玄関より お入りいただき、職員室で降園 の申し送りを行います。				
降園の手順	16 時~18 時	園庭出入口 デッキ ◆ 各クラスの部屋	 ファイルノートをカゴから取り、お迎えの対応をする職員に、お子さんのクラス名とお名前をお伝え下さい。 申し送り後は、各保育室で遊んでいるお子さんのお迎えをお願いします。 ※保育室出入の際は、扉の開閉には十分お気をつけ下さい。 				
順 	土曜日	めぐみこども園正面玄関 カシオペアの部屋	・めぐみこども園正面玄関よりお入り いただき、カシオペア組の部屋で 降園の申し送りを行います。	ファイルノートは落として割れる可能性がありますので、 お子さんが持たないようにお気をつけ下さい。			
	18 時以降	めぐみこども園正面玄関	・めぐみこども園正面玄関よりお入り下さい。 ※18時以降の降園は、平日も土曜日も、正面玄関で申し送りを行います。	・めぐみこども園園舎の扉はオートロックです。インターホン を押して頂き、職員が応答しお名前をお伺いしたあと、職員が 解錠しドアが開きます。			

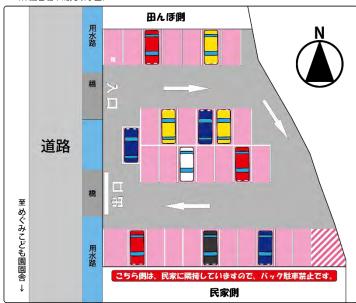
※気になる点や尋ねたいことがありましたら、登降園時にご遠慮なくお尋ね下さい。

(3)駐車場について

<駐車場の位置> 園の北東にある駐車場をご利用ください。



<保護者駐車場見取り図>



- ① 円滑な駐車場利用のため、上図の矢印のように順路を守って通行して頂きますようお願い致します。
- ② **園の北側にある空き地は私有地です。通り抜けできません**。行事や工事期間中など、使用許可をいただける際には、その都度ご案内致します。通常の登降園時に、**駐車や通り抜け、お子さんを遊ばせる等は、お控え下さい**ますようお願い致します。
- ③ 自転車でお迎えに来られる方は、**園舎裏の駐輪場**をご利用下さい。
- ④ 盗難の可能性やご近所に迷惑がかかりますので**エンジンは必ず止めて**下さい。
- (5) 車上狙いに気をつけて! 車から離れる際は**必ず貴重品はお持ちになり**ロックをして下さい。
- ⑥ 民家に隣接している区画では、バック駐車禁止です。
- ⑦ 駐車場内での事故・盗難・トラブルにつきまして、園は一切の責任を負いかねます。自己 責任で、また、当事者同士でお話し合い下さい。
- ⑧ チャイルドシートの着用を守りましょう。
- ⑨ 駐車場から園への往復路は、車の往来がありますので、必ず子供さんの手をつないで歩いて下さい。子供さんを駐車場内で遊ばせないで下さい。また、車に乗せるまで、手は必ずつないでおいて下さい。大人が十分気をつけて、事故に遭ったり地域の人たちに迷惑をかけないようにお願いします。
- ⑩ 通行の方や他の車両の妨げにならないようにお願いします。**駐車場までの道路は対面通行**ですので、十分気をつけて、お互いに気持ちよく通行できるようにしましょう。駐車場も、お互い譲り合って事故のないように注意しましょう。
- ① 「ちょっとの間・・・」でも玄関前には絶対に駐車しないで下さい。
- ② **園舎裏の駐車場**は、災害・事故等の緊急時に、園児の避難や輸送の対応を職員の車に て、迅速に行うために**職員専用の駐車場**とさせて頂いています。
- ⑤ 上の「保護者駐車場見取り図」の で表示された区画に駐車して下さい。それ以外の場所、特に で表示された場所には駐車しないでください。

※一人ひとりが、決められた事を厳守してお互いに譲り合い、スムーズな駐車場利用を、 くれぐれもよろしくお願い致します。

(4) 毎日のお当番活動

オリオン1~アンドロメダ組さんは、毎日2人ずつ交代で当番になり、色々なお手伝いをしています。 その年齢なりに出来ることを、保育教諭と一緒に「お手伝い」という形で、全員に交代でさせることにより、 一人ひとりが、誉められたり「ありがとうね」と喜んでもらう経験をして、自信を付け、頼まれたことや言われ たことを責任を持ってやりとげていく練習をしています。お当番の日には、少し早めに登園して、楽しい 経験をさせてあげるといいですね。





当番表の表は漢字で裏はひらがなで名前が書かれています。明日のお当番は誰かな?

明日のお当番さん お手伝いをよろしくね!

クラス 時間	アンドロメダ組 (5歳児クラス)	ペガサス組 (4歳児クラス)	はくちょう組 (3歳児クラス)	クラス時間	カシオペア組 (2歳児クラス)	オリオン 1 組 (1 歳児クラス)	オリオン 0 組(0歳児クラス)
9:00	 ◆ こいのぼりをあげる ◆ お天気しらべをして ◆ 運動場、園庭の気え ◆ 氷しらべをして書 ◆ 給食の机を並べる ◆ 配膳を先生と一緒 ◆ 「今日の献立」を発 ◆ 「いただきます」の ◆ 放送をする(時間 ◆ フルーツを切り分ける ◆ 食器を片付ける 	て書く 温しらべをして書く く (冬) こする 表する り挨拶をする		11:30	 ◆ 先生と一緒に給食の配 ◆ 先生と一緒に「おやっ ◆ 先生と一緒に「いたた ◆ 先生と一緒に数を数え配る ◆ 先生と一緒に数を数え ◆ 先生と一緒に片付けを 		
	◆ おやつの準備をする◆ 「おやつの献立」を◆ 「いただきます」の◆ 片付けを手伝う◆ 明日の当番の発表を◆ 先生と一緒に部屋の	- 発表する 分挨拶をする をする		3:00	 ◆ 先生と一緒に「おやつ ◆ 先生と一緒に「いたた ◆ 先生と一緒に数を数え ◆ 先生と一緒に片付ける ◆ 明日の当番の発表をす ◆ 先生と一緒に部屋の掃 	ぎきます」の挨拶をする こておしぼりを配る : する :る	

7食事と離乳食

(1)食事は教育・保育の柱です

最近の家庭での食事傾向として、手軽で簡単な揚げ物や、炒め物が多いことが伺われます。 生活習慣病の予備軍である高脂血症児や糖尿病児が増えていると言われている今、**和食**が 見直されています。当園では開園以来、煮物、和え物等の和食を中心とした独自の献立を作 成し、提供しています。

- ① 全園児**完全給食**を実施しております。(主食、副食、おやつ、給食費の説明は P.13·22 に記載)
- ② 給食の献立は、1週分を4週繰り返す「サイクルメニュー」を実施しています。同じ献立を 繰り返し味わう事で、味覚や食感を鍛え慣れさせるという効果があります。
- ③ 季節の野菜や果物類、海藻、小魚類などの食材を使い、鉄やカルシウム、ビタミンを十 分に摂取できるようにしています。
- ④ 添加物を使わず、昆布やかつお、椎茸でだしを取り、薄味で素材の旨みを生かした献 立です。
- ⑤ 咀嚼の発達を促す為に、噛み応えのあるイリコやするめ、ガム、野菜スティック、ヒジキや 昆布を提供しています。
- ⑥ 月~金に、おやつにスキムミルクで作ったカルシウムたっぷりの特製**手作りヨーグルト**を 提供しています。
- ⑦ 炊き立てのご飯や、冬の夕食には汁物などを取り入れ、適温給食を行っています。
- ⑧ 3歳児以上は、行事や栽培を通して食への関心を高めています。
- ⑨ 安定感と温もりのある、陶磁器の食器を使っています。
- お箸は園に備付けのもの、湯飲み・お茶碗などの食器は消毒して使用しておりますの で、私物の用意は一切いりません。※1歳になると、スプーンの使用をやめ、お箸を使い ます。
- ① 栄養士による、栄養のバランスに配慮した献立で給食を準備しています。夕方には離 乳食・昼食・おやつ・夕食を廊下に設置しているケースに入れ展示しておりますので参 考にして下さい。※展示は、毎月二週目以降は写真での展示となります。

<「給食の展示」の例>

昼食とおやつ





離乳食

昼食

おやつ

夕食 ご希望に応じて用意致します。

② おしぼりは、業者委託による消毒済(袋入り)のものを使用しています。 (おしぼりの使用料は徴収しておりません)

(2)食事の提供

・子どもの年齢に応じ、以下の時間帯に食事を行います。

○めぐみ幼保連携型認定こども園

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	10時頃	離乳食•授乳		個人別の対応
1歳児		11時15分頃	15時頃	
2歳児		11時30分頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	
延長保育時間帯				適宜提供

○めぐみ第二幼保連携型認定こども園

	昼食	午後間食	夕食	備考
0歳児	離乳食·授乳		離乳食·授乳	個人別の対応
1歳児	11時15分頃	15時頃	18時30分頃	
2歳児	11時30分頃	15時頃	18時30分頃	
3歳児	11時30分頃	15時頃	18時30分頃	
4歳児	11時30分頃	15時頃	18時30分頃	
5歳児	11時30分頃	15時頃	18時30分頃	
延長保育時間帯				適宜提供

※当園独自の献立による、和食を中心とした給食の提供を行います。

(3)幼児食

- ①3歳未満児は、主食・副食・おやつを園で提供します。
- ②3歳以上になりますと主食(ごはん)だけが保護者の負担となります。適温給食や保護者の種々の事情を考慮し、こども園での炊飯をしております。ご飯の代金は、光熱水費などを含まない実費を集金させていただいております。(詳しくはP13・22 に掲載の表をご覧下さい。)
- ③3時のおやつは補食と考え、当園では手作りのパンやクッキーなどの軽食を提供して おります。

(4)おやつに「自家製・飲むヨーグルト」を出しています。

毎日の昼食時にはお茶を、月~金曜日のおやつには「自家製・飲むヨーグルト」を提供しています。

【なぜ、ヨーグルトなのですか?】

「自家製ヨーグルト」の特徴

- ・スキムミルクで作りますので低脂肪です。
- ・カルシウムが牛乳の約1.5倍あり、乳酸カルシウムとして摂取するため吸収率が高く、 乳幼児には最適です。
- ・ビタミン類及びたんぱく質が豊富です。
- ・乳酸菌が市販のヨーグルトの5~10倍多く含まれ、消化・吸収、感染防御、免疫刺激、健康維持の効果があります。
- ・園で作るので無添加です。

【カルシウムを多く含む食品を摂りましょう】

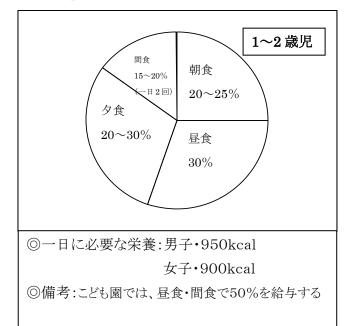
骨の基になるカルシウム。骨の成長には毎日必要量の摂取が必要です。わかめ、ひじき、こんぶ、のりなどの海藻類・小魚(いりこ)・納豆、煮豆、豆腐などの食品を給食や3時のおやつに摂り入れています。 ※1 歳児以上のおやつには毎日必ず2匹ついています。

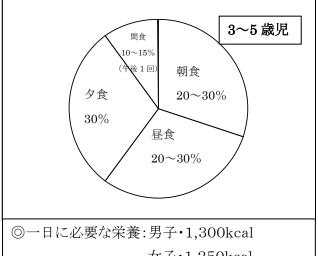


みんなで「いただきます。」

(5) 1日のエネルギー配分は?

【こども園の食事では、子供さんの一日に必要な栄養の50%を摂っています】





- 女子·1,250kcal
- ◎備考:こども園では、昼食・間食で40%を給与する (カルシウム・ビタミンC&B2···50%)

※参照:日本人の食事摂取基準(厚生労働省資料)

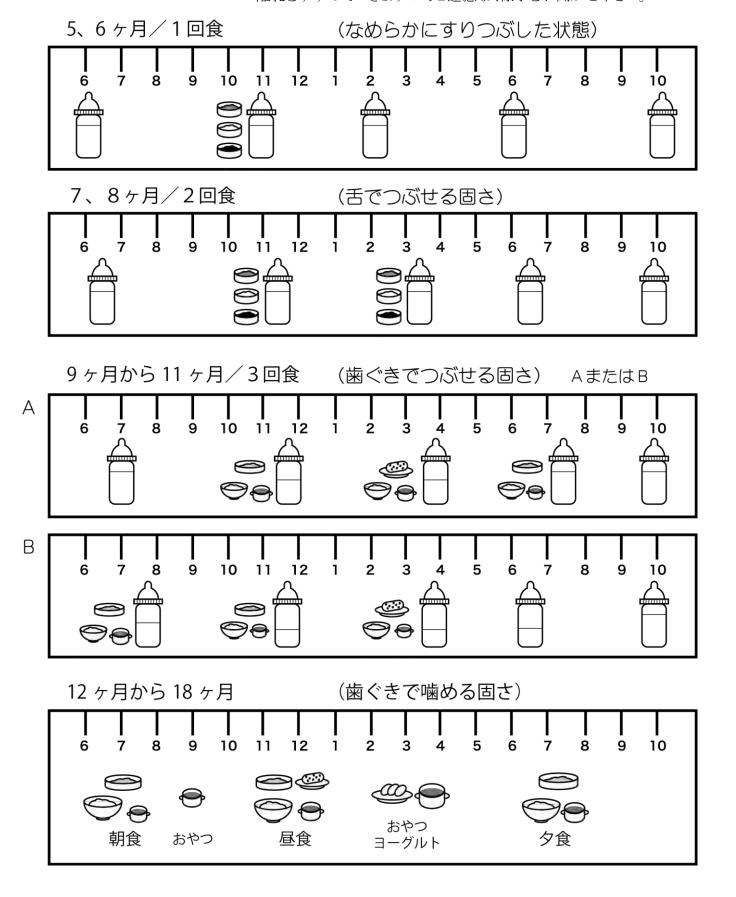
(6)離乳食

- ①離乳食はご家庭と連携をとり、月齢に応じ個別に準備します。
- ②乳児の粉ミルクは園で準備いたします。明治の「ほほえみ」を使用しております。 その他のミルクをご希望の場合はご相談下さい。

(アレルギー関係の方は必ずお申し出下さい。)

- ③哺乳瓶と乳首は消毒した物を準備しております。ピジョンを主に使用しておりますが、 それ以外(ヌークやクロスカット)をご希望の方、またS、M等のサイズについてもご相談 下さい。
- ④授乳においでになる方は、保育教諭にお知らせ下さい。
- ⑤冷凍母乳は衛生状態が安定しないため、お預かりできません。

【離乳のめやす A】 一人ひとり体格、成長の速度が異なりますので折々にご相談の上離乳をすすめていきますのでご遠慮なく様子をお聞かせ下さい。



【離乳のめやすB】

	加工			,	ט													
12ヶ月から18ヶ月頃	0		0	3+おやつ2	(朝・9時のおやつ・3時のおやつ・タ方)	0 0	○1 日3回の食事のリズムを大切に、生活リズムを整える。 ○自分で食べる楽しみを手づかみ食べから始める。	歯ぐきで噛める固さ	軟飯 (3 倍がゆ) ご飯	06	全卵	1/2~2/3	$50 \sim 55$	100	15~20	15~20	40~50	
9ヶ月から11ヶ月頃	2	朝・就褒前	200	8	午前・午後・夕方	100 80 60	〇食事のリズムを大切に、1日3回食 に進めていく。 〇家族一緒に楽しい食卓体験を。	早回 と かい こう	全がゆ《5倍》	06	動丟	1/2	45	80	15	15	30 ~ 40	レバー 豚肉 牛肉
8ヶ月頃	3	朝・夕方・就寝前	200	2	午前と午後	120	○1日2回食で、食事のリズムをつけていく。 けていく。 ○いろいろな味や舌ざわりを楽しめるように食品の種類を増やしていく。	舌でつぶせる固さ	全がゆ《7倍》	50 ~ 80	多卵	1/3	30~40	50~70	10~15	10~15	20~30	ゆ 国ゆで卵を作り、黄身のみ 重湯などを加えて食べやすくする よく火を通す、半熱にしない ・チーズ ・チーズ 魚(かンタ・アンタ・エ・ロなど): をしっかりとる
7.		朝・夕			中	140		にかま	全が依	20	10萬	-	30	90	10	10	20	バンが 卿善 卿白: バター 赤身の 霧肉
5、6ヶ月頃	4	朝・午前か午後 夕方・就寝前	200	-	午前か午後	160	○子供の様子をみながら1日1回 1さじずつ始める。 ○母乳やミルクは飲みたいだけ与 える	らかにすりつぶした状態				しが合から結める。	すりしらしに野米なのも言してみる	望したか。 画さて米だの、 しなした	・白身魚などを試し	°°		回稿:生のままではなく、一般火を通す 日母編:カレイ・ヒラメ・タイ 骨をしっかりとる しらす干し:湯通しをして塩気をとる 野菜ペースト:柔らかく煮たものをすりつぶす 果物おろし
						180	O子供の 1 さじす O母乳や える	QY				10/15/15	φ #	で う。 こ、こ		(42)		豆腐:生の 白身魚:力 しらす干し 野菜ベース 果物おろし
4	2	長前・(夜中)	160~180		\	\												
Э	6~5	朝・午前・午後・夕方・就寝前・(夜中)	140~160						\	\	\	_						
2	9	朝・午前・	120~140										_	_	<u></u>	_		
月齡		母乳・ミルクのみの回数	(cc) 事クルミ・張母	1日の離乳食回数	(時間帯)	食後ミルク量 (cc)	離乳食 食べ方の目安	調理形態	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	釈類 (8)	卯(卵黄、全卵)	(Q)	で または 豆腐 (g)	の または 乳製品 (g)	または 魚 (g)	または 肉 (g)	野菜•果物 (g)	
												· 凹†	942	· 0 III	н			

上記の量は、あくまでも目安であり、子供の食欲や成長・発達の状況に応じて、食事の量を調整します。

離乳食開始時の日毎の進め方(例)

	・ミルク	・ 風 N V V	· 分類は	1種類
	15日目	- f	_	11
	14日目	▼ 5~6さじまで増やす	>い2つみ期 -	11
	13日日	6 さじ#		11
	目12日目	. 5~(<u>.</u>
	目11日目	1	,,	•
	10日目			
(1911)	日日6		11	
בעכא≣	8日日		•	
 	日日 /	111	•	
時の日	目日 9			
雑乳良用炻時の日母の進め刀(例)	5日日			
随手	4日日	•		
	3日目	•		
	2日日	•		
	1日目	•		
		つぶしがゆ	野菜(うらごし、	すりつぶし)、豆腐

Ç∰ βg,
乳首を配慮(
終えるよう
分で飲み
$15 \sim 20$
回の量を、
ミルクは1

[・]離乳食後のミルクは、食事の量が増えれば減っていきます。たくさん食べてもたくさん飲む子供さんもいるので、授乳量に配慮します。

分類は各群ごとに1品ずつ使用した場合です。各群2種類以上を使用する場合は、 1種類の分量は適宜減らします。

(7)アレルギーの完全除去食はたいへん困難です

除去食は、親子ともに心理的にも大きな負担となることが多く、何もかも制限してしまうほど の場合は発育障害や栄養失調になるなどの危険性もあり、慎重に進めなければなりません。

保護者の独自の判断で食物除去をしないようにし、定期的にアレルゲン抗体検査や診断を受け、その指示にしたがってすすめるようにします。(※P53「こども園におけるアレルギーの対応について」を参照)

「卵」・「牛乳」・「大豆」は、3大アレルゲンとしてもよく知られており、除去するケースも多いのですが、「そば」・「ピーナッツ」のように使用頻度が低い食品であっても、食べてしまうと激しいショック症状を起こすものもあり、園と保護者や家庭との連携を密に取り合うことは、大変重要です。(別表参照)

以下のアレルギーであれば、表の左のものを口にすることが出来なくなります。

<卵(およびその製品)禁止の場合>

食べられないもの	それにかわるものとして園で用意できるもの
・鶏卵、その他の卵類、鶏肉	
・マヨネーズ・マヨネーズを使ったサラダ	・サラダ油、酢、塩等でフレンチドレッシングを 作る
・カステラ、ケーキの素、ホットケーキの素、ビス ケット、ボーロ、プリン、アイスクリーム、菓子 パンなど	・市販の食パン、ミルクノンビスケット、いそべせんべい、小麦粉、ベーキングパウダー、砂糖でホットケーキ、蒸しパンをつくる
・カツ、フライ、コロッケ、てんぷらなどの衣、て んぷら粉、スープの素、生そば	・卵を入れないで衣をつくる

<牛乳(およびその製品)禁止の場合>

食べられないもの	それにかわるものとして園で用意できるもの
・育児用ミルク、フォローアップミルク、牛乳、	・牛乳アレルギー用治療乳
ヨーグルト、生クリーム	
・牛酪製品	
チーズ、マーガリン、ショートニング	・ミルクノンマーガリン
・牛乳を含む飲料	
・フルーツ牛乳、乳酸菌飲料	
・乳酸飲料	
・麦芽飲料	
・牛乳を用いた料理・食品	
ホワイトソース、ポタージュ、グラタン、	

クリームシチュー	
ベビーフード(牛乳・乳製品を使用したもの)	
ピザパイ	
インスタントカレールウ	
から揚げ粉	・片栗粉で調整
(パン類)	・ミルクノンパン
・牛乳・乳製品を含む菓子類	・牛乳を含まない材料をゼラチンで固める
プリン、牛乳ゼリー、ミルクセーキ、カステ	
ラ、ケーキ、ホットケーキ、ビスケット、クッキ	・ミルクノンビスケット
ー、瓦せんべい、ウエハース、アイスクリー	・ミルクノンウエハース
ム(シャーベット)	・牛乳を含まない材料をゼラチンで調整
·牛肉	
牛肉を与えて症状が出現する場合のみ除去	

<大豆・豆類(およびその製品)禁止の場合>

食べられないもの	それにかわるものとして園で用意できるもの
・大豆を用いた料理・食品	
豆腐、焼き豆腐、納豆、生揚げ、がんもど	
き、油揚げ、おから、きな粉、豆乳、	
みそ及びみそを使用した料理	・大豆ノンみそ
しょうゆ及びしょうゆを使用した料理	・大豆ノンしょうゆ、ひえしょうゆ、粟しょうゆ
枝豆、ふりかけ類	大豆ノンソース
ベビーフード(大豆・大豆製品を使用)	
・大豆油	
市販のごま油、ナタネ油、天ぷら油など、	・コーン油(日本食品加工)、米油(ボーソ油
ショートニング、マーガリン	脂)
・大豆油及び大豆製品を用いた食品	・上記の油で作ったもの
生揚げ、がんもどき、油揚げ、市販の天ぷ	
ら、コロッケ、油漬け缶詰	
コーンフレーク	
インスタントカレールウ	
インスタントスパゲティ	
ポテトチップス、えびせんべい	
その他大豆油を使用したスナック菓子	
かりんとう	
しょうゆせんべい	・大豆ノンせんべい

•餡類

あんこを使った和菓子類

•その他

いんげん豆、グリーンピースなど

・芋餡を用いたもの

- ※ケース・バイ・ケースですが遠慮なくご相談下さい。詳しく子供さんの状態を聞かせて頂き 判断いたします。
- ※今までに果物(メロン、すいか、リンゴ等)で反応された方は必ず申し出て下さい。
- ※給食費については P13・22 をご覧下さい。
- ※普通食・アレルギー除去食の献立表は、毎月末に配布致します。

(8) こども園におけるアレルギーの対応について

食物アレルギー対応給食が必要な園児について、保護者からの申し出により、集団給食のなか で可能な範囲の除去食を用意いたします。

つきましては、以下の内容にご協力いただきますようお願いいたします。

- ① 園における除去食実施対象者
 - (1)主治医から食物アレルギーと診断され、定期的に受診している。
 - (2)主治医の指示に基づいて家庭でも除去食を実施している。
 - (3)主治医の指示により段階的にチャレンジしている。
- ②園におけるアレルギー疾患生活管理指導表の提出について
 - (1)給食での食物除去やアナフィラキシーの対応など特別な対応が必要となる場合は、 主治医の診断と指導に基づく「園におけるアレルギー疾患生活管理指導表」 (以下「生活管理指導表」)を提出していただきます。

なお、生活管理指導表作成にかかる必要な経費については保護者負担でお願いします。(最低1年に1回更新)

- (2)生活管理指導表に記載された食品のみ除去の対応をします。
- ③園での子どもの食事提供について

食物アレルギーの配慮から園での食事内容は、家庭でいろいろな食材を食べていただき、その後園での食事として提供することが基本となります。

- ④食物アレルギー児の給食対応について
 - (1) 給食での除去は「完全除去」か「完全解除」のどちらかで対応します。ただし、除去の必要がないことが多い下記(表1)については、給食で提供します。

摂取不可の場合のみ生活管理指導表C欄により申請してください。

原因食品	除去不要またはほぼ除去不要
鶏卵	卵殻カルシウム
牛乳•乳製品	乳糖
小麦	醤油·酢·麦茶
大豆	大豆油・醤油・味噌
ゴマ	ごま油
魚類	かつおだし・いりこだし
肉類	エキス

参照:厚生労働省 保育所におけるアレルギーガイドライン(2019年改訂版)

- (2) 毎月、除去食チェックシートで除去食品のチェックをして、指定の日までに園に提出してください。
- (3) アレルギー対応食の献立は誤食を防ぐ観点から、その違いを認識できるように見た目に違う場合もありますのでご理解ください。
- (4) 調理作業・配膳スペースに限りがあり、また、調理器具・食器の洗浄や保管を個別に 行うことができないため、微量なアレルゲンでも発症する場合(注意喚起表示のあるも のも食べられない場合)は給食対応が出来ず、弁当の持参をお願いすることがありま す。
- (5) 体調不良の時はアレルギー症状を引き起こしやすくなりますので、状況に応じて お子様の健康状態について園に報告してください。
- (6) 除去解除をする場合は、主治医の指示に基づき家庭で複数回食べて問題がないことを確認してから様式「除去解除申請書」により申請してください。 ※主治医より部分解除の指示があっても、完全解除の指示がなければ園で解除することが出来ません。

⑤情報管理について

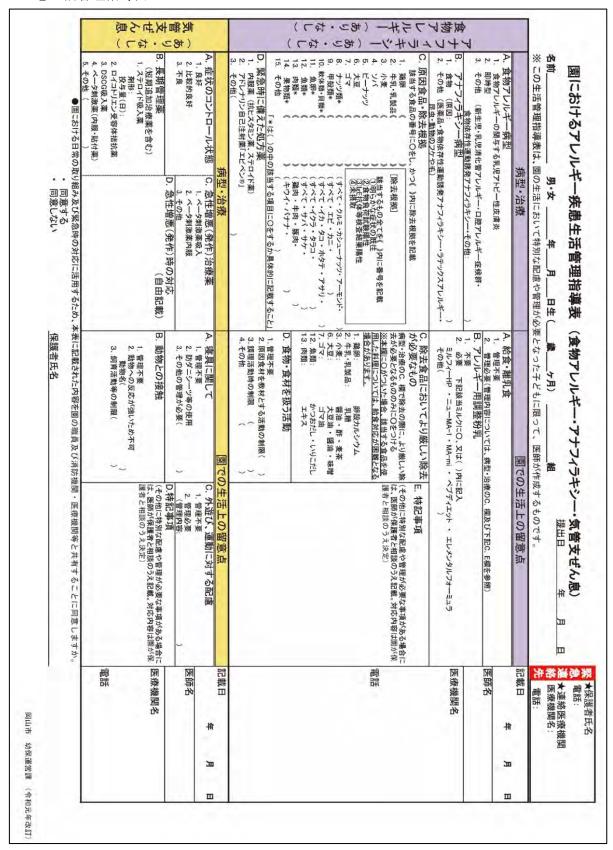
園における日常の取組および緊急時の対応に活用するため、生活管理指導表、 アレルギー児状況調査表の内容等、お預かりした情報は職員で共有させていただきます。 また、緊急時には、医療機関(医療・消防)への情報提供が必要となります。ご了承ください。

⑥その他

安全に食事を提供していくために、食事の際、テーブルの場所を固定するなどの配慮 をさせていただくことがあります。

(9)関連書類の書式

①生活管理指導表-1



②生活管理指導表-2

病型・治療型・治療型・治療型・治療型・治療が体表面積の10%が体表面積の10%が体表面積の10%が体表面積の10%が体表面積の10%が体表面積の10%が体表面積の10%が体表面積の30%が体表面積の30%が体表面積の30%が体表面積の30%が体表面積の30%が体表型・治療型・治療型・治療が、浸漉性の原型・治療が、浸漉性の原型・治療が、原流性の原型・治療が、原流性の原型・治療が、原流性の原型・治療が、原流性の原型・治療が、原流性の原型・治療が、原流性の原型・治療が、原流性の原型・治療が、原流性の原型・治療が、原流性の原型・治療が、原流性の原型・治療が、原流性の原型・治療性の原型・治療性の原型・治療性の原型・治療性の原型・治療が、原流性の原型・治療性の原型・治療性の原型・治療性の原型・治療性の原型・治療性の原型・治療性の原型・治療性の原型・治療性の原型・治療性の原理・治療性の原	治療・発生の変素を表現している。	病 A. 病型 1. 通年性アレルギー性鼻炎 2. 泰衛性アレルギー性鼻炎 (花乳音)	4. アトピー性角結膜炎 4. アトピー性角結膜炎 5. その他(B. 治療 1. 抗アレルギー点眼薬 2. ステロイド点眼薬 3. 免疫抑制点眼薬 4. その他(A. 病型 1. 通年性アレルギー性結膜炎 2. 季節性アレルギー性結膜炎	A. 重症度のめやす(厚生労働利学研究) 1. 軽症 面積に関わらず、軽度の皮疹のみみられる。 2. 中等症・強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%よ 3. 重症・強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%以 4. 是重症・強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%以 ※軽度の皮疹・軽度の紅斑、乾燥、落層主体の病変 ※強い炎症を伴う皮疹・紅斑、丘疹、びらん、浸潤、き 1. ステロイド軟膏 2. タクロリムス軟膏 2. タクロリムス軟膏 (「プロトビック等」) 3. 保湿剤 4. その他(
日本上の留意点	** (内服) ** (型・治療)	汽 空	11 64
日本上の留意点	日、特記事項 (その他に特別な配慮や管理が必要な事 は固が保護者と相談のうえ決定) は固が保護者と相談のうえ決定)	屋外活動 管理不要 等理心寒 (等理心寒)	* The same of the	プール指導 . 管理不要 . 管理の要 (管理内容:)	A.ブール・水遊び及び長時間の 1. 管理不要 2. 管理必要 (B.動物との接触 1. 管理不要 2. 動物への反応が強いため不可 動物名 (助物名 () 3. 飼育活動等の制限 () () () () () () () () () (
)項がある場合には、医師が保護者と相談のうえ記載。対応内容 が保護者と相談のうえ記載。対応内容 、消防機関・医療機関等と共有することに同意しますか。	での生活上の留意	談のうえ決定)	での生活上の留息点 C.特記事項 (その他に特別な配慮や管理が必要な事項がある場合には 医師が保護者と相談のうえ記載。対応内容は圏が保護者と	や管理が必要な事項がある場合には、 Dうえ記載。対応内容は圏が保護者と相
	周 孫 場	16.0	医療機関名 電話		選

	アレルギー児	記状況調査表	ŧ	
園児名 ()	生年月日	年	月 日
記入者(続柄:)	年	月 日(前	成 か月)
 1 食物アレルキ・病 名【 	ーについてお尋ね	します。	j	
•症 状 (7
(3/1)				
・アナフィラ	後の発症時期 (ラキシーの既往症の ラキシーの既往症の ではその時の状況をで	の有無 (を	有無)	
・アレルゲン	5.0	亥当に〇印を1) ,
医療機関に 「はい」の7抗体検査 「した」の7	b 検査内容 (複去・食物負荷試験	((対 年 月)か月に(た して 数回答可)	目 (歳)回 いない)	Nえ)) か月)
3 ご家庭での食	事の状況を具体的	にお聞かせく	ださい。	
			day of a c	
4 園生活での配	慮及び注意事項等	をお聞かせく	たさい	
L				

No.2 (保護者記入)

園児名(

家庭での除去の内容

※ 家庭で除去をしている食べ物を代表例の中から〇で囲み、それ以外にある場合は 右のその他欄に、記入をお願いします。また、三大アレルギー(卵・牛乳・小麦) 以外の食品については下欄に記入をお願いします。

	除去の食物	代 表 例	その他
	生卵	マヨネーズ アイスクリーム	
卵類	つなぎに卵を 用いた食品	かまぼこ ちくわ ソーセージ ハム ベーコン ウインナー 中華めん	
	卵を用いた 料理・おやつ	ゆで卵 卵焼き オムレツ ハンバーグ フライ・天ぷら等の衣 お好み焼き ホットケーキ ビスケット類 蒸しパン プリン ドーナツ パン 市販菓子	
	牛乳 粉ミルク	牛乳 粉ミルク スキムミルク 生クリーム	
	牛乳を含む飲物	乳酸菌飲料 ヨーグルト飲料 麦芽飲料 カルピス	
牛	乳製品	ヨーグルト チーズ バター アイスクリーム	
乳類	牛乳を用いた食品・料理・おやつ	天ぷら等の衣 クリームシチュー カレーシチュー ハヤシシチュー グラタン ウインナー ハム ウエハース ホットケーキ プリン ドーナツ 蒸しパン ビスケット類 ミルクゼリー パン 市販菓子	
	小麦	小麦粉	
<i>)</i> [\	小麦粉を用いた 食品	パン うどん そうめん ひやむぎ 中華めん スパゲティ マカロニ 麩	
麦類	小麦粉を用いた 料理	グラタン クリームシチュー カレーシチュー ハヤシシチュー	
	おやつ	お好み焼き ホットケーキ 蒸しパン ビスケット類 ドーナツ パン 市販菓子	

家庭で除去しているその他の食品

(平成30年4月改訂)

	(保護者記入)
	(木護有記人)
	除去解除申請書
FFFT CONTRACTOR OF THE STATE OF	
	ギー疾患生活管理指導表」で除去してい
た(食品名:)に関して、主治医の指導の
もと、これまでに複	数回食べて症状が誘発されていないので、
園における除去食の	解除をお願いします。
	令和 年 月 日
	744 4 7 4
	めぐみ幼保連携型認定こども園
	組
	園児氏名
	保護者氏名 印

⑥除去解除申請書•第二

除 去 解 除 申 請 書 「園におけるアレルギー疾患生活管理指導表」で除去してい	除去解除申請書 「園におけるアレルギー疾患生活管理指導表」で除去していた(食品名:) に関して、主治医の指導のもと、これまでに複数回食べて症状が誘発されていないので園における除去食の解除をお願いします。 令和 年 月 日 めぐみ第二幼保連携型認定こども園 組 園児氏名		//D 98-74-7-7-7-1
「園におけるアレルギー疾患生活管理指導表」で除去していた(食品名:) に関して、主治医の指導のもと、これまでに複数回食べて症状が誘発されていないので、園における除去食の解除をお願いします。	「園におけるアレルギー疾患生活管理指導表」で除去していた(食品名:) に関して、主治医の指導のもと、これまでに複数回食べて症状が誘発されていないので園における除去食の解除をお願いします。		(保護者記入)
「園におけるアレルギー疾患生活管理指導表」で除去していた(食品名:) に関して、主治医の指導のもと、これまでに複数回食べて症状が誘発されていないので、園における除去食の解除をお願いします。	「園におけるアレルギー疾患生活管理指導表」で除去していた(食品名:) に関して、主治医の指導のもと、これまでに複数回食べて症状が誘発されていないので園における除去食の解除をお願いします。		
た(食品名:) に関して、主治医の指導の もと、これまでに複数回食べて症状が誘発されていないので、 園における除去食の解除をお願いします。 今和 年 月 日 めぐみ第二幼保連携型認定こども園 組 園児氏名	た(食品名:) に関して、主治医の指導の もと、これまでに複数回食べて症状が誘発されていないので 園における除去食の解除をお願いします。 今和 年 月 日 めぐみ第二幼保連携型認定こども園 組 園児氏名		除去解除申請書
た(食品名:) に関して、主治医の指導の もと、これまでに複数回食べて症状が誘発されていないので、 園における除去食の解除をお願いします。 今和 年 月 日 めぐみ第二幼保連携型認定こども園 組 園児氏名	た(食品名:) に関して、主治医の指導の もと、これまでに複数回食べて症状が誘発されていないので 園における除去食の解除をお願いします。 今和 年 月 日 めぐみ第二幼保連携型認定こども園 組 園児氏名		
もと、これまでに複数回食べて症状が誘発されていないので、 園における除去食の解除をお願いします。 今和 年 月 日 めぐみ第二幼保連携型認定こども園 組 園児氏名	もと、これまでに複数回食べて症状が誘発されていないので 園における除去食の解除をお願いします。 今和 年 月 日 めぐみ第二幼保連携型認定こども園 組 園児氏名	「園におけるアレル	ギー疾患生活管理指導表」で除去してい
園における除去食の解除をお願いします。 今和 年 月 日 めぐみ第二幼保連携型認定こども園 組 園児氏名	園における除去食の解除をお願いします。 今和 年 月 日 めぐみ第二幼保連携型認定こども園 組 園児氏名	た(食品名:)に関して、主治医の指導の
令和 年 月 日 めぐみ第二幼保連携型認定こども園 組 園児氏名	令和 年 月 日 めぐみ第二幼保連携型認定こども園 組 園児氏名	もと、これまでに複数	数回食べて症状が誘発されていないので、
めぐみ第二幼保連携型認定こども園 組 園児氏名	めぐみ第二幼保連携型認定こども園 組 園児氏名	園における除去食の	解除をお願いします。
めぐみ第二幼保連携型認定こども園 組 園児氏名	めぐみ第二幼保連携型認定こども園 組 園児氏名		
めぐみ第二幼保連携型認定こども園 組 園児氏名	めぐみ第二幼保連携型認定こども園 組 園児氏名		
めぐみ第二幼保連携型認定こども園 組 園児氏名	めぐみ第二幼保連携型認定こども園 組 園児氏名		
園児氏名	園児氏名		令和 年 月 日
園児氏名	園児氏名		
園児氏名	園児氏名		
			組
保護者氏名	保護者氏名 印		国旧正夕
			图光八石

(10) 給食室の設備

安全で清潔な環境づくりのために

- ・給食の調理室には、全面的に電気調理器具を導入しています。
- **電気調理器具**のメリットは、まず安全であること。次に、掃除に手間がかからず、いつも 清潔な状態を保ちやすい点です。
- ・スチームコンベクション・オーブンを使うことで、時間を節約し手早く調理できこのオーブン 一台だけで多様な調理が可能なので、献立の幅も広がり子ども達にいろいろな料理を 提供する事ができます。
- ・給食室の床はドライフロアーで、掃除しやすくいつも清潔な状態です。





○電磁調理器

火が出ないので事故がなく安全、そして掃除しやすくとても清潔です。熱対流が少ない調理室内の夏は、室温が上昇しとても暑くなりますが、電磁調理器により室温上昇が少なく作業もしやすいです。また、タイマー保温機能もついているので、調理にとても便利です。



○ スチームコンベクション・オーブン 温風と水蒸気で調理をするこのオーブンには、蒸す・焼く・蒸し焼き・煮るなどの機能があり、この1台でスペアリブ、煮豆、茶碗蒸しなど、短時間で多量に作ることが可能です。骨付きの魚も骨まで柔らかく煮ることができます。



○ 自動炊飯器 (ライスロボ) お米の計量、洗米、炊飯まで全ての作業を自動でできる炊飯器です。4升までのご飯を炊くことができます。



給食室内はいつも清潔に保ち おいしい給食を作っています。

Ⅲ 防災と安全管理

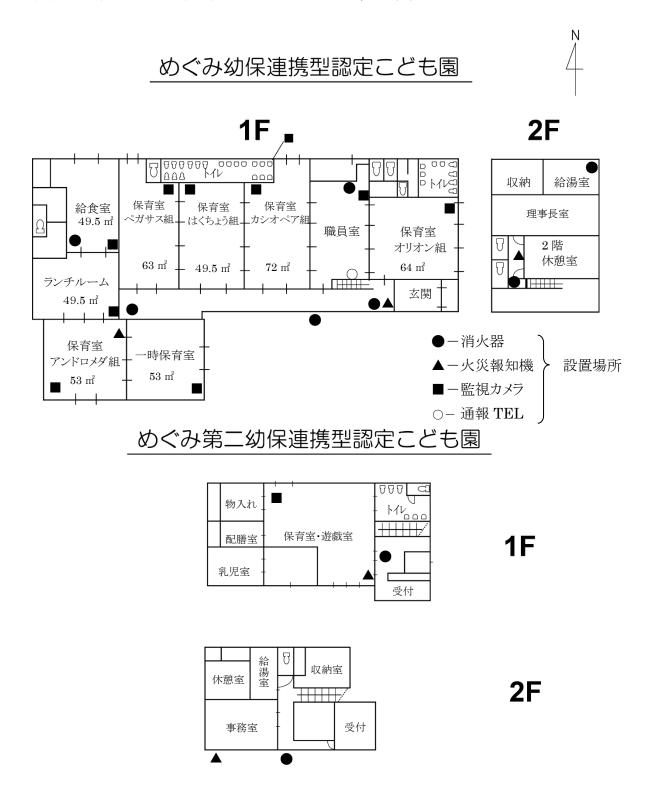
1子供さんを災害から守る為に

(1)防災訓練計画

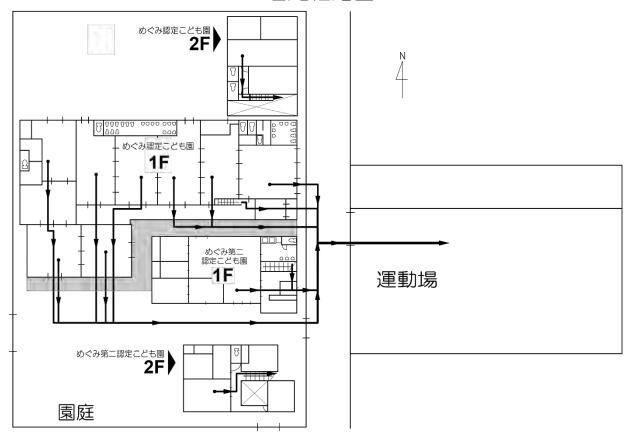
下表のような計画を立て、月に1回(毎月 10 日。但し 10 日が土日の場合は翌平日に)実施しています。また、年に1回、「特別養護老人ホーム・会陽の里」さんとの合同で、地震発生時の対応と二次災害発生時の避難訓練を実施しています。

	災害発生時の避難訓練を実施しています。 I						
年間計画	災害その他の事故について知らせ、それが生じた場合の園児の安全且つ敏速な避難を考え、下記の様に避難訓練を実施し万一の場合に備える。又、 内容に応じての正しい避難の方法、場所等の判断を身につける事をねらいとする。						
月	日	期間 目標	時刻	ねらい	想定	保育士の訓練内容	避難場所
4 月		非常ベルの意味	AM10:00	・保育教諭の指示に従うよう 伝え、非常ベルの意味を知らせる。	東隣の民家より出火	・新入生や年少児が恐がらずに保育教諭の指導に従 うようにする。 ・乳児の安全な避難を施行実践する。 ・消火訓練(水消火器使用)	各クラスの居場所 ↓ 園庭
5 月		の意味を知	AM10:30	・合図や放送内容をよく聞き 保育教諭の誘導に従い避難 させる。	地震	・避難経路をよく確認し、保育教諭の指示をよく聞いて押し合いになったり、転んだりせず避難する・人数確認を確実にする。	各クラスの居場所 ↓ 園庭
6月		り保育士の誘導に従って早く安全に避	AM11:00	・地震発生の対応、二次災 害発生時の避難の仕方を 訓練する。	地震・ 二次災害 (プレイルー ム 天 井 消 火)	・地震の時の避難の仕方を知らせる。・職員は二次災害として火災が発生した時の避難方法を経験する。・用水での不慮の事故や危険行為を子供にもわかるように話す。・消火訓練(水消火器使用)	各クラスの居場所 ↓ 園庭
7 月		従って早く	AM11:00	・火災の恐ろしさを知らせ避難訓練をする。 ・花火で実際の火の恐ろしさを知らせる。	花火	・避難経路をよく確認し、押し合いにならないようにする。 ・花火の遊び方を話し合う。 ・消火訓練(水消火器使用)	各クラスの居場所 ↓ 園庭
8月	毎月20日	安全に避難	AM10:00	・不審者が園外から園内(室内)に侵入してきた時の避難 の仕方を訓練する。	不審者	・慌てずに落ち着いて不審者に対応し、警察に通報する。 ・職員は不審者が園外から室内に侵入してきた時の避 難方法を経験する。 ・閉じこもりなども想定して、子供たちを安全な所に避 難させる。	各クラスの居場所 ↓ 園内(室内)
9月	(但し、土・日の場	非常ベルや放送をよ	AM 11:00	・園内全域で遊んでいる園児の避難の仕方を訓練する。 ・水の災害や事故について知らせる。 ・避難レベル4を想定し会陽の里への避難訓練を行う	洪水	・事前に避難経路を確認しておき、全職員が園児全員を安全にかつ迅速に避難させるという意識を強くもち、 又会陽の里の職員と連携をとり地域の人との交流を持ちながら訓練に参加する。 ・用水での不慮の事故や危険行為を子供にもわかるように伝える。	各クラスの居場所 ↓ 園庭 → 会陽の里
1 0 月	合は翌日に振り替える	がく 避難できる。	PM 12:00	・食事の準備時間中でも避難が迅速に出来るように室内外の様子に熟知して訓練する。 ・午睡中の誘導避難のさせ方を保育教諭が訓練する。	プレイルー ム天井より 出火	・食事中や準備中であっても中止して、敏速に避難することを子ども達に伝え訓練する。 ・部屋ごとに子どもが広がっているので人数確認を早く確実にする。 ・消火訓練(粉末消火器使用)	各クラスの居場所 ↓ 園庭
1 1 月	官える)	え。に混乱しないで	AM10:00	・保育教諭が実際に消火器で消火してみせる。	西隣の民家より出火	・混雑を防ぐ為にできるだけ多くの避難通路を考えると 共に他のクラスの避難のさせ方を知る。 ・消防署の役割を話し合ってみる。 ・消火器について話を聞く。 ・消火訓練(粉末消火器使用)	園庭東側
1 2 月		決まった場	AM11:00	・冬の火災の恐ろしさを知らせ避難訓練をする。 ・焚き火で実際の火の恐ろしさを知らせる。	焚き火から 出火	・火遊びをしないように、話やビデオ、紙芝居、スライド等を利用して知らせていく。 ・家でストーブに近付いたり、触ったりすると火傷をするということを知らせていく。 ・消火訓練(水消火器使用)	各クラスの居場所 ↓ 園庭
月		避難方法や注意	AM11:00	・とんど焼きをしている時、迅 速に避難が出来るようにす る。	とんど焼きの 火が運動場 東屋に類焼	・見学をしている時も慌てずに落ち着いて避難する。 ・消防署の役割を話し合ってみる。 ・消火訓練(水消火器使用)	各クラスの居場所 ↓ 運動場西側
2 月		や注意事項が解る。ての正しい知識を持っ	AM10:00	・地震における二次災害が 発生した時の避難の仕方を 経験させる。	地震(二次 災害として の出火)	・地震の時の避難の仕方を知らせる。・職員は二次災害として火災が発生した時の避難方法を経験する。・消火訓練(水消火器使用)	各クラスの居場所 ↓ 園庭
3 月		解る。	AM11:00	・各クラス、園外・室内で遊んでいる園児の避難の仕方を 訓練する。	不審者	・慌てずに落ち着いて不審者に対応し、警察に通報する。 ・園外と園内の保育教諭間で連携を取り役割を決めて 迅速に避難させる意欲を強く持ち、訓練に参加する。 ・一年間の避難訓練の反省を行う。	園舎内

(2)火災報知器・通報専用電話・消火器設置場所図



めぐみ・めぐみ第二幼保連携型認定こども園 避難経路図



(3)災害時の避難場所はここです!

災害時の指定避難場所は、下記のとおりです。災害が起きた場合は、こども園から保護者の皆様へご連絡を差し上げることになっていますが、もしも連絡が不可能な場合は避難場所に迎えに来てください。

★災害時緊急避難場所

- ◆養護老人ホーム 岡山市会陽の里第1候補 〒704-8102 岡山市東区久保205-1☎086-944-2600
 - 岡山市立雄神小学校

第2候補 〒704-8104 岡山市東区富崎218

☎ 0 8 6 − 9 4 2 − 3 2 3 7

★災害・緊急時連絡先

- めぐみ幼保連携型認定こども園 園長 岡本 里紗
- **☎** 086-942-5263
- めぐみ第二幼保連携型認定こども園 園長 日向 葵
- **25** 0 8 6 9 4 4 4 3 1 6

(4)気象警報・災害時の対応について

①風水害について

- ・台風接近や大雨等のニュースが入りましたら、テレビ・ラジオの情報にご注意下さい。
- ・園が所在する地域(豊地区)に気象警報、避難情報(警戒レベル)等が発令された場合の対応は以下の通りです。

1号認定

午前6時30分の時点で「各種特別警報」「避難指示」「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」が発令された場合は休園となります。開園中にこれらの警報が発令された場合は休園となりますので、お迎えをお願いします。

また、岡山市より避難情報の警戒レベル3以上が発令された場合は、休園となります。原則として、園が所在する学区の学校園と同様の対応を行います。

2号•3号認定	ŧ		
		朝6:30以前の発令	開園中の発令
	注意報	開園	通常どおり保育を継続
		保育が必要な子どもに	
		ついては保育を実施致	教育・保育を継続 します
気象警報	警報	しますが、可能な範囲	が、できるだけ早くお迎え
注意報		で家庭保育のご協力を	をお願いします。
(気象庁)		お願いします。	
		臨時休園(終日)	臨時休園(終日)
	特別警報	保育は実施しません。	<u>保育を中止</u> しますので、園
		休月は天旭しよせん。	へお迎えをお願いします。
いなまれいままり	【警戒レベル3】		吃什用 (% 口)
避難情報	高齢者等避難	臨時休園(終日)	臨時休園(終日)
警戒レベル	【警戒レベル4】	保育は実施しません。	<u>保育を中止</u> しますので、園
(岡山市)	避難指示		へお迎えをお願いします。

- ・AM6:30の時点で各特別警報、避難情報警戒レベル3以上が発令されている場合は、こども園を臨時休園とさせていただきます。この場合は、一斉メール等のお知らせは送信致しません。
- ・各種気象警報が発令された場合は保育を実施・継続致しますが、**可能な範囲で家庭** 保育や早めのお迎えをお願い致します。

- ※開園中に特別警報や避難情報警戒レベル3以上が発令した場合は、園より一斉 メールを送信し、臨時休園とお迎えのお願いをお知らせ致します。(緊急連絡の 方法・P86、87 参照)。
- ·気象警報が発令時は、基本的には開園となりますので、メール等でのお知らせは 致しません。
- ※当園の所在地域(雄神地区)で特別警報や警戒レベル3等が出ていない場合でも、 園周辺で冠水などの状況が確認され、登降園に危険が予想される場合は、園長判断 で臨時休園とさせて頂く場合があります。
- ※雄神地区で特別警報や警戒レベル3等が出ていなくても、保育教諭の居住地域で 該当レベルのものが発令されており、必要な保育教諭の人数が確保できない場合は、 保育の実施が困難なため、臨時休園とさせて頂く場合もあります。

②地震について

- ・**震度 5 以上の地震が閉園後から開園までの間に発生した場合**は、園の施設等の安全 確認のため、**臨時休園(終日)**し、教育・保育は実施しません。
- ・開園中に**震度5以上の地震が発生した場合は、臨時休園**となり教育・保育を中止します。 **緊急メールにてお知らせいたしますので、できるだけ早くお迎えをお願いします。** (お迎えまでは、園または避難場所で待機します。)

(5)万が一に備えて

①**園児保険**(日本スポーツ振興センターへの加入 P81·108 参照)

事故のないように気をつけておりますが、万が一の際を考慮し、園として全園児が日本スポーツ振興センター(共済)他にも、園負担で日本保育協会園児**傷害保険**(任意)にも加入しております。治療費のみ、お支払いができます。**休業補償はできませんのでご了承下さい。**

②救急処置

事故に適切に対応できるように救急法の講習を受講しております。

③AED(自動体外式除細動器)

当園では園児や職員、近隣地域住民の方々、周辺に通りかかられた方々の万が一の事態に備え、AEDを設置しています。



④火災通報装置

受話器をとると、すぐに東消防署に火災の通報ができます。

⑤非常用ボタン

警備をセコムに委託し、緊急時にボタンを押すといつでも通報ができます。 また、夜間も含め24時間警備をしています。

⑥監視カメラ・モニター

園周囲を監視し、防犯カメラで録画しています。玄関の出入りは、保育室からモニターで見ることができます。







⑦園外保育の際には、必ず引率の保育教諭が携帯電話を持ち、いつでもこども園と連絡 がとれるようにしています。

IV 保健と健康管理

1 登園時の注意事項

(1)病気や、身体に異常がある時は、お休みして下さい

園では、集団での生活に**支障のない、健康な状態でお預かりすることが原則です。** 病気や体調不良で欠席される場合は、**必ず朝9時までに熱、体調、病院受診など、** お子さんの状態を「園への連絡 Web サービス」でお知らせください。 【連絡 Web サービスは P81、園のメールアドレスは P87 掲載のQRコードより取得できます。】

(2)ご家庭では変わりなかったでしょうか?

「前日に発熱があった」「ご家庭で怪我をした」など、お子さんの健康上に変わったことがあれば、必ず登園時の検診の場で詳しくお知らせ下さい。

- ①発熱、咳、ケガ
- ②嘔吐、下痢
- ③機嫌が悪い、元気がなく顔色が悪い、食欲がない
- ④通院した場合は病院名、病名と症状

お子さんがご家庭で「頭をぶつけた」場合は、慎重に経過をみる必要があります。

子供の場合は、頭をぶつけた直後には特に症状が出ていなくても、**時間が経ってから症状が出てくる**ことがあります。**頭をぶつけて 24 時間は、症状が出ていないか慎重に観察していただく必要がありますので、ご家庭で様子をみて頂けたらと思います。**

(3)保育中に発熱・発病した場合

保護者に連絡相談の後、帰宅・通院など具体的な方法をお話させていただきます。 一人ひとりの容態が異なりますので、一般状態(機嫌・顔色・食欲・動きなど)とあわせて判断し 連絡をとらせていただきます。その為、**連絡先に変更のある場合は必ず申し出ることをお願い** します。

(4)薬について

処方された薬を、園で責任を持って飲ませることは困難ですので、**基本的には「薬を飲む時は病気である」と判断させていただき、家庭での保育をお願いします。**

ただし、中耳炎で薬を処方され、「一般状態は悪くないが必ず続けて飲まないといけない」場合のみお預かりできます。その場合は検診の場でお申し出下さい。薬は、昼・夕それぞれ1回分のみを、クラス・名前を記入してお渡し下さい。カバンの中に入れたり、子供に持たせたり、自分で飲むことなどは絶対に教えないで下さい。

(5) 持病のある子供さんは

必ず入園の際にお知らせ下さい。(アレルギー、アトピー、熱性けいれん、心臓病、喘息など) 場合によって、入園の可否についてお話させていただきます。

※アレルギーについては、P50~60もご覧ください

(6)予防接種について

各家庭に配布されます市政だより・保健だよりなどに、前もって予定が載りますので、未接種のものは機会を逃さないように受けるようにしましょう。国が定める、生後7カ月までに受けないといけない予防接種《4種混合ワクチン(ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ)・MR(麻しん「はしか」・風しん)、日本脳炎、BCG、ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎、ロタウイルス》を受けていない場合は、入園できません。また、既に入園していても生後7カ月までにそれらの予防接種を受ない場合は、退園して頂く場合もあります。集団生活をしていく上で必要なことですので、保護者の方々のご理解ご協力をお願い致します。

2 伝染性疾患について

(1) 出席停止の伝染性疾患について

学校保健法では、伝染性の病気にかかった時は、出席停止の指示をしなければならないことになっていますが、当こども園においてもこれを準用することにしています。また、感染症によっては、病気が治り登園する時に、医師による『登園許可書』(P114・115 参照)を提出して下さい。医師による許可書の記入には500円が必要です。※許可証用紙は園にありますので事務室にお申し出いただくか、園のホームページからもダウンロード・印刷していただけます。(また、A階層の世帯の方には、登園許可証の記入料の免除申請書があります。この免除申請は、B~D階層の方は出せませんので、ご了承下さい。詳しくは事務室にお問い合わせ下さい。)下記の伝染性疾患の時は、こども園には登園できません。

インフルエンザ・百日咳・麻疹・流行性耳下腺炎・風疹・水痘・咽頭結膜熱・結核・腸管出血性大腸菌感染症(0-157)・流行性角結膜炎・コレラ・その他の伝染病(溶連菌感染症・伝染性膿痂疹)細菌性赤痢ジフテリア・腸チフス 他

※インフルエンザは、登園許可書は不要です。登園停止期間中も毎日の状態を「健康観察 記録表」に記入、及びインフルエンザ欄に〇を記入し、再登園時に持参して下さい。

※幼児のインフルエンザ感染の登園停止期間は、発症後5日経過かつ解熱後3日を経過しないと解除されません。 (学校健康法施行規則第19条を基に岡山市が定めた規定。詳しくは次頁をご覧下さい。)

※お子さんの体調によっては、保護者の方との相談のうえで、園長の判断により登園できない場合もあります。

・上記以外の伝染病及びその他の伝染病については、主治医及び嘱託医とよく相談してください。

夏に多い皮膚病(とびひ)については、岡山市教育委員会の通知で個々の主治医の判断 <u>に任せることが望ましい。</u>となっていますが、当園では乳幼児の集団生活という環境を考慮して、登園をお断りするケースもあります。

(2)学級閉鎖について

めぐみ幼保連携型認定こども園・めぐみ第二幼保連携型認定こども園は、学校健康法に基づいて運営していくうえで、伝染性疾患の発症動向の状況により、感染症拡大防止を目的とした学級閉鎖・学校閉鎖をする可能性があります。

学校保健法第 13 条によれば「学校の設置者は、伝染病予防上必要があるときは、臨時に学校の全部または一部の休業を行う事ができる」とあり、これが**学級閉鎖・学校閉鎖**と言われるものです。また、同法第 14 条により委任された、学校保健法施行規則第 19 条の「学校において予防すべき伝染病の種類」において、インフルエンザや百日咳などがその対象となっています。学級閉鎖・学校閉鎖を決定する際の欠席者数などの基準については、『学校医・学校保健ハンドブック』に基づき、欠席率が 20%に達した場合に学級閉鎖・学校閉鎖等の措置をとることがあります。

■園で流行しやすい感染症

病 名	登園のめやす	登園するときに 必要な書類
麻しん(はしか)	解熱後3日を経過してから	
風しん(三日はしか)	発しんが消失してから	
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過	証明書
(おたふくかぜ)	し、かつ全身状態が良好になるまで	
水痘(水ぼうそう)	すべての発しんがかさぶた化してから	
咽頭結膜熱(プール熱)	主な症状(発熱、充血等)が消失した後、2日を経過するまで	
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111 等)	医師により感染の恐れがないと認められるまで。(無症状病原体保有者の場合、トイレで排泄習慣が確立している5歳児以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である)	
流行性角結膜炎(はやり目)	結膜炎の症状が消失してから	※溶連菌感
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで	染症、とびひ
百日咳	特有の咳が消失するまで又は適正な抗菌性物質製剤によ	の証明書発 行は医師の
	る5日間の治療を終了するまで	判断による
結核	医師により感染の恐れがないと認めるまで	
髄膜炎菌性髄膜炎(侵襲性 髄膜炎菌感染症)	 医師により感染の恐れがないと認めるまで 	
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24~48時間経過していること	
伝染性膿痂疹(とびひ)	医師の判断による	
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過すること	
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過すること	
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること	\ <u>/</u>
ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタウイルス等)	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること	不要だが医師
RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと	の指示に従っ
伝染性紅斑(リンゴ病)	全身状態が良いこと	て登園
突発性発しん	解熱し、機嫌が良く全身状態が良いこと	
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がと	
	れること	
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がと	
	れること	
帯状疱しん	すべての発しんがかさぶた化してから	

※伝染性軟属腫(水いぼ)・アタマジラミについては、医師に相談してください

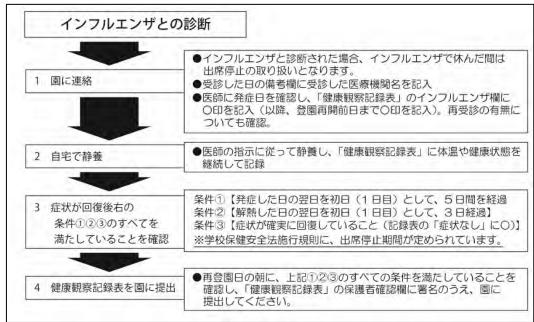
(4)健康観察記録表について

今般の新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大防止対策の、小中学校に準じた対応として、「健康観察記録表」にお子さんの毎日の健康状態を記入し、登園時にご持参いただきます。用紙は、お子さんに1枚ずつ毎月配布致しますので、ファイルノートに貼り付け、一ヶ月分の記録をご記入ください。

また、医療機関でインフルエンザと診断を受けた場合も、毎日の症状を「健康観察記録表」に ご記入いただき、症状が改善し再登園する際に提出をお願い致します。「当園許可書」の提出は 必要ありません。なお、インフルエンザと診断されたときには、医師の指示に従って再受診する日 又は再登園可能な日の指示を受け、「健康観察記録表」の備考欄等にご記入いただきますようお 願いいたします。再受診するときには「健康観察表」を医院にご持参ください。

記録用紙が必要な場合は、園でご用意致しますので、職員にその旨をお伝え頂くか、ホームページからダウンロードおよび印刷をお願いいたします。

①【インフルエンザ罹患時の再登園までの流れ】



②【記入例:健康観察記録表】

月日	朝の体温	夜の体温	発熱以外の症状		インフル	備考	保護者確認欄(署名)	園
ЯП	料が作温	牧の体温	【該当症状(症状ない場合は「症状なし」)に〇または記入	1	エンザ	VH-75	体設有唯恥(開(有石)	確認欄
12/1	37.5°C	38°C	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 症状	+-1	0	○○クリニック		
12/1	37.3 0	30 0	下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他()	.10. L	0	0071-77		
/2	38°C	37,5°C	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 症状	+=1	0			
12	36 0	37.5 (下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他() が	146	0			
/3	36,5°C	36,5°C	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 症状	+-1	0			
/3	30.3 (30.5 (下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他() がん	16.6	0			
/4	36.5°C	36°C	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 症状	+-1	0			
/ 4	36.3 C	.30 C	下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他()	.46	0			
/5	36.5°C	36.5°C	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 症状	なし	0	○○クリニック		
/ 3	30.3 (30.3 C	下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他()		0	0079-97		
11	36.5°C	36°C	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 症状	なし	0			
16	36.5 C	36 C	下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他()		0			
/1	36°C	36°C	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 症状	til			周山 老子	
//	36 0	30 C	下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他()	-			1-3 00 16 0	

健康観察記録表(インフルエンザ報告書)

袁

組 名前:

0.0	# 0 件 用	本の仕組	発熱以外の症状		インフル	/th de	保護者確認欄	園
月日	朝の体温	夜の体温	【該当症状(症状ない場合は「症状なし」)に〇またに	は記入】	エンザ	備考	(署名)	確認標
/1	°C	°C	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛	症状なし				
			下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他() 鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛					
/2	°C	°C	下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他()	症状なし				
/3	°C	°C	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛	症状なし				
			下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他() 鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛					
14	°C	°C	下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他()	症状なし				
/5	°C	°C	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛	症状なし	11 - 11			
-			下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他 () 鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛	, a				
/6	°C	°C	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他()	症状なし				
17	°C	°C	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛	症状なし	0.0-17			
			下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他 () 鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛	AL DUG C				
/8	°C	°C	下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他()	症状なし				
/9	°C	°C	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛	症状なし				
			下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他()	ML VC-8-C				
/10	°C	°C	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他()	症状なし				
/11	°C	°C	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛	症状なし				
2 11			下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他()	AL IXIS C				
/12	°C	°C	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他()	症状なし				
/13	°C	°C	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛	症状なし				
/ 13			下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他()	1111 1X 14 L				
/14	°C	°C	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他()	症状なし				
/15	°C	°C	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛	症状なし				
7 13			下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他()	MEN & C			-	
/16	°C	°C	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他()	症状なし				
/17	°C	°C	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛	症状なし			1	
7 11			下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他()	MENAU				
/18	°C	°C	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他()	症状なし				
/19	°C	°C	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛	症状なし				
/ 13			下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他()	加いなし				
/20	°C	°C	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他()	症状なし				
/21	°C	°C	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛	症状なし				
7.21			下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他()	並れなし				
/22	°C	°C	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他()	症状なし				
/23	°C	°C	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛	症状なし			-	
1 23		·	下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他()	近れなし				
/24	°C	°C	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他()	症状なし				
/25	°C	°C	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛	唐华*51				
/25		U	下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他()	症状なし				
/26	°C	°C	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他()	症状なし				
/27	°C		鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛	廃业もし				
/27	-	°C	下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他 ()	症状なし				
/28	°C	°C	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他()	症状なし				
100		62	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛	<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	-		1	
/29	°C	°C	下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他()	症状なし	11 2 1			
/30	°C	°C	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他()	症状なし				
			下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他() 鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛	ALC: N			1	
/31	°C	°C	下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他 ()	症状なし	,1 12,1			

3 仕事を休むことが無理な時は、病児保育を利用しましょう

労働者の福祉に関する法律の一部が改正され、平成14年4月より、事業主には「子供の看護の為の休暇」の努力義務が課せられています。子供さんは、病気のときは精神的に不安状態になっています。できるだけ、保護者の方が看病できることが望ましいと思っておりますが下記の病医院では**預かり保育**をしています。

<病児保育実施施設>

医療機関の名称	利用定員	住所	電話番号
青木内科小児科医院内	10 人	岡山市南区大福281-5	086-281-7866
山陽ちびっこ療育園			
薮内小児科医院内	8人	岡山市中区中井1丁目4	086-275-5036
病児保育室みらい			
表町ファミリークリニック内	4 人	岡山市北区表町3丁目10-71	080-2904-4816
病時保育ルームドレミ			
黒田病院内	6人	岡山市北区神田町2丁目8-35	086-233-3531
うらら病児保育園			
撫川クリニック内	4 人	岡山市北区撫川1470	086-292-8133
チャイルド・ケア・ハーモニィ			
瀬戸内市民病院	6人	瀬戸内市邑久町山田庄 862-1	0869-22-1234
病児保育室さんさんキッズ	(感染性疾患	瀬戸内市総合福祉センター内	
	は3人まで)		

※利用時間・料金等については一律ではありませんので個々でお問い合わせ下さい。

園に備付けのパンフレットもあります。

4 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1)内 科

医療機関の名称	栗原小児科
医院長名	栗原 信
所在地	岡山市東区西大寺中2-24-36
電話番号	086-943-3111

(2)歯 科

<休日在宅医案内>

医療機関の名称	たなか歯科医院
医院長名	田中 由紀子
所在地	岡山市東区東平島1219-1
電話番号	086-297-5790

5 主に利用している病院リスト

当園が主に利用している病院は次のとおりです。

病気や怪我の際、緊急に病院へ子供さんをお連れする場合は、次の病院を利用します。

連れて行ってほしくない病院がある方は、保育教諭へお知らせ下さい。

医療機関の名称	住所	電話番号
小児科・	内科 ~急な発熱、激しい腹痛、下痢、嘔吐など	~
栗原小児科	岡山市東区西大寺中2-24-36	086-943-3111
外科	・整形外科・整骨 ~骨折、脱臼、切り傷など~	
陽クリニック	岡山市東区西大寺新地16-3	086-943-8778
藤田病院	岡山市東区西大寺上3-8-63	086-943-6555
ふじわら整骨院	岡山市東区西大寺松崎157-7	086-943-8745
耳鼻咽喉科 🤈	耳だれ、喉の痛み、耳や鼻の穴に異物をつめて	
おおみち耳鼻咽喉科	岡山市東区西大寺松崎167-8	086-944-2033
内藤耳鼻咽喉科	岡山市東区西大寺上2丁目2-12	086-942-2808
皮	膚科 ~湿疹、虫さされ、とびひ、火傷など~	•
河内山皮膚科	岡山市東区西大寺目黒町10-3	086-942-7733
眼科	▶ ~目の充血、目ヤニ、目の周りの怪我など~	
喜多嶋眼科	岡山市東区西大寺上3-1-24	086-942-6212
H	両科 ~歯ぐきの怪我、歯を折ったときなど~	·
たなか歯科医院	岡山市東区東平島1219-1	086-297-5790
一の他	夜熱が出た!!	<u> </u>
<休日夜間救急センター>		
岡山市立市民病院	岡山市北区北長瀬表町3 -20-1	086-737-3000

75

- 休日に限って病気になる・・・(当番医の利用) -

市政だより「市民のひろば」や新聞等をご参照下さい

子供の夜間の急病にアドバイス

小児救急医療電話相談のご案内

岡山県が、県医師会・県小児科医会の協力により実施しています。 小児かいの当番医がご相談に応じます。

■電話番号

086 - 272 - 9393 または、#8000 (こちらは携帯電話からのご利用はできません。)

■ご利用日時 土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12/29~1/3) 18:00~23:00

■対 象

県内に居住する、おおむね 15 歳以下の子ども及びその保護者等



6 誤って異物を飲んでしまったら

		財団法人 日本	中毒情報センター	
1	大阪:	072-727-2499	年中無休24時間対応	
中毒110番	つくば:	029-852-9999	12/31~1/3 を除く 9~17時	
タバコ専用	電話	072-726-9922	年中無休24時間対応	無料(テープによる情報提供)

<伝えるべき事項>

① 量 : どれくらい飲んだか(商品名、メーカー名もわかるとよい)

② 時間: 飲んだ時刻

③ 状態: 現在の子供さんの様子はどのような状態か伝えられるように

以上の電話番号でかかりにくい(利用者が多くて)場合は、局番なしの119番か病院、医院に 電話するか受診した方がよいでしょう。

(1) 誤飲の手当て早見表

何を飲んだのかわからないときは、そのまま病院へ

	飲んだもの	手当てのしかた	注意			
つまらせた	ボタン・硬貨 小さなおもちゃ 粘土・消しゴム	背中を強くたたいて、 吐き出させる。 出ない時は病院へ。	何がつまっているのか、医師にはっきり伝える。 つまらせた物と同じ物を持っていくのも良い。			
	ボタン・硬貨 小さなおもちゃ 粘土・消しゴム 口紅・マッチ・芳香剤 シャボン玉液	ロの中をぬぐって様 子を見る。	大量に飲んだ時、様子がおかしい時は病院 へ。 長さが5cm以上あるものを飲み込んだ場合は 外科へ。			
	たばこ(1/4以下) 香水・化粧水 台所洗剤・クレンザー(漂白剤 含まない) 柔軟仕上げ剤・石鹸・シャンプ ー・ヘアリンス 塩・醤油・酒類 シャボン玉液(大量) インク(20ml 以上) クレヨン・シリカゲル(乾燥剤)	水か牛乳を飲ませてから吐かせ、病院へ。	石鹸や、化粧水を飲んだ場合は、後で下痢の 症状が見られる。 シリカゲル(乾燥剤)は、水か牛乳を飲ませて吐			
飲み込んだ	防虫剤(ナフタリン・パラジクロ ベンゼン・しょうのう) 絵の具(油性)	必ず水を飲ませてから、吐かせ、病院へ。 牛乳を飲ませてはいけない。	かせず、病院へ。 牛乳を飲んではいけないのは、防虫剤は油に 溶ける性質があるので、牛乳の乳脂肪分によっ て分解され、胃への吸収が促進されてしまうた め。			
	画びょう・針・安全ピン・ガラストイレ用洗剤・逆性石鹸漂白剤・パイプクリーナー灯油・殺虫剤・農薬類・ベンジン・シンナー・防水スプレー・オーディオクリーナー・たばこ(1/4本以上)・リチウムなどの小型円形電池・食酢	吐かせない。 病院へ連れて行く。	無理に吐かせようとすると、気管に入ったり、のどの粘膜を傷つけたりするため危険。			
	ボールペン ラインマーカー 鉛筆・色鉛筆 絵の具(水性) 体温計の水銀	心配なし ※体温計の水銀は、金属(液体・粒)状態の場合は飲みこんでも消化管からの吸収は極めて少なく、異物として排泄されるので、排泄を促すために牛乳を飲ませて様子を見ましょう。水銀を放置しておくと、気化して蒸気となり、それを吸入した場合、その毒性のため症状が出る恐れがある。換気をよくし、新鮮な空気の所に移動、鼻をかみ、うがいをさせる。皮疹などの症状がある場合は、病院へ連れて行く。				

7 乳幼児突然死症候群(SIDS)から赤ちゃんを守る為に

(1)こども園ではこのように気をつけています

- ①敷布団は、硬くて通気性の良い物を用意しましょう。
- ②赤ちゃんを一人にしません。
 - ・保育教諭が見回り、赤ちゃんの「呼吸」「顔色」等の様子を定期的に観察し、 5分ごとにチェックして入力する。
- ③枕は使いません。
- ④ベッドの周りには、紐やタオルなど、危険なものは置きません。
- ⑤定期的に健康診断を行い、子供さんの発達の様子を把握していきます。
- ⑥授乳においでいただき、母乳を飲ませるようにおすすめします。
- ⑦午睡中の安全確認をチェックし、記録に残しています。
 - ・0歳児は5分間隔、1歳児は10分間隔、2歳児以上は30分間隔でチェックしています。
- ⑧うつ伏せで寝ている時は仰向けにしてあげて寝させています。

(2)お母さん気をつけて!

- ①赤ちゃんの顔が見えるように、あおむけに寝かせましょう。うつぶせ寝は危険です。
- ②タバコをやめよう

妊娠中の喫煙は、お腹の赤ちゃんの体重が増えにくくなりますし、呼吸中枢にも明らかによくない影響を及ぼします。喫煙されている方には、個人的にお話を伺うことがございます。

③できるだけ母乳で育てよう

母乳育児が赤ちゃんにとっては最適であることはよく知られています。人工乳がSIDS を起こすものではありませんが、できるだけ母乳で育てましょう。

④0歳児、1歳児のお子さんは入園時、最初の1週間は慣らし保育として、お母さんと 一緒に保育を受けていただきます。

SIDS(シズ:乳幼児突然死症候群)とは?

それまで元気だった赤ちゃんが、事故や窒息ではなく、眠っている間に突然死亡してしまう病気です。日本では、年間500~600人前後の赤ちゃんがこの病気で亡くなっています。これは、生まれてきた赤ちゃんの約2000人に1人の割合です。そのほとんどが1歳未満の、乳児期の赤ちゃんに起きています。

原因はまだよくわかっていませんが、育児環境の中にSIDSの発生率を高める因子があるということが明らかになってきました。上記の4つの項目に気をつけると、未然に防げると言われています。

8 備品の紹介

① 保育室

・各保育室に完備している設備です。



○エアーコンディショナー



○ サーキュレーター空気を循環させる送風機です。



○加湿器



○ 微酸性次亜塩素酸水溶液霧化器 ウイルス、細菌に対する除菌剤噴霧器です。



○ 冷水機 浄水装置内蔵の冷水機です。 (ペガサス組、アンドロメダ組、ランチルームに設置)

② 衛生面



食前や排泄後には除菌石けんでしっかり 手洗いしています。



洗面台の横にはペーパータオルを常備。 また、2歳以上の子供さんは、 ポケットにハンカチとティッシュを 入れて使っています。



お子さんの下痢・嘔吐時の汚れ物等は 衛生面の対応として、防臭袋に入れて お返し致します。

(防臭袋使用1回につき代金7円を 引き落とし請求させて頂きます。)

③セキュリティ面



玄関はオートロックです。左側の インターホンを押してください。



職員室のモニターにて玄関の様子を 確認後に職員が応答します。 お名前やご用件をお伺いします。



各保育室や園庭、園舎の周りに計 14 台の 監視カメラを設置しています。 保育の様子や園周辺の様子を、職員室で モニタリングしています。

V 家庭との連携

1 保護者の方々へのお願い

・入園にあたっての、保護者の方々に守って頂きたいマナー・モラルについて。

こども園は、多くのお子さんが集団で生活する場で、子供達は常に大人の振る舞いや言動を見ています。 大人のマナーとして、以下の事柄にご留意くださいますよう、お願いいたします。

- ① 送迎時の服装は、男女ともに肌の露出は避けて下さい。(特に夏季)
- ② 刺青・タトゥーに関しては、他の保護者の方に見えない様に心遣いをして下さい。
- ③ 送迎時の履物にサンダル、クロックスは使用しないで下さい。
- ④ 登園・降園時に職員や他の保護者に挨拶をしましょう。
- ⑤ こども園に苦情がある時は、直接園長までお願いします。
- ⑥ 職員に対しての暴言・恐喝・恫喝は絶対にしないで下さい。その場合は退園して頂きます。
- ① 日本保育園保健協議会の指針により、生後7カ月までに国が定めている予防接種(BCG、四種混合(ポリオ、ジフテリア、百日咳、破傷風)、小児用肺炎球菌、ヒブ)を打っていないと入園できません。又、既に入園している場合でも、生後7カ月時にこれらの予防接種を受けておられない方は、退園して頂く場合もあります。

2 教育•保育時間

(1)「めぐみ幼保連携型認定こども園」の

1号認定の教育時間は、9:00~13:00までです。

預かり保育は、7:00~8:59の2時間と、

13:01~19:00の5時間です。

また、預かり保育の延長として18:01~19:00の1時間がご利用できます。

2号・3号認定の保育標準時間は、7:00~18:00までです。

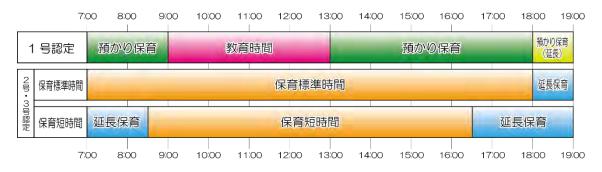
延長保育は、18:01~19:00の1時間です。

保育短時間は、8:30~16:30までです。

延長保育の、前延長は7:00~8:29の1時間半です。

後延長は16:31~19:00の2時間半です。

※預かり保育料・延長保育料についてはP9・13をご参照下さい。



○急な用事で遅くなるときはご一報を・・・

「予定外の会議が入った」「迎えの途中で車が故障した」など、急な用事で遅くなるときには、 必ずご連絡を下さい。臨時の延長保育が受けられます(有料)。

午後3時までにご連絡を頂いた場合、状況により軽食をご用意します。

(場合によってはご用意できないこともあります。)

※軽食申し込み後のキャンセルはできません。実費頂くことになりますので、ご了承ください。

(2)「めぐみ第二幼保連携型認定こども園」の

教育時間は、11:00~15:00までです。

預かり保育は、7:00~10:59の4時間と、

15:01~19:00の4時間です。

保育標準時間は、11:00~22:00までです。

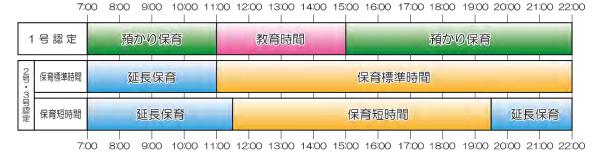
前延長保育は、7:00~10:59の4時間です。

保育短時間は、11:30~19:30です。

延長保育の、前延長は7:00~11:29の4時間半です。

後延長は、19:31~22:00の2時間半です。

※預かり保育料・延長保育料についてはP18・22をご参照下さい。



○土曜日も、保育時間・延長保育は平日と同じです。

○延長保育を希望されるには、当こども園にて手続きが必要です。

「延長保育利用申込書」に記入していただきますので、保育士までお知らせ下さい。 ※延長保育には、1ヶ月契約と時間利用の2形態がありますので、どちらかをご希望下さい。 (P109・110を参照)

○退園届けは、退園希望月の**前月15日までに**印鑑をご用意の上、岡山市東区福祉事務所 へ申し出て下さい。(P87 に関連項目)

3 日本スポーツ振興センターへの加入

○登降園中、又は保育中に怪我をした場合、一旦保護者に治療費を負担していただきます。 日本スポーツ振興センターに請求後、給付されます。詳しくはP108 をご参照下さい。

4 諸経費の集金について

- ・毎月27日に引落しとなります。 (27日が土曜・日曜・祝日の場合は、次の平日に引落しとなりますのでご注意下さい。)
- ・給食費は2号認定(3歳以上)の園児に発生します。3号認定(3歳未満)の 園児は不要です。
- 延長保育料、ご購入の用品代に関しては、引き落し明細を発行致します。
- 引き落しは家族単位でさせて頂きます。
- ・残高不足で引落しが出来なかった場合は、当園の口座に振り込みをして頂きます。 また、その際の振込手数料はご負担頂きます。なお、未納期間が3カ月以上の場合 は、園則25条の適用によりこども園との話し合いの場を設けさせて頂きます。
- ・引き落し口座の変更時には、簡易書留送付料として実費392円が発生致します。
- ・お子さんの嘔吐時の汚れ物等は、衛生面の対応として防臭袋に入れてお返ししています。この防臭袋代は、1回につき7円で、用品の代金などと一緒に、1ヵ月分をまとめて引き落し請求させていただきます。

5 園への連絡 Web サービス

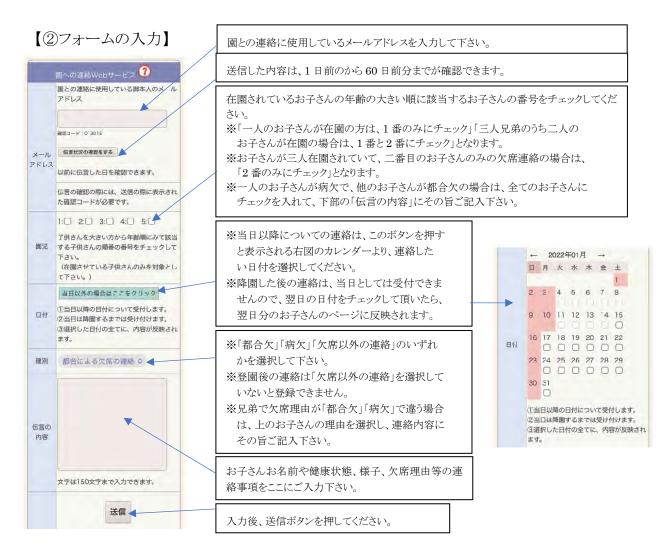
当園では、園への連絡をより確実にできるよう、保護者専用の連絡用サービスを設けています。このサービスでは、パソコンやスマートフォン、タブレットから、専用のフォームに入力頂いた連絡内容が、当園で運用している「園児管理システム」内のお子さん個人のページに直接自動的に登録され、職員全員が確認できますので、お子さんの降園後から翌日の登園前や、休日中の連絡にご活用頂けます。朝 9 時以降や、お子さんの登園後の連絡、欠席以外のお問い合わせなどの場合は、お電話でのご連絡をお願いします。また、このサービスのご利用には、園のシステムに登録されているメールアドレスからの送信のみが受け付けられるので、アドレス変更の際は園へお知らせください。

【①園への連絡ページの表示】

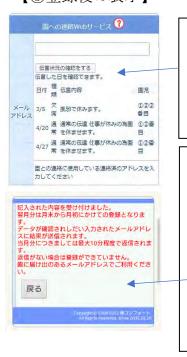
アドレス: https://digitalpicture.enjikanrisystem.jp/hp/data/absenseweb.aspx

※パソコン、スマートフォン、タブレット等のインターネット ブラウザに上記のアドレスを入力、または下の QR コードを 読み込み、「園への連絡 Web サービス」に行きます。





【③登録後の表示】



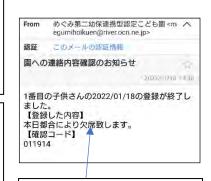
※上記フォームの「伝言状況の確認をする」を クリックし、園からの返信メールに記載され ている「確認コード」を入力すると、1日前 に登録されたものから翌60日後までの連絡 からが表示されます。

※出欠の内容は同日に複数回送信した場合は、 最後に送信された欠席情報が優先されます。

「送信」後に左の画面が表示されます。

※当月分の連絡の場合は、フォームに入力した アドレスに返信のメールが届きます。返信が ない場合は、入力したアドレスが間違ってい るか、園に登録されていないアドレスの可能 性がありますので、ご確認ください。間違い のない場合で返信がない時は、園に直接お問 い合わせください。

※翌月分以降の連絡を送信された場合は、返信 メールは予約扱いとなります。また、翌月分 の連絡は受信できていても、園では確認でき ませんのでご了承ください。



登録後に、「園への連絡内容確認の お知らせ」の件名でメールが送信さ れます。記載内容等のご確認をお願 いします。

5 教育•保育内容情報提供

(1)掲示・配布物等でお知らせします

1.掲示板でお知らせします。

写真①~③の掲示板で、行事のお知らせや園からのご連絡などを貼り出します。 登降園時等にご覧下さい。



①園東道路側掲示板



②園庭デッキ前掲示板



③園舎正面玄関横の掲示板

- 2.定期健康診断を年2回、定期歯科検診を年1回実施します。 検診で異常があった場合は、個別にお知らせ致します。
- 3.身体計測表(パーセンタイル)・献立表・行事予定表(月末に翌月分を配布)や、園だより等の配布物は、「ファイルノート」にはさんでのお渡しか、帰りのあいさつ時に職員室にて直接お渡しします。





ファイルノート

(2)ご家庭と園とをつなぐファイル通信

○めぐみ幼保連携型認定こども園では、「ファイルノート」で子供さんの一日の様子をこども園から発信する一方、お家からも様子を伝えていただき、園で気持ちよく過ごせるように配慮する情報として使わせて頂いております。

下記のペースで各クラスこども園での様子をお知らせしています。

※行事や職員の都合上、発信できない場合もありますことをご了承ください。

オリオン0組	毎日発信します。
オリオン1組	1週間に1回位の頻度で発信します。
カシオペア組	1 週間に 1 回位の頻及し光信しより。
はくちょう組	
ペガサス組	2週間に1回位の頻度で発信します。
アンドロメダ組	

(3) 園だより

- 1. 毎月の初めに配布いたします。
- 2. 何が載っているの?
 - ・各クラスより前月の様子紹介
 - ・行事案内やお知らせ
 - ・お誕生月のお友達紹介
 - ・その他のお知らせも掲載
- 3. 園だよりは、当園ホームページの「保護者ページ」でも公開しています。
- ※その他、園舎玄関には子育てに役立つパンフレットや ご意見箱を設置しています。



パンフレット・ご意見箱

(4)毎日の写真を公開しています

- ①毎日、その日の教育・保育の様子を写真撮影し、当園ホームページの 「保護者ページ」で公開しています。
- ②(本日の教育・保育内容) ※展示写真の一例です



0歳児クラスでは本を読んでもらいました。



畑でなすびの収穫「大きくなったネ」



近くの用水路でザリガニとりをしました。

毎日教育的な配慮のもと 遊んでいる(色々な経験)様子をお伝えします。

「デジタルピクチャー」サイトについて

【接続の手順】

- ① 右の QR コードから、デジタルピクチャーのアドレスを読み取り、コピーします。
- ② docomo をお使いの場合は、フルブラウザでアクセスしてください。 au をお使いの場合は、PC サイトビューワーでアクセスしてください。 softbank をお使いの場合は、PC サイトブラウザでアクセスしてください。
- ③ URL 入力を選択し、先ほどコヒーしたアドレスを貼り付けます。
- ④ デジタルピクチャーへの接続が開始されます。
- 5 別途お知らせ致しますパスワードを入力して、ログインしてください。
- ⑥ 次回以降は、「サイト閲覧履歴」から、もしくは「ブックマーク」に登録しアクセスしてください。



【ご利用にあたっての注意事項】

《セキュリティーについて》

- 〇「デジタルピクチャー」は「パスワード」で保護され、一般には公開されません。また、「パスワード」は1年のサイクルで本園が変更しますので、在園児の保護者及びその関係者の方のみが閲覧できます。
- O「デジタルピクチャー」には、ご家族の皆様で見て頂くことを前提に写真を掲載いたしますので、それ らの写真をプログやSNSに転載することはお控えください。また、転載があった場合のトラブルに関 し、当園は一切関知致しませんので、ご了承ください。

《携帯電話の機能について》

- ① バスワードを使ってデジタルピクチャーの閲覧者を認証しています関係上、バスワードの管理をするために、携帯電話の機能である『Cookie』を利用しています。皆さん方の携帯電話は、通常は既に「有効」になっていますが「無効」になっている場合は、ご利用の際には「有効」に切り替えてください。
- 2 携帯電話の機種によっては閲覧できない場合もあります。
- ※お手持ちの携帯電話によるインターネットの利用ですので、通信料金が発生致します。

(5)ホームページの保護者ページをご活用ください。

ホームページ内の保護者ページで、各クラス別に毎日の保育の写真を 公開。土曜日と休園日以外の平日は、毎日写真を更新しています。 写真以外にも、年間行事予定表、毎月の行事予定表、献立表、 保護者の皆様へのお知らせや、園だよりなどもご覧頂けます。

※保護者専用ページ閲覧には、ID とパスワードが必要となります。 パスワードは別紙にてご案内致します。また、パスワードは毎年4月に 変更致しますので、その都度お知らせ致します。



保護者ページへの アクセスはこちらから

7緊急連絡の方法

(1)緊急の時に必要です

- ①子供さんの急な発熱等の体調の変化や病気、怪我のときには、入園時にお知らせ頂き、 園で登録している連絡先にご連絡致します。この「連絡先」には、自宅、携帯電話番号、 メールアドレスだけでなく、勤務先や祖父母などの連絡先もお知らせ下さい。
- ②健康保険証の記号番号は、園から病院に連れて行くときに必要です。保険証と乳幼児 医療費受給資格証のコピーを取らせて頂きます。

(保険証の更新、勤務先の変更の際にも再度コピーを取らせて頂きますのでご了承下さい。)

(2)職場への電話連絡は?

○子供さんが、病気やケガをした時は、職場に電話で連絡を取ることになりますが、その際、こども園の名前で職場にかけられることに抵抗がある方はお申し出下さい。その場合は、こども園名ではなく、担任保育教諭の個人名でご連絡いたします。

(3)このような時、手続きは・・・?

- ①**住所・電話番号・家族構成等**に変更があった場合は、直ちに連絡して下さい。 (登録事項変更届 参照 P116・117)
- ②送迎の人や時間に変更が生じる際は、前もってお知らせ下さい。 (緊急の場合は電話で連絡して下さい)
- ③欠席や、何らかの都合で通常の登園時刻より遅く登園する場合は、 クラス人数把握の関係上、**午前9時までにその旨をメールで連絡して下さいますよう宜 しくお願い致します。**
- ④メールアドレスを変更される場合は、緊急時の連絡などに支障が出る恐れがありますので、その都度必ず事務室までお知らせ下さい。
- ⑤**就労先が変わったら、**保育教諭や事務の者に新しい就労先をお知らせ下さい。また、 岡山市東区福祉事務所にも就労の変更をお知らせ下さい。所定の用紙をお渡ししま す。
- ⑥退園・転園する場合は、その月の15日までに園長にお申し出のうえ、印鑑を持参して手続きをして下さい。手続きが遅れますと翌月も、継続扱いとなることがあります。 (P80 に関連項目)

「メールアドレス」登録について

- 園からの緊急メールや、誕生日メッセージを受信するには、保護者の皆様の メールアドレスを、園に登録する必要があります。
- 入園時やアドレスを変更時には、その旨を園にお知らせ下さい。アドレスの 変更登録が出来ていないと、緊急時の連絡などに支障が出る恐れがあります。



○ アドレスの変更登録は、左記の QR コードより当園のメールアドレスを取得し、お名前とアドレス変更の旨を入力のうえ、園へ送信して下さい。園で受信を確認した後、テストメールを送信致します。このテストメール受信確認をもって、アドレス登録の完了となります。

(4)原則、保護者以外にはお渡ししません

○略取誘拐等の防止のため、子供さんの送迎をする人が変わった時は、ご連絡下さい。 ご連絡が無い場合は、子供さんがその人に喜んで寄って行ってもお渡しいたしません。 また、**送迎される方は写真を撮り、登録させて頂きます。**

(5)メールでの連絡

○園より、警報、緊急時、感染症のお知らせや、園外保育時の様子などを一斉メールに て発信しますのでご承知下さい。

8提出物について

★提出物は期限を厳守するようによろしくお願いします。

9 苦情解決について

(1) こども園に対してのご意見・ご要望をお述べになる機会

ご意見・ご要望の受付担当責任者・・・・めぐみ幼保連携型認定こども園園長 岡本 里紗 めぐみ第二幼保連携型認定こども園園長 日向 葵

こども園のことで**お気づきのこと、不愉快なこと、改善して欲しいこと等がございましたら**、ご遠慮なくお伝えいただきたいと思っています。中には「子供さんを預けていて意見や要望をこども園に直接言いにくい」という方もいらっしゃるのではないかと思いますが、教育・保育のことについてのお悩みやご意見・ご要望は、送迎時などに直接主幹保育教諭や園長に明確にお伝えくださいますよう、お願い申し上げます。

教育・保育という仕事は、人間が人間を育てるという生業であり、機械の導入や省力化を図ることができず、極めて労働生産性の悪い業務だと言えます。つまり、人と人との関係だけに職員の不手際や対応が悪いと、感情的になられたり不愉快に思われる方もいらっしゃると思います。子供を育てることは、両者が遠慮なく話し合えることがとても重要だと思っています。

私どもは、可能な限り保護者の皆様のご要望にお応えしたく、最大の努力を払っていくつもりです。

なお、当園ではこのようなご意見をいただく際は、従来どおり職員の誰でもご意見を賜りますが、一応、責任者として上記の通り設けましたのでお知らせします。

また、めぐみ・第二それぞれの正面玄関に、「ご**意見箱**」を設置しておりますので、併せてご活用頂けたらと思います。

(2)今までにいただいた「ご意見・ご要望」

今までのご意見・ご要望で多いのは次の事項です。

- ①かみつきが多い
- ②衣類の紛失が多い
- ③保育教諭の挨拶の仕方や、言葉使いが気になる
- ④駐車場でのマナー
- ⑤園舎と保護者駐車場の間の道路でスピードが 速すぎる車がいる
- ⑥お迎え時の申し送りでの混雑・順番待ちが長い

・・・など

ご意見・ご要望を活かし、教育・保育の質の向上に努め、皆様にご満足いただける教育・保育を目指します。

(3) 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

	めぐみ幼保連携型認	は定こども園
	•解決責任者 岡	本 里紗
	•受付担当者 次	田 賀代
当園	めぐみ第二幼保連携	型認定こども園
ご利用相談窓口	•解決責任者 日	向 葵
	•受付担当者 佐	藤 洋子
	・ご利用時間 当	園開園日、開所時間内
	·電話番号 08	6 - 942 - 5263
	•FAX 08	6 - 942 - 5289
	担当者が不在の場合	合は、当園職員までお申し出ください。
		住所 岡山市東区久保101-4
	天久 嘉弘	電話番号 090-4691-8700
第三者委員		監事
₩ <u>田</u> 田安貝		住所 岡山市東区久保 605-1
	小倉 修一	電話番号 090-7894-2574
		監事

[※] 当園では、上記のほか園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

■虐待防止のための措置に関する事項

当園は、お子さんに対して、暴力行為・わいせつ行為・無視・教育保育の放棄、その他心身に有害な影響を与える行為をしないほか、園児の人権擁護・虐待防止のための責任者を設置するとともに、職員に対する研修を行います。また、児童虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかに岡山市こども総合相談所ほか関係機関に通告し、連携・協力して適切に対処します。

岡山市こども総合相談所(児童相談所)

岡山市北区鹿田町一丁目1番1号(岡山市保健福祉会館5階)

TEL 086-803-2525

児童相談所 全国共通ダイヤル 189(いちはやく)

10 利用の終了に関して

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- ①利用する乳幼児が小学校に就学したとき
- ②2号認定及び3号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ③保育に係る費用を著しく滞納し、当園の督促等に対して誠意を持って対応しないとき
- ④その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 職員の研修

当園では、教育・保育や子育て支援の質を常に向上させるために、月1回の施設内研修と 以下に示すような施設外研修を受講しています。人間性を高め、保育の知識や技術の向上を 図り、より良い教育・保育をめざします。

- •理事長研修
- •施設長研修
- •中堅職員研修
- •主任保育士研修
- •保育士研修
- •新任保育士研修
- •給食担当職員研修
- •公開保育研修
- •造形研修
- ・リズム研修
- ・保育ソーシャルワーク研修

- ·全国夜間保育園連盟 経験交流会
- •国内保育園視察研修
- •防火管理講習会
- •消防訓練研修
- •保育所衛生講習会
- •赤十字幼児安全法講習会
- •幼児水泳指導者講習会
- ・レクリエーションリーダー養成講習会
- •人権教育推進研修
- カウンセリング研修

・・・など

12 個人情報保護に関して

(1)基本方針

社会福祉法人旭東愛児会は、当法人が扱う個人情報の重要性を認識し、その適正な保護のために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報保護に関する法令その他の関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、利用者の個人情報の保護を図ることを徹底いたしております。

(2)個人情報保護に関するお問い合わせ窓口

当法人が保有する個人情報についてのご質問やお問い合わせ、あるいは、開示、訂正、削除、利用停止等の依頼について、以下の窓口でお受けいたします。

めぐみ幼保連携型認定こども園 園長 岡本 里紗 めぐみ第二幼保連携型認定こども園 園長 日向 葵

までお申し付け下さい。

VI 準備物の案内

1入園にあたって

- ○入園にあたり、記入のうえ提出していただく書類。
 - •入所前問診票 ①

3	りがな					続	柄		生	年 月	日	
児童名						長男・二長女・二		平成		年	月	日
1-	主所等	Ŧ	-									
	アパート等は	TEL	7			FAX	Φ.					
棟号まで		メールア										
健原	東保険 区分		1保 記号	• 番号	被保	:険者名		事	業	所 名		
	ふりがな					生年月日	-					
	氏名					携帯						
父	勤務先					携帯メール						
	勤務先住所	Ť				勤務先TEL						
	勤務時間					休日						
	ふりがな					生年月日						
	氏名					携帯						
母	勤務先				8	携帯メール						
	勤務先住別	Ť				勤務先TEL						
	勤務時間					休日						
				本児及び保	R護者を	除く家族権	 					
	氏名											
	続柄											
_	生年月日 業(勤務先)											
	備考											
				保護和	者以外の	の連絡先						
	送迎者	1										
	電 話											
	供との関係											
_	備 考 おっぱん	ームページ	園だより	園内の掲示	5板	項目	ホームペ	-37	園だ。	rn I	園内の	D掲示板
名前	打掲載の		西ルーダン	Ept. 145.1.0/1		写真掲載の	7, 54,		M/C		kull 14	> 16/11/10
-	有無	↑/1 /1/4=================================	見医療受給資格	5 3.1 Dh 311		有無						

•入園前問診票②-1

		,	出産時	病院			1	普通分数	:帝:	切開	1	異常あり・なし(え	未熟児の場	合:保	育器		E
	出産の状況		身長	-	cm	体重		血液型	- 10.5	/ 予5	-		かった・i		77.		
			ЯR	_	GIII	PP	NB .	皿/汉王		17	CHO		1 222	±13 3		-	
					検査							1	建康診査				
		項目				*	犬況	新	丰果		J	月齢	犬況		糸	丰果	
股関節	脱臼					受けた	・受けない	異常あ	4.	il	1	ヶ月 受けた	・受けなし	異	常あ	IJ ·	なし
フェニ	ールケトン尿症	(生後 4	~6日	の新生	児を対	け象) 受けた	・受けない	異常あ	り・カ	il	3~	4ヶ月 受けた	・受けなし	異	常あ	y .	なし
											7~	8ヶ月 受けた	・受けなし	異	常あ	IJ.	なし
_				2	達状	记		-			9~1	0ヶ月 受けた	・受けなし	異	堂あ	IJ.	なし
	項	 B)		<i>D</i> L	時期		-				· 受けなし	3535	A 7	· · ·	7
	首がす						ヶ月				1		受けない 異常あり・な			なし	
		12.12.					ヶ月			\dashv	1,162		・受けない異常あり			A 0	
	這						ヶ月						・受けない 異常あり		//		
	一人:	2					ヶ月			-		75.00	・受けない 異常あ		常あ	IJ.	なし
4.4	TOTAL COL		-) -	r_ \									· 受けない		異常あり・な		
- 41.4	ことを言う(マ		F-2012	7.0		ヶ月					- 44		123.6.2.5	1	2411102		-
=	語文を話す(ワ)	ンワン・	きた	寺)		ヶ月					就学前 受けた		・受けない異常あり・な		4 L		
						上記以	外の今まで	に罹っ	き主な	病気							
	病名		罹患	日		病	名		罹患	日		病名			罹患	日	
咽頭結	膜熱 (プール熱)	平成	年	月	H	溶連菌感染	定	平成	年	月	日	突発性発疹	4	成	年	月	E
マイコ	プラズマ肺炎	平成	年	月	日	RS ウイルス		平成	年	月	日	細菌性胃腸炎	4	成	年	月	E
流行性	行性角結膜炎 平成 年 月 日 ヘルパンギーナ			平成	年	月	日	手足口病		****	年	月	E				
急性出血性結膜炎		平成	年	月	H	腸管出血性大	腸菌感染症	平成	年	月	日	ウイルス性肝炎		-	年	月	E
1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1	びひ 平成年月日水いぼ		平成	年	月	日	りんご病	100	211	年	月	E					
	性けいれん① 平成 年月日中耳炎 平成 性けいれん② 平成 年月日 喘息 平成				年年	月月	日日	アタマジラミ			年年年	月月	E				
禁性の	Control of the contro	平成平成	年年	月月	日日	臍ヘルニア	平成平成	年	月				年	月	E		
陰嚢水		平成	年	月	B	鼠径ヘルニ	P	平成	年	月	B	nation.			267	-	-
TARK!			_	_	_					-0.7							_
体質 /	ま物 アレルギー ****		500			かかりつ名称		1		19	指定以外の病院	小児科					
	ど)※2	物				けの病防	けの病院電話				100	希望する場合	外科				
	£(の他				緊急時	の輸血※3	希望了	る・	しなじ	١.		整形外科	4			
*	きな病気・けが																
		授乳	: £	3乳・ジ	昆合・	労ミルク(メー	カー:)(乳首:					
	食事	離乳1	食:	1 日	1	回 粉ミルク:	または母乳		cc を	7-0	時間	間隔で1日			1	毎時	
	及爭	,					,_	11 .	4	_							
	- 1	幼児1	き :				偏	り・食へ	させ	ה ה							
入園時	排泄の様子	知らせる ・ 知らせない オムツ: 布 ・紙									/毎8	寺 便状	便	回数	E		
時	睡眠	寝る時	寺刻			起きる時刻	9	屋	寝	しない	. #	る ほ	持間位				
		指しも	ゃぶり	: b !		なし 物を	持って寝る	2									
	くせ	その作	也気に	その他気になること													

•入園前問診票②-2

							ß	方接種	歴											罹患	歴			
15	予防接	接種種類·名称	ï		16	目			2 🖪	11			3 回	目			4 🗆	目		病名	罹息	患した	:年月	∃ E
ī	2	Hib		平成	年	月	B	平成	年	Я	Н	平成	年	Я	В	平成	年	月	B	H i b 感染症	平成	年	月	
	ケ月から	肺炎球菌		平成	年	Я	В	平成	年	Я	В	平成	年	月	В	平成	年	A	В	肺炎球菌感染症	平成	年	月	
	6.6	B型肝炎		平成	年	月	В	平成	年	月	B	平成	年	Я	B		/			/				_
定	3ヶ月から	四種混合 ・ジフテリ ・百日 ・ 可傷風 ・ 不活化ポ	7	平成	年	Я	н	平成	年	A	Ħ	平成	年	Я	В	平成	年	月	н	/				
期接種	5ヶ月から	BCG		平成	年	月	H		1	/			1				1			結核	平成	年	Я	
	1 歳	MR (はしか・風疹混	(合)	平成	年	Я	В	平成	年	月	B		1				1	e,		1				
	から	水痘 (みずぼうそう)	平成	年	A	В	平成	年	Я	В		1				1			水痘	平成	年	Я	
	3歳を目途に	日本脳炎	ŧ	平成	年	Я	В	平成	年	Я	Ħ	平成	年	月	В		/			日本脳炎	平成	年	A	
	6																			A 型インフルエンザ	平成	年	Я	
	ケ月か	インフルエン・	ザ	平成	年	Я	В	平成	年	A	B		1.				1			B型インフルエンザ	平成	年	月	
	5																			新型インフルエンザ	平成	年	Я	
任意	初回生後		1 価	平成	年	月	Ħ	平成	年	Я	Ħ		1				1			感染性胃腸炎	平成	年	Я	
接種	14 週 6 日 迄 に	ロタウイルス	5 価	平成	年	月	В	平成	年	Я	B	平成	年	Я	В		1			流行性嘔吐下痢症	平成	年	Я	
	1歳から	流行性耳下腹		平成	年	A	B	平成	年	月	В		/				/			流行性耳下腺炎	平成	年	月	

《備考》

•入園前面接表〈2 歳用〉

	面接表	(児童名		
	目つきがおかしいという心配はありますか	はい・いいえ、どんな	に時ですか	
	・物を見るとき気になることがありますか	はい		
目		首をかしげる・横目で	で見る・目を細める	・まぶしがる
		いいえ		
		・その他		
	・良く聞こえていると思いますか	はい・いいえ(どんな	に時ですか	
耳	・テレビや人の声に敏感に振り向きますか	はい・いいえ(どんな	き時ですか	
	・衣服の着脱について	全く出来ない ・ 手伝	えば出来る・一	人で出来る
	・靴について	覆かせてもらう ・手付	云えば履ける ・ -	一人で履ける
	· 走ることができますか	はい・ いいえ		
発達	・積木で塔のようなものを作ったり、横に並べて電	車などにみたてて遊る	ぶことをしますか。	
圧に		はい・ いいえ		
ついて	・テレビや大人の身振りのまねをしますか	はい・ いいえ		
	・近所に友達がいますか	はい 年齢はどれ位の	人ですか (歳位)	・いいえ
	 ・友達の遊びについていけない時がありますか			
	・友達の遊びについていけない時がありますか			
	・友達の遊びについていけない時がありますか(はい、どんな場面でしたか)	・いいえ
		マかった ・ 普通		
	(はい、どんな場面でしたか		· 遅かった(i	歳 ヵ月頃)
	(はい、どんな場面でしたか・言葉を話しはじめたのは	よく話す・ 余り話さ	・ 遅かった (j ない ・ 言葉がは	歳 ヵ月頃) っきりしない
	(はい、どんな場面でしたか・言葉を話しはじめたのは・ ・言葉は日常生活の中で	よく話す・ 余り話さ	・ 遅かった (j ない ・ 言葉がは	歳 ヵ月頃) っきりしない
	(はい、どんな場面でしたか・言葉を話しはじめたのは	よく話す ・ 余り話さ はい ・ 時々 ・ し	・ 遅かった (j ない ・ 言葉がは	歳 ヵ月頃) っきりしない と連携型認え 2、いいえ
育	(はい、どんな場面でしたか・言葉を話しはじめたのは	tく話す ・ 余り話さ tい ・ 時々 ・ i 1、はい (1、はい (・ 遅かった (i ない ・ 言葉がは いいえめぐみ幼伢)	歳 ヵ月頃) っきりしない と連携型認え 2、いいえ
児上	(はい、どんな場面でしたか・言葉を話しはじめたのは	tく話す ・ 余り話さ tい ・ 時々 ・ t 1、はい (1、はい (1、合う 2、	遅かった(jない・言葉がはいいえめぐみ幼ਿ))余り合わないかまいすぎだと思	 歳 ヵ月頃) つきりしない 2、いいき 2、いいき 3、いいき
育児上の問	(はい、どんな場面でしたか・言葉を話しはじめたのは	tく話す ・ 余り話さ tい ・ 時々 ・ し 1、はい(1、はい(1、合う 2、 1、普通 2、	遅かった(jない ・ 言葉がはいいえめぐみ幼ਿ())余り合わないかまいすぎだと思だと思う	 歳 ヵ月頃) つきりしない 2、いいき 2、いいき 3、いいき
児上の	(はい、どんな場面でしたか・言葉を話しはじめたのは	tく話す ・ 余り話さ tい ・ 時々 ・ 1 1、はい (1、はい (1、合う 2、 1、普通 2、 3、かまわない方; 1、思わない 2!	遅かった(jない ・ 言葉がはいいえめぐみ幼ਿ())余り合わないかまいすぎだと思だと思う思う(歳 ヵ月頃) つきりしない 2、いいき 2、いいき 3、いいき
児上の問	(はい、どんな場面でしたか・言葉を話しはじめたのは	tく話す ・ 余り話さ tい ・ 時々 ・ 1 1、はい (1、はい (1、合う 2、 1、普通 2、 3、かまわない方: 1、思わない 2月 1、ある (遅かった(jない ・ 言葉がはいいえめぐみ幼ਿ())余り合わないかまいすぎだと思だと思う思う(歳 ヵ月頃) つきりしない R連携型認知 2、いいき 3、いいき

•誓約書

誓 約 書

(園児名)		送迎につきまして	ては
駐車場での事故・	トラブルは保護者におい	て全責任をもって	て遂行
しますので、認定	Eこども園には一切申し立	こて致しません。	
もし保護者がなん	いらかの理由により送迎の	できない場合は、	
代理人の氏名を認	8定こども園に必ず連絡し	ます。	
上記誓約いたしま	きす。	年 月	日
めぐみ幼保連携型	型認定こども園 園長 様		
	保護者		
	住所		-
	氏名	(F	
	その他の送迎者	(園児との続	柄)
		()
		()

•入園前健康診断書

淋巴腺腫脹 口腔部 腹部 四肢 眼 耳 身長 cm 頭囲 cm	入	園前健	康診]山市東区西大寺 ℡ 08	36-943-
項目 栄養状態 脊柱 頸 淋巴腺腫脹 口腔部 B 腹部 四肢 B 財 耳 Cm kg B 頭囲 cm cm cm			(受診日	年	月	日)
栄養状態 脊柱 頸 淋巴腺腫脹 口腔部 B 腹部 四肢 B 眼 耳 B 身長 cm 体重 kg B 頭囲 cm			生年月日	平成 年	E 月 E	3生
腹部 四肢 眼 耳 身長 cm 頭囲 cm		脊柱	H	頸部		
腹部 四肢 眼 耳 身長 cm 頭囲 cm		脊柱	7.1	頸部		
眼 耳 身長 cm 体重 kg pl 頭囲 cm		口腔部		胸部		
身長 cm 体重 kg 版 頭囲 cm		四肢		皮膚		
頭囲 cm		耳		鼻		
	cm	体重	kg	胸囲		cm
	m					
医師の所見 医師名						

2 ご用意ください。

下記の物をバッグに入れてお持ち下さい。

詳細は次ページの表をご覧下さい。

(O~1 歳児)



(2~3歳児)



(4~5歳児)



着替えの衣類は、季節や子供さんの発達に合わせて調整してください。 下記の表は目安の枚数です。

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4、5歳児	備考
食事用エプロン	3枚					
紙おむつ	10枚	10枚	5枚			
パンツ		※5枚	5枚	3枚	1枚	
ズボン	5枚	※5枚	5枚	3枚	1枚	
半袖Tシャツ	5枚	5枚	3枚	3枚	1枚	
ビニール袋		10枚		41	~5枚	大きく名前を書いたも のをきれいにたたんで 入れて下さい。

※オリオン1組さんの、紙おむつから布パンツへの移行期は、パンツ・ズボンを各10枚 ご用意頂き、園に持参頂くと、余裕をもって使用できます。

○園で使用する衣類について

- ①靴下・肌着シャツは原則として使用しません。
- ②フード(帽子)のついた洋服や、前ボタンの洋服は着用しないで下さい。
- ③季節の変わり目などで、半袖・長袖の判断がつきかねる場合は、担任に相談して下さい。
- 4登園時には、危険なもの、玩具、お菓子などは一切持たせないようにして下さい。
- ⑤ポケットに、ハンカチとティッシュ(それぞれに名前をはっきり書いて)を毎日入れてあげて下さい。
- ⑥園で使用する帽子は、家で使っている帽子でかまいませんが、麦わら帽子は避けて下さい。 また、風でとばされないように、必ずゴムをつけて下さい。
- ⑦園では、下着やTシャツ等の貸し出しはしていません。着替えは余裕をもってご用意ください。 着替えが無い場合は、園でストックしている新品の下着をおろして使用し、代金を引き落とし 請求させていただきます。

※下着のサイズと値段は以下のとおりです。

サイズ	男の子用	女の子用
95cm	220円	220円
100cm	270円	220円
110cm	270円	220円

3 衣服の保管場所について

・0~1歳児・・・タンスに個人の引き出し(0歳児)及び個人ロッカーに個人のカゴ(1歳児)を 用意しますので、その中へ入れて下さい。

(汚れ物は夕方持ち帰り、翌朝補充をお願いします。)

・2~5歳児・・・カバンの中に常に入れておいて下さい。

4 名前はここへ

漢字でフルネームで記入してください。

カスフをけいりません

- ○必ず持ち物には所定の位置に名前をご記入下さい。
- ○油性の黒ペン(マジックインキなど)でお書き下さい。
- ○洗濯で文字が薄くなってきたらその都度書き足すようお願いします。



5 園外保育の服装・準備物



分からない事は遠慮せずにお尋ね下さい。

6衣類について

(1)制 服

○半袖シャツ・半ズボンのみを決めております。 (2歳児以上) 行事の日には必ず着用します。0、1歳児は普段の日は自由ですので、子どもが動きやすく、 着脱のしやすい衣服を着せて下さい。

(2)活動しやすいものを

- ①伸縮性のある綿のTシャツや半ズボンが良いでしょう。
- ②飾りのボタンや紐、フードのついていないシンプルなものにして下さい。
- ③ずり落ちたりしない股上丈が深いズボン、上着は腹や背中が見えないように丈の長いものが良いでしょう。
- ④裾の長いズボンは歩きにくく危険ですのではかせないで下さい。

(3)汚れてもよい服で

○0~1歳児は食事、おやつ等でよだれかけをしていても洋服が汚れます。園では洗剤をつけての洗濯は不可能ですので、汚れてもよい服を着せてきて下さい。

(4) 着脱を習慣づけるために

- ①ズボン・パンツはゴム入りの簡単なものをおすすめします。
- ②前襟ぐり、袖ぐり、袖下にゆとりのあるものが良いでしょう。
- ③靴はかかとを持ってはける運動靴をおすすめします。戸外あそびや散歩をたくさんしますので、足にあった靴をお選び下さい。子供達はよく汗をかきますので靴はよく洗って気持ちの良いものを履かせてあげて下さい。

(暑くなると**ぞうり**の着用をお勧めしています。詳しくは P105 をご覧下さい。)

(5)安全を心がけましょう

○ズボンや帽子のゴムが緩んだり切れていたら、すぐに直してあげて下さい。

7お昼寝について

- ①長時間を集団の場で過ごすので、心身の疲れをいやすため、0歳児~3歳児クラスまではお昼寝を行います。お昼寝用の布団は、原則として個人持ちです。
- ②昼寝布団(リースもありますので次ページをご覧下さい。) 夏・・・ 上下 バスタオル(寝ゴザの上に敷きます) 冬・・・ 上はベビー毛布 下は敷布団
- ③ ふとんカバーは外れないように、ファスナーまたはひもで 包むようにお願いします。
- ④名前を上下ともに必ず大きく書いて下さい。(右図参照)
- ⑤シーツ・布団の持ち帰りについて

発生致します。

第2金曜日と第4金曜日に持ち帰り、布団は干して、シーツは洗濯したものを月曜日の朝に持参し、押し入れに納めて下さい。

※リースの方はP106の説明をご覧下さい。

⑥お昼寝用の布団を忘れて登園された場合は、その日は

敷布団・パスタオル:幅60~70cm※名前は漢字で久保恵人民恵スピー総布:原は110~120cmベビー毛布:幅60~70cm

※敷布団・ベビー毛布・バスタオルは、 だいたい同じサイズのものをご用意 ください。

ご連絡無しに「リース布団使用」とさせて頂き、お迎え時にその旨お伝え致します。なお、「リース布団使用」に伴う料金(敷布団:200円・掛布団:200円/計・400円)が

8 用品の販売注文について

(1)園で購入頂ける用品

こども園で販売している用品一覧です。必要に応じて事務所までお申し出下さい。

出席ノート・シール	(カ)	¥	680	通園リュック(カ~ア)	¥	4,950	ねんど	¥	450
	(は)	¥	690	運動帽子(Sサイズ)	¥	980	ねんどケース	¥	270
	(\sim)	¥	590	自由画帳	¥	300	のり	¥	170
	(ア)	¥	780	クレパス ¥ 580 ピアニ		ピアニカ(は~ア)	¥	5,808	
				色えんぴつ(ア)	¥	920	ピアニカホース	¥	440
バインダー(全)		¥	287	マーカー	¥	800	ハサミ	¥	430
ゴム印(全)		¥	280						

[※]用品の価格が変更される場合はその都度お知らせ致します。

(2)制服の販売(インターネット販売)

当園で使用する制服の販売につきましては、メーカーの web サイトから、注文や代金の支払いを行い購入するシステムです。

インターネット環境があれば、パソコンやスマートフォンなどで制服をご注文いただけるほか、 支払いもクレジットカードまたはコンビニエンスストアでの決済となります。

なお、商品の受け渡しに関しましては、なりすまし注文(園とは関係のない方からの注文)を防止するため、園からのお渡しとさせて頂きます。

○制服販売・取扱い商品一覧

品目	サイズ	· ·				色		価格	
制服・半袖シャツ	130	120	110	100	90	白		¥1,650	
制服・半ズボン	130	120	110	100	90	ターコイズ	`	¥1,540	
制服・トレシャツ	130	120	110	100	90	ターコイズ	•	¥2,860	
制服・トレパンツ	130	120	110	100	90	ターコイズ		¥2,860	
制服・長袖シャツ	130	120	110	100	90	白	自 ¥1		
運動帽子		フリーサイズ				ブルー		¥ 990	
水着(男子用)	130	120	110	100	90	ブルー		¥1,760	
水着(女子用)	130	120	110	100	90	ブルー	ブルー ¥2,5		
水泳帽子		フリ	ノーサイ	イズ		レッド	ブルー	¥ 660	

[※]サイズによる価格差はありません。

○取扱い通販サイト・アプリについて

・中村被服 園児服ネット通販サイト(<u>http://kirinji-dx.jp)</u>

上記のアドレス、または左記の QR コードよりアクセスしてください。

キーワード megumiyouho



※キーワードは、「めぐみ幼保連携型認定こども園」と

「めぐみ第二幼保連携型認定こども園」共用となります。

- ・制服は中村被服 Kirinji-Dx アプリからもご購入頂けます。 アプリのご利用は、App Store、Google Play で、「kirinji-dx」でアプリを検索、ダウンロード していただいたうえで、ご利用下さい。
- ・ご利用方法につきましては、別紙のご利用ガイドをご覧下さい。

※返品・交換はお受けできませんのでご注意ください。

※ご注文頂いた商品は、毎月末に園からのお渡しとなります。

※なお、ご注文の締め日は、毎月10日となります。ご注文やご入金が10日以降の場合は、商品の お渡しは翌月末になります。

※コンビニ決済の方は、入金後に商品受注の扱いとなりますので、ご注意下さい。

※注文から10日間で入金が無い場合は、キャンセルとなります。

※園児服ネット通販システムに関するお問い合わせ

中村被服株式会社(担当:小林)

[営業時間] 8:00~17:00

[定休日] 土・日曜日、祝日、年末年始、お盆期間

[TEL] 0835-22-3515 FAX:0835-22-3583 [e-mail] info@kirinji.co.jp

(3) ぞうり

○暑くなるとぞうりの着用をお勧めしています。

園では、履きやすく気持ちいい「ケンコーミサトっ子」(http://komilemisatokko.jp/) の畳ぞうりを推奨しています。パソコン、スマートフォンより、上記のアドレス若しくは「ケンコーミサトっ子」で検索して頂き、各ご家庭で注文・購入をお願い致します。

布団のリースのご案内

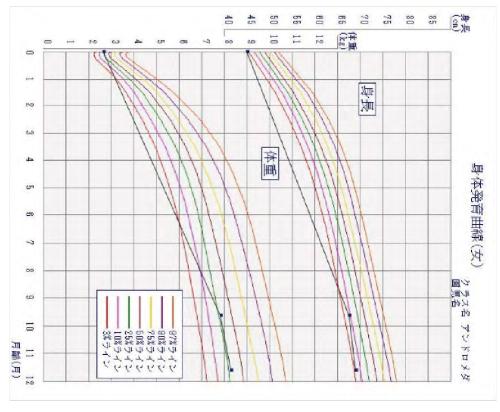


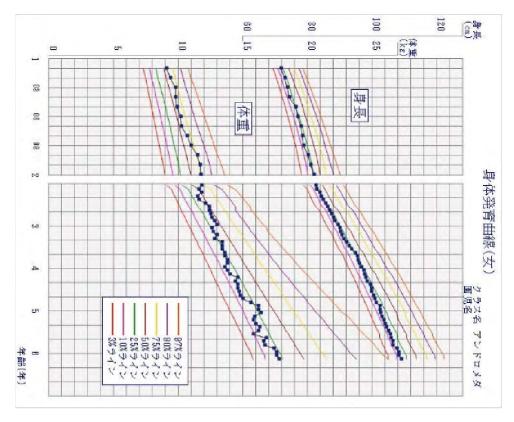
※但しこの金額は、布団リースを1年間ご利用される場合の、割引料金です。

Ⅵ参考資料

1 パーセンタイル(身体発育線グラフ)

毎月10日に実施する身体計測時にお渡しするパーセンタイルの例です。





2 日本スポーツ振興センターへの加入について

<記入例>

令和3年度 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について

日本スポーツ振興センターの災害共済給付は、園の管理下(教育及び保育中・登園の途中など)において園児が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度です。加入は任意となっておりますが、次のことをよくお読みになり、ご理解の上、ぜひ全員加入してください。

記 **給付の種類と内容** [災害共済給付の給付基準は、センター法施行令第3条によります。]

	1110万里境で17日 「火日六頃和口・27和口本中は、 こっ /	伝施門 中分の未によりより。]				
災害の 種類	災害の範囲	給付金額				
負傷	その原因である事由が園の管理下で生じたもので、療養に要する費用	医療費				
貝勝	の額が 5,000 円以上のもの	●医療保険並の療養に要する費用の額の 4/10(そのうち 1/10 は、療				
	その原因である事由が園の管理下で生じたもので、療養に要する費用	養に伴って要する費用として加算される分)。				
	の額が 5,000 円以上のもののうち、文部科学省令で定めているもの	ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分によ				
疾病	・給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症	り限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の 1/10 を加算した額				
	・溺水・異物の嚥下又は迷入による疾患・漆等による皮膚炎	●入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額				
	・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病					
障害	園の管理下の負傷及び疾病が治った後に残った障害	障害見舞金 4,000 万円~88 万円 (通園中の災害は半額)				
	園の管理下において発生した事件に起因する死亡及び疾病に直接起因	死亡見舞金 3,000 万円 (通園中の災害は 1,500 万円)				
死亡	する死亡					
76L	突然死	死亡見舞金 3,000 万円 (通園中の災害は半額)				
	運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500 万円 (通園中の災害も同額)				

なお、園の管理下とは、次の場合をいいます。

(※ 見舞金は、平成17年度以降に給付事由が生じた場合の額です。)

- 教育及び保育中
 園の指導計画に基づく園外保育中
- ③ 園の定めた特定時間中 ④ 通常の経路及び方法による通園中 等

2 給付基準

- 2 総行基準
 ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長 10 年間行われます。
 ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から 2 年間行わないときは、時効によって消滅します。
 ③ 損害賠償を受けたときや他の法令の規定による補償や給付(例えば、地方公共団体の条例等による乳幼児医療費助成制度・ひとり親家庭医療費助成制度)等を受けたときは、その価額の限度において、給付を行いません。
- ④ A階層の世帯に属する保育所等の園児に係る災害については、医療費の給付は行いません。

保護者等負担額 200円 (設置者負担額85円) *これはセンターの災害共済給付制度の概要を記載したものです。 ※負担金額は年額です。

4 加入同意書控(この同意書控はご家庭で1年間大切に保管してください)

		令和3年度(独)日本スポーツ	′振興センター加	入同意書	
児	氏名	久保 恵	加入年月日	令和	年4月1日
童	園名	めぐみ幼保連携型認定こども園 めぐみ第二幼保連携型認定こども園	有効期限	令和	年3月31日
保護	者負担額	200円			

(き り と り)

	令和3年度(独)日本スポーツ振興センター加入同意書									
児	氏名	久保	保護者	氏名	久保 太郎					
童	園名	めぐみ幼保連携型認定こども園 めぐみ第二幼保連携型認定こども園			住所	岡山東区久保 555-555				
	生年月日	平成 年	月 日	保護	者負担額	200円				

上記により、(独)日本スポーツ振興センター災害共済給付制度への加入に同意いたします。 年4月1日

3 延長保育のご案内・申込書

○めぐみ幼保連携型認定こども園

<記入例>

〔めぐみ幼保連携型認定こども園〕

岡山市東区久保 408-1 社会福祉法人 旭東愛児会 理事長 小村 治子

延長保育のご案内

延長保育とは

標準時間保育でご利用されている方は、

お迎えの時間が 18 時を過ぎますと、自動的に延長保育となり、延長保育料が発生します。延長保育の時間は 18:01~19:00 です。

短時間保育でご利用されている方は、

8:30より前に登園されると前延長、お迎えが 16:30 を過ぎると後延長に、 自動的になり、延長保育料が発生します。

それぞれの延長保育時間は、前延長/7:00~8:29、後延長/16:31~19:00です。

料金は

____ 形態により異なります。

形態は

___ 保育時間により異なり、

標準時間保育でご利用されている方は、

○1ヶ月契約で申し込みされますと、1ヶ月の間延長保育を何回利用されても、 料金は一律3500円です。

○<u>時間利用</u>で申し込みされますと、1時間毎に<a>500円請求させて頂きます。

短時間保育でご利用されている方は、

○18時までは、1時間毎に200円請求させて頂きます。

○18:01~19:00 までの1 時間は、500円請求させて頂きます。

※めぐみ幼保連携型認定こども園の延長保育は 19 時までです。19 時を超えてご利用される場合は、1ヶ月契約とは別に1時間毎に500円請求させて頂きます。

食 事は

タ食と軽食の2種類あります。申し込まれる方は、毎回申請して下さい。 食事を申し込まれた場合は、別途料金が発生いたします。下図をご参照下さい。





申 込は

延長保育を利用される場合は、利用申込書に必要事項を記入し、事前に園長に提出して 下さい。申し込み書は、毎月末に検診の部屋に用意しておきますので、毎月申請をお願 いします。

連 絡について

保育の利用時間中は、いついかなる時も連絡がとれるようにしておいて下さい。 連絡先やお迎え時間など、申請事項に変更があった場合はすみやかに申し出て下さい。

管 理について

保険制度を完備しておりますが、保育以外の責任により生じた障害及び破損等の責任は負いかねますことをご了承下さい。

ご不明な点は

めぐみ幼保連携型認定こども園 園長 様

<記入例>

延長保育利用申込書

保護者名 久保 太郎 クラス名 はくちょう組 原記名 久保 恵

いずれかに〇をつけてください。

(○) 1ヶ月契約で申し込みます。(令和 年 8 月 1 日より)

)時間利用で申し込みます。

必要月の前月末に申し込みを受け付けます

〔めぐみ第二幼保連携型認定こども園〕

岡山市東区久保 411-1 社会福祉法人 旭東愛児会 理事長 小村 治子

延長保育のご案内

延長保育とは

標準時間保育でご利用されている方は、

7:00~10:59 に登園されると自動的に延長保育となり、延長保育料が発生します。 短時間保育でご利用されている方は、

11:30 より前に登園されると前延長、お迎えが 19:30 を過ぎると後延長に自動的になり、延長保育料が発生します。

それぞれの延長保育時間は、前延長/7:00~11:29、後延長/19:31~22:00です。

料金は

____ 形態により異なります。

形態は

保育時間により異なり、

標準時間保育でご利用されている方は、

○1ヶ月契約で申し込みされますと、1ヶ月の間延長保育を何回利用されても、 料金は一律3500円です。

<u>○時間利用</u>で申し込みされますと、1時間毎に<u>500円</u>請求させて頂きます。 短時間保育でご利用されている方は、

○1時間毎に200円請求させて頂きます。

由いは

延長保育を利用される場合は、利用申込書に必要事項を記入し、事前に園長に提出して下さい。申し込み書は、毎月末に検診の部屋に用意しておきますので、毎月申請をお願いします。

連 絡について

保育の利用時間中は、いついかなる時も連絡がとれるようにしておいて下さい。 連絡先やお迎え時間など、申請事項に変更があった場合はすみやかに申し出て下さい。

管 理について

ご不明な点は

ご遠慮なく職員室までお尋ね下さい。《Tel:086-942-5263》

めぐみ第二幼保連携型認定こども園 園長 様

<記入例>

延長保育利用申込書

保護者名 久保 太郎 クラス名 はくちょう組 児童名 久保 恵

いずれかに〇をつけてください。

(○)1カ月契約で申し込みます。 (令和 年8月1日より)

() 時間利用で申し込みます。

必要月の前月末に申し込みを受け付けます

4 一時保育のご案内

①一時保育のご案内

〈一時保育のご案内〉

[一時的にお子さまをお預かりします。こんな時にご利用下さい。]

〈お申し込みは〉

- ① 必要事項を記入し保育園に申し込んで下さい。
- ② 一時保育御利用希望の方は健康診断・個人面接を受けていただきます。
- ③ 保育時間は 1日8時間です。(午前7時から午後6時の間) それを過ぎますと延長保育(有料)の対象になります。
- ④ 利用料は当日降園時に頂きます。

〈ご持参していただくもの〉

- ●着替え一式 (パンツ・シャツ・半ズボン・Tシャツ・又はトレーナー等)
- ●おむつをしている方はおむつ (布・紙どちらでもよい)
- ●お昼寝布団 →幼児用のサイズの布団下(上・夏はタオルケット、冬は毛布)

非定型の方→毎週末には家庭に持ち帰り、シーツの洗濯、布団干しをしてください。 緊急の方→その都度持参してください。

- ●プールの用意(非定型の方)夏のみ→プールバック・水着・タオル・ナイロン袋。
- ●服装→私服で動きやすく、汚れても構わないもの、着脱しやすいもの、夏は帽子もご用意下さい。

②利用料金表

〈利用料金表〉

(1日預かり(8時間))

年 齢	基本料金(食事・おやつ代を含む)
0歳~6歳児	3,000円

(延長料金は1時間500円です。)

(半日預かり〈4時間未満〉)

年 龄	基本料金(食事・おやつ代を含む)
0歳~6歳児	1,500円

〈お願い〉

- ○急な発熱や事故、ケガの時、ご連絡しますのでご都合をつけてお迎えをお願いすることがあります。
- O緊急連絡先に変更がありましたらその都度必ずお知らせ下さい。
- O持ち物には名前を必ず書いてください。
- O慣らし保育(徐々に保育時間をのばしていく方法)のご希望も受けます。

【参考】一時保育には2種類のサービスがあります。

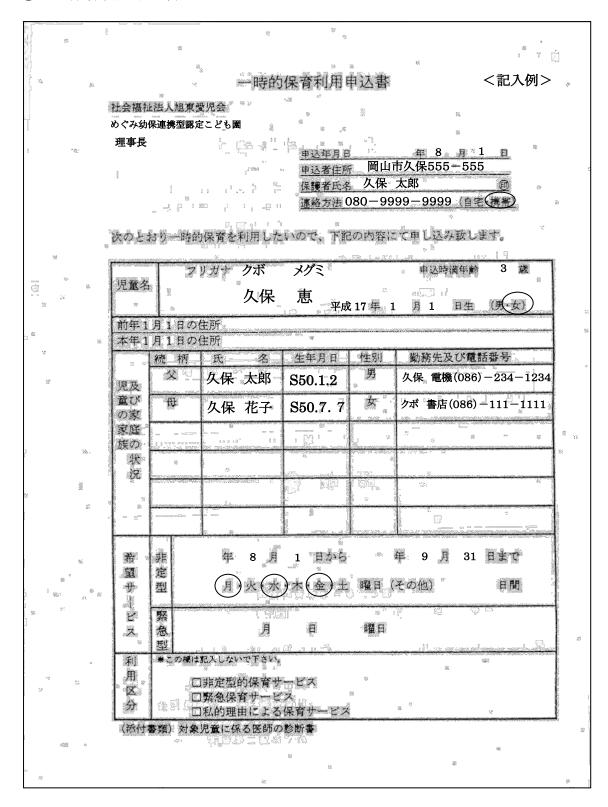
非定型保育サービス事業

保護者の就労形態等により、週3日程度保育が必要な児童に対する保育サービスです。

緊急保育サービス事業

保護者の傷病、入院等により、緊急・突発的に保育を必要とする児童に対する保育サービスです。

③一時保育利用申込書



5 登園許可書

伝染性疾患完治後に医師よりの許可を得て提出して下さい (めぐみ幼保連携型認定こども園園長宛)

登園許可書
園 児 名
年 月 日生
上記の者は、(病名) が軽快し、
伝染病の予防上支障がなく、又集団生活する上でも、支障がない
と認めたので、 月 日からの登園を許可します。
年 月 日
社会福祉法人 旭東愛児会 めぐみ幼保連携型認定こども園 園長殿
· <u>住</u> 所
医院名
医師名 即

伝染性疾患完治後に医師よりの許可を得て提出して下さい。(めぐみ第二幼保連携型認定こども園園長宛)

登園許可書
<u>園 児 名</u> 年 月 日生
上記の者は、(病名) が軽快し、 伝染病の予防上支障がなく、又集団生活する上でも、支障がない
と認めたので、 月 日からの登園を許可します。
年月日
社会福祉法人 旭東愛児会 めぐみ第二幼保連携型認定こども園 園長殿
住所
医院名
<u>医師名</u>

6 登録事項変更届

<こども園 提出用>

	組			保 護 者	氏	名		
	1							
チェック	変更事項			変	<u>(</u>	後		
	住 所							
	電話				7	(呼		方)
	携帯	父			母			
	メールアドレス							
		勤務先名						
	勤 務 先	住 所						
	(父)	電話						
		勤務時間	Į.	寺 分	~	時	分	
	健康保險 訴	国保・社保	・共済	被保険者氏名				
	健康保険証	記号・番号			~			
		勤務先名						
	勤 務 先							
	(母)	電話	. 0				1521	
		勤務時間		寺 分 	~	時	分	
	健康保険証	国保・社保	-	被保険者氏名				
		記号・番号					A	
		※世帯員の	の増減・	·保護者変更·	保護者	以外の連	絡先等	
	その他							

		512条, 第18条, 第	320条関係)			Mil	
	市長様		a consiste to the				
		子育て支援法の給付認定			5	受付印	
なお、 者に関し こと、ま	給付認定変更にあた て、岡山市が市区町 た、関連機関や他市	育て支援法の給付認定等に係 り、適正な認定及び利用者負 付民税課税状況や住民基本台 区町村から資料を取得するこ を提供することについて同意	担の算定のため、 帳等必要な公簿 と、並びに利用	世帯員及の照会・調	び扶養義務 国査等を行う 、所決定時に 提	出方法 窓・郵 是出者 父・母・	
申請	リガナ		届出日 令和	年		人確認 免・マ・	
者	申請者 氏名 (児童との続柄	.)	主新	-			
保護者生	年月日 昭和 平成	左 日 口	車絡先		— · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	携帯・母携帯・自宅・	その他(
CHICAGO PROPERTY.	リガナ						
対見	電氏名 児童1	児童 2			児童3		「申請者」「対象児
対象児生	年月日 平成 合和 年	月 日 平成 令和	年 月	日	平成 年	月 日	の欄に
	J用(申 。)施設						容を記えてくだ。
	変更内容 〔	該当する変更事項の□にチ	ェックのうえ、3	で更後の内	容を記入してくだ:	±(\).	16
1	教育·保育給付	認定 (法第19条)			投等利用給付認定		に関する
		利用申込み に関する変更 設の変更 (①)			利用施設の変		1-1×17 W
認定事項等を変更する場合認可保育施設の利用に関す	希望施設。 事業所名 第三希望 変更希望年月 令和		認定事項を変更する場	教育·保育等	□設立 □認立 □ 認可外的 □ 有児保育 □ 有児保育 □ 有児保育 □ 表示 □ 表	R有施設 口一時發	援学校幼稚部 iかり事業 援助活動支援・ ※市区町村名
等を施設		年 月から 給付認定区分の変更 (①)) 更する	施 施	設所在地	町・村	n 口道
変更を		から1号へ	場合	関	更年月日 令和 施設等利用給	年 月 (付認定区分の	口虫
りる場合	変更希望年月 令和	年 月から 納付義務者の変更 (①)	1	0	2定区分 □2号か 正希望年月 令和	61号へ 口 年 月から	取下げ
)	納付義務者 氏名 (児童 & 変更年月 令和	- の続柄:) 年 月 から	替を利納付業	川用している	の納付に口座振 場合、変更後の 機関で <u>新たに手</u> ります。	施設等利用給付2号への変更を希改めて認定申請をます。	望する場合
	口保	育の必要性の事由の変	更 ※事由に応じつ	「就労証明書	」等、必要書類を添付し	てください。	
)又は②に 対象者 る変更	□父 □母 □その他()		□父 □母 □そ	の他 ()
	事項) 保育の 必要性の				□就労 □妊娠·出 □疾病·負傷·障害		
	事由	□就学 □採用予定 □そ	の他 ()	□就学 □採用予	定 口その他(
	帯構成等の変更 のある世帯員氏名	変更理由	変更	新則	変更年月日	□ 家庭の物	大況の変更 の状況
7月九十:	でのシロロ東スカ	大正・昭和・平成・合和				□ひとり親世帯	
フリカ *ナ:		年 月 大正・昭和・平成・令和	日 □その他(□追加 □消) 月 日 更 令和 年	□在宅障害児(□生活保護受約	
1211 13			日日での他() 月 日		変更年
フラカ*ナ:		大正·昭和·平成·合和 年 月	□追加 □消 □ □ 己 □ 己 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		更 令和 年) 月 日	□該当(開始) □非該当(廃止	令和 月
□住	所の変更	変更年月日 令和 年			活番号の変更	ロチ豚ヨ(廃止	変更年
住 所	Ŧ -			電話番号 (変更後)	父携帯・母携帯・自宅	・その他()	令和
		変更年月日 令和 年	: 月 日	Cold to the			月
(変更後)	の他の変更	发史牛月日 下和 牛	71 H	an address to the			
(変更後)	の他の変更	发史十万日 市和 十	Л	<市処理権	THE PERSON NAMED IN COLUMN TWO IS NOT THE PERSON NAMED IN COLUMN TWO IS NAMED IN COLUMN TW		

7 入園時にご記入いただく書類

○個人情報使用同意書

個人情報使用同意書				
下記園児及びその保護者等に係る個人情報については、以下の	目的のため	こ必要	最低限	の範
囲内において使用することに同意します。				
・小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり	入学する予?	定の小	学校と	0
間で情報を共有すること。				
・他の保育所等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に	こ在籍する	易合に	おいて	
他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。				
・緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供	共を行うこ	Ł.		
口めぐみ幼保連携型認定こども園 園長 様				
□めぐみ第二幼保連携型認定こども園 園長 様				
この同意書の有効期間は、				
令和 年 月 日から、卒園までとする。				
	令和	年	月	日
保護者住所				
國児名				
保護者名 印				

園児から見た続柄: 父・母・()

118

		- 88 - 7 - 7 - 4	
	重要事項説明は	- 関する同恵書	
□めぐみ幼保連携型	認定こども園 園長 様		
口めぐみ第二幼保連	携型認定こども園 園長	様	
私は貴園の、「運 これらの内容に同意 「入園のしおり」を		しおり」に基づいた重	要事項の説明を受け、
この同意書の有効期 <u>令和 年</u>	間は、 月 日から、卒園まで	とする。	
			令和 年 月 日
園児名			
保護者名			印
保護者名			印
保護者名 園児から見た続			印